

平成23年第5回（9月）みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成23年9月7日（水曜日）

議事日程 第1号

平成23年9月7日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議長諸報告
- 日程第 4 請願・陳情文書表
- 日程第 5 閉会中の継続調査に関する委員長報告について
- 日程第 6 発議第 2号 議員派遣の件について
- 日程第 7 報告第 8号 株式会社水の故郷の経営状況の報告について
報告第 9号 株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告について
報告第10号 株式会社猿ヶ京温泉夢未来の経営状況の報告について
報告第11号 月夜野クラフトビール株式会社の経営状況の報告について
報告第12号 平成22年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について
- 日程第 8 承認第 5号 平成23年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）の専決処分報告について
承認第 6号 平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告について
- 日程第 9 議案第56号 みなかみ町公平委員の選任について
- 日程第10 議案第57号 みなかみ町教育委員会委員の任命について
- 日程第11 議案第58号 みなかみ町後閑駅前駐車場の設置及び管理に関する条例について
議案第59号 みなかみ町公共施設管理基金条例について
議案第60号 みなかみ町スポーツ・健康まちづくり振興基金条例について
議案第61号 みなかみ町有害鳥獣対策基金条例について
- 日程第12 議案第62号 社会資本整備総合交付金事業町道悪戸関口線関口橋橋梁整備工事（上部工）請負契約の締結について
- 日程第13 議案第63号 平成23年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）について
議案第64号 平成23年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第65号 平成23年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第66号 平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

- 議案第 67 号 平成 23 年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 14 認定第 1 号 平成 22 年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 22 年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 平成 22 年度みなかみ町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 平成 22 年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 平成 22 年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 平成 22 年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 平成 22 年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 平成 22 年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9 号 平成 22 年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 10 号 平成 22 年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 11 号 平成 22 年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 12 号 平成 22 年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 一般質問
- ◇ 林 一彦 君・・・1. 7 月 26 日付上毛新聞掲載の原発・使用済み核燃料など最終処分場の立地を求められた場合の対応についての真意について
- ◇ 阿部賢一 君・・・1. 臨時雇用（緊急雇用対策事業等）とその後の対応について
- ◇ 島崎栄一 君・・・1. 来年度の国民健康保険税について
2. 健康な人には
- ◇ 高橋市郎 君・・・1. 小中学校の不登校といじめについて
2. 町有の遊休施設の利用と契約について
3. 指定管理制度について
4. 町税及び公共料金の滞納について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

午前 9 時 開会

議 長（久保秀雄君） 皆さん、おはようございます。

本日、議員各位におかれましては諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

また、本日は、代表監査委員の渋谷正誼さんにおいでいただいております。お忙しい中、本当にご苦労さまでございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は 18 名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成 23 年第 5 回（9 月）みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長あいさつ

議 長（久保秀雄君） 本定例会に際し、町長よりあいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 平成 23 年 9 月定例会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、本日、議会招集のご案内を差し上げましたところ、早速ご参集賜り厚くお礼を申し上げます。また、代表監査委員の渋谷正誼様にもご出席いただきまして、心より感謝申し上げます。

まず、7 月 28 日から 31 日にかけての豪雨についてお話しさせていただきたいと思っております。

町内北部地域で記録的な豪雨に見舞われました。藤原地区を中心に、土砂崩れにより県道や町道の通行どめや用水路のはんらんなど、至るところで災害が発生いたしました。特に町道宝川線におきましては、山林の大崩落が発生し、町道や河川をふさぎ、崩落土砂による自然ダムができるなど、自然災害の脅威を思い知らされたところでございます。

県におきましても、8 月 4 日に大沢知事を初め県土整備部長や県幹部に被災状況を視察していただき、早速復旧に向けて作業を開始していただいております。また、議員におかれましても現地調査を行っていただきまして、大変ありがとうございました。

利根川上流に我が町はダム群を有しておりますけれども、今回の豪雨につきましては、矢木沢ダムの上流域において 72 時間雨量が 631 ミリを記録するなど、矢木沢ダム、奈良俣ダムの管理開始以降、最大となるダム流入量を記録したと国土交通省関東地方整備局・利根川ダム統合管理事務所より説明を受けております。

ダム統合管理所によりまして、洪水期間中において利水容量の空き容量を有効利用したことによりまして、3 つのダムで約 1 億トン、9909 万トンというふうに計算しておりますが、約 1 億トンの水を貯留することができ、下流での洪水被害の軽減を図ることができたと。この洪水調節によりまして、ダム下流の水上、特に湯原地区等で相当の水位を低

減させる効果があったということでございました。利根川上流にあるダム群がもしなかったと考えると、町内では甚大な被害が発生したはずでございまして、今回の災害から改めてダムの有用性について痛感しているところでございます。

あわせて、先日9月3日、4日の台風12号についてでございますが、町内でも西部地区を中心に多量の降雨がありまして、交通規制により国道17号が3日の20時から翌日8時までの12時間にわたり通行どめになりました。町道も崩落等による通行どめも2カ所、倒木等による支障が二十数カ所生じたところです。農業につきまして、こんにゃく、リンゴ等に被害が出ており、昨日から現地調査を行っているところですが、住民生活に大きな支障が生じるという状況にはなっておりません。

次に、現在、群馬デスティネーションキャンペーンが実施されておまして、2カ月が経過し、9月1カ月の期間を残しているという状況でございます。自然、文化、歴史、食といったそれぞれの地域の個性を磨き上げまして、まさに「わくわく体験新発見」できる企画が多くの方々の参加ででき上がり、今展開されているところでございます。JR東日本も、みなかみ町の素材を大きく取り上げ、多くのSLが乗り入れる等、みなかみ町との連携が図られております。

これらの成果といたしまして、大震災の影響がある中、7月の観光客の実績といたしましては、群馬県全体としては前年同月を上回る105.9%と言われておりますが、主要9温泉地の宿泊者数においては104.9%という調査結果が出ております。その中で、水上温泉につきましては、前年115.5%ということで伸びが顕著になっております。みなかみ町内の温泉地エリア別で、宿泊、日帰りを合わせた全体の対前年度比率につきましては、水上エリアが11.8%、上牧を中心とする月夜野エリアが102.7%、猿ヶ京等の新治エリアについては97.1%というのが7月の状況でございます。

水上温泉周辺では、DCに向けた受け入れ態勢の充実が図られた、あるいはSLの運行による駅周辺のにぎわいが見られたといったようなことで、DC効果が顕著であると評価されているところでございます。一方、震災以降、まだ団体客の入り込みが回復していないという影響も残っております。8月の集計が期待されておるところでございます。

さて、ことしの夏は、東日本大震災の影響により大幅な電力需給のギャップが生ずる中で、不測の大規模停電が懸念されておりました。やむを得ない緊急措置として計画停電も想定され、また、大口の需要者には電気事業法に基づく15%カットの使用制限が講じられたところであります。

町の施設といたしましては、アメニティ施設が大口施設の対象となりまして、使用電力の制限により固形燃料化施設の稼働を昼夜逆転させて行ったところでございます。また、役場におきましては、庁内の冷房を使用しないことや照明を最小限とするなどに努めまして効果を上げたところであります。町全体の使用電力にとっては効果は些少ではありましたが、節電意識を高めるという点では大きな成果があったものと考えておるところでございます。

非常に心配された電力需給の逼迫ですが、幅広い国民のご理解があり、計画停電も実施されず、大きな混乱もなく盛夏が過ぎたところでございます。国では、電気事業法による

電気の使用制限を前倒しで9月9日をもって解除するということを決定いたしました。この夏の電気需給については落ちついた様子で見受けております。今の発電の状況について、今後におけるさらなる節電努力、これらが必要なのかと考えておるところでございます。

3月11日の大地震から約半年が経過いたしました。被災者のうち最後の2家族が特例措置によりまして町営住宅に入居されました。それをもちまして、町として独自の被災者受け入れについては、7月20日をもって終了いたしましたところでございます。

受け入れにつきましては、3月15日から行ったところでございますが、長期受け入れ者が延べ1万3775人泊、短期受け入れにつきましては、延べ3296人泊という結果でございます。すべての町の人々のご理解と温かな対応に対しまして、改めて感謝申し上げる次第でございます。

あわせて、津波で大きな被害を受けました宮城県女川町に対する地方自治体間の支援として、群馬県と連携して取り組んできたところでございます。4月22日に第1陣2名を派遣して以来、8月26日に第18陣が帰町し、延べ36人、322人泊の職員派遣が終了いたしました。女川町も依然復興に向けまして多くの課題が残されておりますが、仮設住宅も整うなど、震災直後の緊急を要する措置はひとまず一段落したようでございます。一日も早い復興をお祈りしております。

みなかみ町では、現在、地域防災計画の見直しに着手しております。土砂崩れや洪水被害などさまざまな被害が想定される中で、災害直後の事務対処や避難所、避難路のあり方など、派遣した職員の体験が生かせるものと確信しております。

また、先般、スポーツ医療品大手のデサントとスポーツを核としたまちづくり「みなかみデサントスポーツタウンプロジェクト」を発表させていただきました。民間企業と一体で、我が町の特徴であります山、川、湖など自然環境を生かした登山、スキー、ラフティング、カヌー、ゴルフなどのスポーツを楽しめるまちづくりに取り組んでまいります。

まず、54回を数える藤原湖マラソンを8月28日にデサントの冠大会として開催させていただきました。小学校で、元オリンピック選手を講師に招いたキッズスポーツ教室の開催や新商品開発のためのフィールドテスト等、今後、多様な事業の展開を協力して進めてまいります。

さて、本定例会に提案いたします案件は、各会社からの経営状況の報告等が7件、決算認定が12件、議案といたしまして、委員の任命等が2件、工事契約の締結が1件、条例制定が4件、及び補正予算等であります。詳細につきましては、後ほどご説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

開 議

議 長（久保秀雄君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（久保秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

3番 中島信義君

13番 小野章一君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（久保秀雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日9月7日より、9月16日までの10日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より9月16日までの10日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議長（久保秀雄君） 日程第3、議長諸報告を行います。

6月定例議会後、閉会中の主な事件についてご報告申し上げます。

最初に、広域関係の会議結果を申し上げます。

7月14日、利根沼田文化会館において、広域議員協議会と郡町村議会議長会が開催され、例年行われている平成23年度利根郡町村議員・事務局長研修会の開催について協議され、輪番制ということで今年度は10月4日、5日の両日、みなかみ町の水上館で行われることになりました。このほか、報告案件が3件、その他事項が3件話し合われました。

8月26日には、利根地方総合開発協会理事会が行われ、各町村から出された30項目の要望について各部会で精査し、請願・陳情・地域での要望に整理し、理事会にかけられました。この結果、今年度においては5項目に絞り、9月15日より開かれる県議会にお願いすることになりました。請願・陳情項目については、次のとおりです。県内資源の開発と総合発信について、望郷ラインの早期県道昇格について、放射性物質による農産物の風評被害について、小児科医師の確保について、県妊婦健康診査支援事業の継続についての5項目であります。

次に、8月24日、前橋グリーンドームで群馬県後期高齢者医療広域連合定例会が行われ、私が6カ月間、議長代理として執務を行ってきましたが、このたびの定例会により、空白でありました群馬県後期高齢者医療広域連合議長に藤岡市議会議長の吉田達哉氏が就任されましたので、ご報告申し上げます。

このほかに、6月から8月にかけて、道路期成同盟会の総会や夏山シーズンに向けての山開き、スポーツ行事、夏まつりなど、町内はもちろん郡議長会としても郡内の各種の催しに参加してきております。

これにて議長諸報告を終了いたします。

日程第4 請願・陳情文書表

議長（久保秀雄君） 日程第4、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、本日までに受理しました請願・陳情はお手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

平成23年第5回(9月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名	請願人	受理年月日
	請願趣旨	紹介議員	付託委員会
請願第5号	みなかみ町における「町づくり」のビジョンとしての請願	みなかみ町大穴514-1 竹内 功ほか28人	平成23年7月27日
		河合 幸雄 小林 洋 中島 信義	厚生常任委員会
	<p>【請願趣旨】 異常気象と呼ばれる事例が増加傾向の今、地球規模で民意の認識のレベルを早急にアップすることが、各国のリーダーを動かす早道と思慮されます。そこで国のリーダーによらない、地球規模の認識を踏まえ且つ利害を超えた、各種団体代表者による、環境に関する会議「みなかみ国際環境会議」を行い、今までの多くの決議と実行がスムーズに運営されるよう取り図り、一般民衆の環境に対する認識の向上を招く。また、多くの分野で展示場を設ける「みなかみ国際環境見本市」は、見学者の増加と若年層のUターン化を図れるほか、環境に関しての今までにない付加価値が、行動半径に入っているということに他なりません。景気不景気に左右されない町づくりを行えます。そして「みなかみ国際環境科学館」は、環境関連の意識を楽しみながら学べる、未来に向けた科学館の集合体とし、近年の青少年の科学離れから世界中の青少年が集える場所になります。同じ問題意識を共有し、国力を軍備で表すよりも、今を存在する人たちの協力こそが、将来をかえる一歩である事実を「みなかみ」からスタートさせなければなりません。「みなかみ国際環境都市」をみなかみ町のビジョンとして、「誇り」と「恥」の文化を取り戻し、尊敬される人材の育成を、みなかみ町の財産とする絶好の機会と考えます。みなかみ町のビジョンは、「みなかみ国際環境都市」とし、三項目が柱となっています。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 環境問題に関する会議場を設置し、環境に関する一般人の認識のレベルを高め、IPCCや国連気候変動枠組条約の可決に対して協力する。 (みなかみ国際環境会議) 2. 環境に関する多くの分野の見本市を「みなかみ町」を核として建設し、見学者の増加を図るとともに、CO2の削減製品の普及を促進する。 (みなかみ国際環境見本市) 3. 青少年の科学離れを食い止めるとともに、興味を持つきっかけを点在する科学館において育成する。 (みなかみ国際環境科学館) 		

請願 (H23.9)

平成23年第5回(9月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名	請願人		受理年月日
	請願趣旨	紹介議員		付託委員会
請願第6号	町道稗田線の狭隘部拡幅と雨水排水の処理について	みなかみ町後閑 後閑区長 渋谷 讓		平成23年8月19日
		小野 章一 森下 直	山田 庄一	産業観光常任委員会
	<p>【請願趣旨】</p> <p>当地区の稗田線は、先の大戦時において稗田地内中島飛行場地下工場の資材運搬路として、軍部により強制的に開削された道であります。</p> <p>この道路は、小学校の通学路でもあり、月夜野電子線の運搬車両や朝夕の通勤通学時間帯に車の交互通行も出来ない狭隘道路です。</p> <p>また、この道路には、側溝が無いため新興住宅地から雨水が流入し、溢れ、下流の宅地や農地へ入り、地域住民は大変困っております。</p> <p>つきましては、長年放置されている軍用道路の未処理部分と雨水排水の処理を合わせて、狭隘部の拡幅をお願いします。</p> <p>【請願事項】</p> <p>町道稗田線望郷ライン交差部から町道後閑師線交差点までの間 約850mへの狭隘部拡幅と雨水排水の処理。</p>			

請願 (H23.9)

平成23年第5回(9月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨	紹介議員	付託委員会
陳情 第4 号	浄化槽の管理及び汚泥の有効利用についての陳情	みなかみ町上津 2051-1 高橋 貞雄	平成23年8月29日 厚生常任委員会
	<p>【陳情趣旨】</p> <p>浄化槽の自主管理及び汚泥を有効利用できるようにしてください。 最近特に、汚泥のエコの重要性が認識されています。町内各家庭より発生する汚泥を有効利用してください。 町民は便所の維持管理に多大な負担を強いられています。早急な取り組みをお願いします。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>一、浄化槽の維持管理を自主管理で行えるようにしてください。 二、アメニティーで可動してない箇所の施設を、汚泥の有効利用に役立つようお願いします。</p>		

陳情 (H23.9)

議長（久保秀雄君） 所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願いいたします。

日程第5 閉会中の継続調査に関する委員長報告について

1. 産業観光常任委員会視察（被災箇所調査報告）

議長（久保秀雄君） 日程第5、閉会中の継続調査に関する委員長報告についてを議題といたします。所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長河合生博君。

（産業観光常任委員長 河合生博君登壇）

産業観光常任委員長（河合生博君） 産業観光常任委員会被災箇所調査報告を行います。

8月10日、参加者は産業観光常任委員会、有志議員、当局合計で17名でございます。

8月10日水曜日、1時より、担当課より、7月28日から31日にかけての豪雨災害で被災した被災箇所の現地視察に伴う説明を本庁庁舎で受けました。

以上より視察にまいりまして、水紀行館前の親水公園では、河川の水衝部に当たり、増水により水が乗り、護岸背後地が洗掘され、擬木柵等の流出があった。来訪者が多く来るため、早急に復旧が必要と思われる。

続きまして、宝川線でございますが、宝川線の汪泉閣から約700メートル上流の民有林が崩壊し、約2万立方メートルに及ぶ土砂が併用林道と宝川を覆い、堆積していた河川には流出した多量の立木が横たわりました。今までに見たことのない状況でございました。

なお、河川は一級河川であるため、土木事務所において河川内に散在する立木の除去や河川の河道の確保を早急に行うこと、併用林道の復旧については、調査の結果を待って検討することの話でございました。

続きまして、明川地区の水路を視察いたしまして、水路の構造上の問題もあり、豪雨時に水路から越流した水が町道舗装を洗掘し、その先の県道水上片品線ののり面を崩落させ、被害となったものと説明を受けました。水路の改修と町道舗装の早期復旧が必要と思われました。

続きまして、町道大滝沢一畝田線、新一畝田橋附帯構造物である崩落現場を視察し、下部の擁壁とブロック積みの背面の土砂に多量の水が吸収された結果、増大した背面土圧に下部擁壁が耐えられなくなり崩壊したと思われる。復旧については検討中であるとのことでした。

続きまして、今回、非常にこの町を救ってくれた藤原ダム総合管理事務所において、利根川ダム総合管理事務所、川村所長から、矢木沢ダム上流域について、72時間雨量が631ミリとなるなど矢木沢、奈良俣両ダムにおいて管理開始以来最大となる流入量を記録したとのこと、洪水被害をみなかみ町を初め、下流流域がこうむったことは明らかであり、ダムの重要性を改めて痛感いたしました。

今回、最下部に位置する藤原ダムにおいて、最大514%の放流を6時間程度している

ように資料からうかがえますが、このままの放流量をどのぐらい続けても下流部では耐えられるか質問したところ、流域における降雨の状況や他の河川の流量によって変化する。統合管理事務所で、変化するこうしたすべての要素を勘案し、放流のタイミングや流量を利根川ダム統合管理事務所で決定しているとのことでした。

このような調整の結果、今回ぎりぎりのところで甚大な被害を受けずに済んだものということで、ダムの果たす役割の重要性を改めて認識するとともに、今後も下流域住民の安全のためにご尽力くださるようお願いをいたしました。

続きまして、高日向町営住宅前、河川被災箇所視察をしたときに、利根川ダム統合管理事務所長、川村所長から、今回の豪雨によるダムの対応について説明を受けたばかりなので、ダムがなかったら、崩壊したらどうなっているのだろうと想像したら身震いをいたしました。急峻な懐の広いみなかみ町でございますので、災害前の防災施設の整備を促し、安全・安心なまちづくりを推進していただきたい。その実行に対しましては、議会もでき得る限りのことをしていきたいと心から思う視察でした。

平成23年9月7日、産業観光委員会委員長、河合生博、報告。

議長（久保秀雄君） 以上で、閉会中の継続調査に関する委員長報告を終わります。

日程第6 発議第2号 議員派遣の件について

議長（久保秀雄君） 日程第6、発議第2号、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、別紙のとおり議員派遣をすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は別紙のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

- 日程第7
- 報告第8号 株式会社水の故郷の経営状況の報告について
 - 報告第9号 株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告について
 - 報告第10号 株式会社猿ヶ京温泉夢未来の経営状況の報告について
 - 報告第11号 月夜野クラフトビール株式会社の経営状況の報告について
 - 報告第12号 平成22年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

議長（久保秀雄君） 日程第7、報告第8号、株式会社水の故郷の経営状況の報告についてから、報告第12号、平成22年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率についてまで、以上5件を一括議題といたします。

町長より、報告の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 報告第 8 号から報告第 1 2 号までについて、一括してご報告申し上げます。

まず、報告第 8 号、株式会社水の故郷、報告第 9 号、株式会社月夜野振興公社、報告第 1 0 号、株式会社猿ヶ京温泉夢未来、報告第 1 1 号、月夜野クラフトビール株式会社の経営状況の報告でございますが、それぞれ各社より報告がございましたので、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により議会に提出するものであります。

次に、報告第 1 2 号についてご説明させていただきます。

この報告は、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき、平成 2 2 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について報告するものでございます。

まず、健全化判断比率についてであります。実質赤字比率から将来負担比率までの 4 つの指標から成っております。このいずれかの 1 つでも早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければなりません。みなかみ町の平成 2 2 年度決算に基づく健全化判断比率につきましては、いずれも基準を下回る数値となっております。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字となっております。実質公債費比率は 1 5 . 4 % で、早期健全化基準の 2 5 % を下回っております。将来負担比率は 7 5 . 6 % で、早期健全化基準の 3 5 0 % を下回っております。

次に、公営企業会計に係る資金不足比率についてご報告いたします。

資金不足比率は、公営企業における資金不足額の事業規模に対する割合で、経営健全化基準は 2 0 % となっております。

なお、経営健全化基準以上の場合、経営健全化計画を定めることとなります。

みなかみ町の平成 2 2 年度決算に基づく資金不足比率については、水道事業会計から温泉事業特別会計まですべて黒字でありまして、資金不足比率は算定されませんでした。

なお、監査委員の意見につきましては、監査委員から提出されました決算審査意見書のとおりでございます。

以上、報告第 8 号から第 1 2 号までについてのご報告とさせていただきます。

議 長（久保秀雄君） 以上で報告第 8 号、株式会社水の故郷の経営状況の報告についてから、報告第 1 2 号、平成 2 2 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率についてまでを終わります。

日程第 8 承認第 5 号 平成 2 3 年度みなかみ町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分報告について

承認第 6 号 平成 2 3 年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分報告について

議 長（久保秀雄君） 日程第 8、承認第 5 号、平成 2 3 年度みなかみ町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分報告について及び承認第 6 号、平成 2 3 年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分報告について、以上 2 件を一括議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 承認第5号及び承認第6号を一括してご説明申し上げます。

今回の専決は、7月28日から31日までの豪雨により災害が発生したため、その復旧経費を予算措置したものであります。

最初に、承認第5号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2270万円を追加し、歳入歳出の総額を125億4726万1000円としたものです。

歳出補正の11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費1320万円の増額は、明川地区排水路の復旧工事等であります。2項土木施設災害復旧費1億950万円の増額は、町道湯原中通線ほか8カ所の災害復旧工事等であります。

なお、財源につきましては、地方交付税6672万円、国庫支出金2668万円及び町債2930万円を措置して対応いたしました。

次に、承認第6号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出の総額を9億9500万円としたものです。

歳出補正につきましては、2款下水道事業費、1項公共下水道費300万円の増額は、利根川の増水により公共下水道高日向ポンプ場に接する護岸の一部が洗掘され、下水道管路が露出され、当該ポンプ場が浸食されるおそれがあったことから、緊急的な災害仮応急工事を行ったものです。

財源については、繰越金300万円に対応いたしました。

いずれも緊急を要する事案であり、専決処分させていただきました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長(久保秀雄君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

承認第5号、承認第6号について、質疑はありますか。

10番原澤良輝君。

10番(原澤良輝君) 4ページの町債なんですけれども、2930万円を災害復旧事業債で発行することになっていきますけれども、これは後で地方交付税で手当てされるのかどうかということと、農林水産施設の工事の箇所は1カ所がいいのか、それから土木の工事は11カ所というふうに説明を受けていたんですけれども、今回、先ほど9カ所というふうにお聞きしたんですけれども、どちらなのかちょっと。

議 長(久保秀雄君) 総合政策課長宮崎育雄君。

(総合政策課長 宮崎育雄君登壇)

総合政策課長(宮崎育雄君) 災害復旧事業債の交付税の算入率についてお答え申し上げます。

元利償還金の95%が交付税に算入されることになっております。

以上です。

議 長(久保秀雄君) 農政課長高橋正次君。

(農政課長 高橋正次君登壇)

農政課長（高橋正次君） 農政課の専決の箇所ですけれども、まず、四ヶ村用水の砦1カ所でございます。それと師入用水、あと殿田用水、宝台樹用水、大井用水、淵尻用水、藤原西用水、それと明川ということで8カ所でございます。

以上です。

議長（久保秀雄君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 土木関係ですが、実際に被災を受けているところ、大きなものですが、けれども12カ所ほどございます。そのほか調査委託等がございまして、13カ所ございます。そのうち大きなものについては8カ所ございます。湯ノ小屋、宝台樹、上ノ原とか、先ほど町長の答弁にありましたとおり、湯原中通線、これにつきましては、消雪ポンプが河川側にありまして、それが流出したものでございまして、これが一番大きなものでございます。そのほかにつきましては、橋の兩岸のブロックの崩壊やら道路ののり面の崩壊、のり下の路肩の崩れ等がございまして、それらの復旧でございます。

以上です。

議長（久保秀雄君） 農政課長高橋正次君。

農政課長（高橋正次君） 大変申しわけございません。もう1カ所、清流公園がございまして、農政のほうは9カ所でございます。

以上です。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて承認第5号、承認第6号の質疑を終結いたします。

これより承認第5号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて承認第5号の討論を終結いたします。

承認第5号、平成23年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号、平成23年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）の専決処分報告については、原案のとおり承認されました。

これより承認第6号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて承認第6号の討論を終結いたします。

承認第6号、平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号、平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分報告については、原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第56号 みなかみ町公平委員の選任について

議長(久保秀雄君) 日程第9、議案第56号、みなかみ町公平委員の選任についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第56号、みなかみ町公平委員の選任についてご説明申し上げます。

みなかみ町公平委員会の委員である西峰須川1609番地の本多成明氏の任期が平成23年11月24日に満了となりますので、次期委員として、羽場2166番地の富澤豊氏を選任いたしたく、地方公務員法の規定により議会の同意を求めるものでございます。

富澤氏は新治村議会議員、みなかみ町議会議員を歴任され、人格高潔にして地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、公平委員として適任であります。

なお、任期につきましては、平成23年11月25日から平成27年11月24日までの4年間であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長(久保秀雄君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第56号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第56号の質疑を終結いたします。

これより議案第56号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第56号の討論を終結いたします。

議案第56号、みなかみ町公平委員の選任についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号、みなかみ町公平委員の選任については、原案のとおり同意されました。

日程第10 議案第57号 みなかみ町教育委員会委員の任命について

議長(久保秀雄君) 日程第10、議案第57号、みなかみ町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第57号、みなかみ町教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現教育委員の石坂作次氏が11月25日をもって任期満了となり、今期をもって退任されることとなりました。

石坂氏におかれましては、平成22年度には町の教育委員長として、また、利根郡町村教育委員連絡協議会の副会長として、みなかみ町や利根地域の教育行政の発展のために多大なご尽力を賜りましたことに対し、衷心より感謝申し上げる次第であります。

つきましては、後任の委員として阿部剛氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

阿部氏は、みなかみ町湯桧曾93番地に居住し、平成元年3月、新潟大学経済学部を卒業、平成6年12月、家業でありますなかや旅館を受け継ぎ、平成15年4月から水上温泉旅館協同組合企画委員長として町観光産業の振興に尽力されるとともに、平成20年度、22年度に幸知小学校のPTA副会長を歴任されるなど、教育にも熱心な方であります。

豊富な経験を持ち、人格、識見とも申し分なく、教育委員として適任であります。

なお、任期につきましては、平成23年11月26日から平成27年11月25日までの4年間でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(久保秀雄君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第57号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第57号の質疑を終結いたします。

これより議案第57号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（久保秀雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第57号の討論を終結いたします。

議案第57号、みなかみ町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号、みなかみ町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

日程第11 議案第58号 みなかみ町後閑駅前駐車場の設置及び管理に関する条例について

議案第59号 みなかみ町公共施設管理基金条例について

議案第60号 みなかみ町スポーツ・健康まちづくり振興基金条例について

議案第61号 みなかみ町有害鳥獣対策基金条例について

議長（久保秀雄君） 日程第11、議案第58号、みなかみ町後閑駅前駐車場の設置及び管理に関する条例についてから、議案第61号、みなかみ町有害鳥獣対策基金条例について、以上4件を一括議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第58号から議案第61号までについて、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第58号、みなかみ町後閑駅前駐車場の設置及び管理に関する条例についてご説明申し上げます。

これは後閑駅前の駐車場の整備が完了することから、設置及び管理条例を制定するものであります。この駐車場は、駅周辺の交通の円滑化及び鉄道利用による通勤・通学等の利用者の利便性向上並びに地域の活性化を目的として、平成22年3月より整備に着手し、平成22年9月より暫定的に利用いただいているところであります。

駐車場の整備に当たっては、当初より利用者負担の原則から料金の徴収を求める意見が出されておりましたが、補助事業により取得した施設であること、利用実態が明確でないこと、隣接しております町道駅坂線の道路整備が予定されていることなどにより、半年程度の期間を設けて検証を行ってきたところであります。

利用者へのアンケート調査や検証の結果、通勤・通学に利用する方が多く、公平性や利用者負担の原則にかんがみ、駐車料金を徴収することが望ましいと判断しております。

ことし1月のきめ細かな交付金事業で予算を確保させていただき、現在、施設内に遮断機つき完成施設を設ける工事を発注し、有料駐車場として活用できるように進めているところであります。

本条例につきましては、後閑駅前駐車場に駐車する使用料や駐車場の管理規定について定めるものであります。

次に、議案第59号、みなかみ町公共施設管理基金条例についてご説明申し上げます。

町が保有する公共施設については、合併以降、可能な限り統廃合を進めてきた結果、未利用となっている施設があり、また、使用している施設の中でも老朽化が著しく修繕が必要となっている施設もございます。

一方、施設周辺や道路沿いの草刈り作業等、修繕以外の日常的な管理業務については、現在、国の緊急雇用創出基金事業により臨時職員で対応しておりますが、事業が今年度で終了することが見込まれております。来年以降の別の対応策を措置する必要にも迫られております。

以上のようなことから、今後は未利用となっている施設を計画的に取り壊すとともに、継続的に運営する公共施設を良好に管理することが求められてまいります。しかしながら、取り壊しや施設の維持管理には多額の費用が必要となり、補助事業等が活用できたとしてもそれ相当の一般財源を準備する必要がございます。

このような目的のため、本基金を創設し、公共施設の取り壊しや修繕、あるいは良好な管理運営に必要な一般財源を確保しようとするものであります。

次に、議案第60号、みなかみ町スポーツ・健康まちづくり振興基金条例についてご説明申し上げます。

去る7月27日、東京都内において、株式会社デサントと連携し、スポーツを核としたまちづくりに取り組む「みなかみデサントスポーツタウンプロジェクト」を発表いたしました。このプロジェクトは、町の豊かな自然と四季を通じた多種多様なスポーツを楽しめる環境を生かし、デサントとの共同によるスポーツイベントや各種教室を企画開催し、スポーツ振興によるまちづくりを推進しようとするものでございます。デサントでは、今後数年間にわたりプロジェクトに取り組む方針を示しております。

また、このプロジェクトのほかに、株式会社ドールからは、スポーツイベントへの協賛、桃李館の有効活用、ブルーベリーの試験栽培、さらには飲料水の試験販売等、食と健康をテーマとした事業の企画提案もあり、既に企業側としては必要事業費のめどをつけ、複数年にわたり取り組む姿勢を見せております。これは町としても地域活性化や農業振興への寄与など期待でき、企業の提案に誠意を持ってこたえてまいりたいと考えております。

つきましては、これらのスポーツと健康をテーマとしたまちづくりを企業との共同により推進していくための財源を安定的に確保するために、スポーツ・健康まちづくり振興基金条例を創設いたしたく提案するものであります。

次に、議案第61号、みなかみ町有害鳥獣対策基金条例についてご説明申し上げます。

獣害対策の実施に当たっては、鳥獣保護法により保護を基本とした考え方のもと、多くの対策を講じてきたところであります。

しかしながら、有害獣による農林業への被害が深刻な状況にあり、その対策が緊急の課題となっていることから、農林水産省では新たな鳥獣被害防止の法律を制定し、市町村が防止計画を策定することによりまして、より機動的な対策が可能となりました。

みなかみ町においても、近年、有害獣被害が数多く発生しており、ことし4月より獣害対策センターを設置し、有害獣被害の軽減に努めているところでございます。

今後において、さらにより効果的な対策を講ずるため、新たに有害鳥獣対策基金を設置し、人的、財政的な強化を図ることによりまして、来訪者あるいは住民が安心して活動できる環境の提供を行うとともに、安心して地域農業に取り組める環境の構築を目指そうとするものであります。

以上、議案第58号から第61号まで一括してご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保秀雄君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第58号から議案第61号について、質疑はありますか。

11番 島崎栄一君。

11番（島崎栄一君） 議案第61号のみなかみ町有害鳥獣対策基金条例についてということなんですけれども、猿、イノシシ等いろいろ害がありまして、こういうのをつくって具体的にはどんなことをやっていこうかという計画はもうあるんですか。

議長（久保秀雄君） 農政課長高橋正次君。

（農政課長 高橋正次君登壇）

農政課長（高橋正次君） 現在、考えられることを申し上げたいと思います。これはあくまで計画でございまして。緩衝帯の整備とそれを補います地域の活動へのフォローアップ、また、パトロール体制、また、駆除体制の強化、さらには発信機による猿の個体数の管理の充実化、それと追い払い体制の構築、電牧柵、捕獲器の増設、また、捕獲物の処理方法等、可能な計画についてできる限り取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありますか。

10番 原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 駅前駐車場なんですけれども、岩本駅だとか沼田駅の例、それから町内のほかの駐車場が何件かあると思うんですけれども、上牧なり湯原なりの、それとの検討の経過みたいなのがわかったら教えてください。

議長（久保秀雄君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） お答えいたします。

近隣の駐車場の関係なんですけれども、上毛高原駅下駐車場につきましては、無料の時間が20分で、時間当たり100円、最大1000円という金額でございまして。沼田駅前駐車場につきましても、無料時間が1時間、その後、1時間ごとに100円で最大1000円ということでございます。岩本駅については、ちょっと調査資料がないんですけれども、近隣の後閑駅周辺の駐車場の料金については、ほとんどが月決めでございまして、おむね3000円から4000円の月決めで貸しているようでございます。

これらのことを考慮しまして、後閑駅前駐車場については、無料時間を2時間とりまして、その後、5時間まで1時間ごとに100円、その後は300円という数字でござい

す。最大300円ということでございます。

以上です。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 指定管理に出すような予定になっているんですけども、これは特別駐車というのが国と地方自治体ですか、認めるような形になっているんですけども、この料金はどういうふうに決定するのでしょうか。

議長（久保秀雄君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 国ないしほかの地方公共団体が使用する場合は、減免という形で無料にする方向ではありますけれども、場合によっては料金を徴収する可能性もございます。

指定管理の関係につきましては、現在、この条例が可決しましたら、今後の検討の中で一応職員で管理はしていきまして、実態がどうなのかということで、指定管理ないしは委託等のことも考えていきたいと、そういうことで指定管理の条例が入ってございます。

以上です。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 一括なのであれですけども、公共施設の基金管理条例とスポーツ・健康まちづくりの基金ですけども、これはどの程度までを予定しているのか教えてください。

議長（久保秀雄君） 総合政策課長宮崎育雄君。

（総合政策課長 宮崎育雄君登壇）

総合政策課長（宮崎育雄君） 両基金の積み立て予定額についてお答え申し上げます。

本9月の補正におきまして、公共施設管理基金については2億円、それからスポーツ・健康まちづくり関係の基金につきましては、5000万円を予定しております。

なお、今後、財政状況を見まして、特に公共施設管理基金については上積みで基金をふやすような形で考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第58号から議案第61号の質疑を終結いたします。

これより議案第58号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第58号の討論を終結いたします。

議案第58号、みなかみ町後閑駅前駐車場の設置及び管理に関する条例についてを採決

いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号、みなかみ町後閑駅前駐車場の設置及び管理に関する条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第59号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第59号の討論を終結いたします。

議案第59号、みなかみ町公共施設管理基金条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号、みなかみ町公共施設管理基金条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第60号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第60号の討論を終結いたします。

議案第60号、みなかみ町スポーツ・健康まちづくり振興基金条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号、みなかみ町スポーツ・健康まちづくり振興基金条例については、原案のとおり可決されました。

これより議案第61号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第61号の討論を終結いたします。

議案第61号、みなかみ町有害鳥獣対策基金条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号、みなかみ町有害鳥獣対策基金条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第62号 社会資本整備総合交付金事業町道悪戸関口線関口橋橋梁整備工事(上部工)請負契約の締結について

議長(久保秀雄君) 日程第12、議案第62号、社会資本整備総合交付金事業町道悪戸関口線関口橋橋梁整備工事(上部工)請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第62号につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、社会資本整備総合交付金事業町道悪戸関口線関口橋橋梁整備工事(上部工)の建設工事請負契約を締結するものであります。

8月31日、条件付一般競争入札に付しまして、契約金額1億7325万円で、利根郡みなかみ町羽場1094番地、杉木土建株式会社、代表取締役杉木寿一が落札いたしました。

当該者を契約の相手方として建設工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(久保秀雄君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第62号について、質疑はありませんか。

5番阿部賢一君。

5番(阿部賢一君) この議案第62号についてなんですけれども、指名業者名と入札の回数、そして入札が複数回あったとするならば、それぞれの入札の金額を教えてください。

議長(久保秀雄君) 地域整備課長増田伸之君。

(地域整備課長 増田伸之君登壇)

地域整備課長(増田伸之君) 業者名をお答えいたします。

業者名と、入札の回数なんですけれども、1回行っております。それぞれの金額を申し上げます。

木内建設株式会社、1億7100万円、消費税抜きでございます。木村建設株式会社、1億7300万円、清滝建設株式会社、1億7200万円、杉木土建株式会社、1億6500万円、須田建設株式会社、1億7000万円、5社でございます。

以上です。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

11番島崎栄一君。

11番（島崎栄一君） 関口橋橋梁整備工事（上部工）というふうを書いてあるんですけども、上部のこと、だから下部があるのかということと、それから条件付一般競争入札というんですけども、この金額として下部の金額はほかにも払って、上部も今回払っているということで、2段階で払っているのかどうかということの確認と、それから条件付一般競争入札という、その条件というのはどういう条件なのかということですね。あと、今金額を言ってもらったんですけども、その落札価格が落札率何パーセントというんですか、それを教えてください。

議長（久保秀雄君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 上部工と下部工ですが、下部工については橋台、ピアがございます。上部工については道路面、橋型のことを上部工と申します。それで、昨年、下部工については完了してございます。

（「幾らだったですか」の声あり）

地域整備課長（増田伸之君） 金額は今資料がないので、後ほどお答えしますがよろしくお願ひします。それと落札率ですけども、97%になります。

それと条件ですが、これにつきましては、みなかみ町の条件付一般競争入札施行要綱に基づきまして、予定価格が5000万円以上のものについてはやるということでございまして、条件につきましては、一般土木一式工事の最新の経営事項審査の総合評点が730点以上、みなかみ町の入札参加資格の土木一式工事の格付がA級、それと建設業法に基づきます特定建設業許可を受けていることと、なおかつ同一工種の工事実績がある者ということを条件に付してございます。

以上です。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） この工事に対して、事前に談合があったんじゃないかという情報があったんですけども、町にもそういう話があったんですが、その対処をどうしたのかということと、先ほど97%というふうに落札率を教えてくださいんですけども、予定価格の正確な数字をお願いしたいと思います。

あと、条件の中に、今言われたのに以前は住所地なり事務所がみなかみ町というのがあったんですが、今回は外れているのかどうか。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸良昌君） ただいま談合情報があったかという確認がありました。これについては、我々も議員さんのところに来たやつをいただいておりますので、多くの議員さんがご存じだと思いますけれども、全くの談合情報ではございません。つまり談合情報というのは、談合に至る内容について具体的に指摘していない限り、談合情報ではありませんという理解ですが、談合に対する対処の手続がございまして、それに準じてやらせていただきました。

その具体的な手法については、整備課長に残余の分等については答えさせていただきます。

議長（久保秀雄君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） その談合情報の関係につきましては、議員さんからの情報をいただきましたので、調査委員会を開いてございます。その中でその内容を検討した結果は、談合には値しないということですが、やはり一応入札業者より誓約書を取り、なおかつ入札前に、談合が入札後に発覚した場合については、この入札は取り消しをするという警告をした後に入札を行っております。

それと、予定価格でございますが、1億7000万円の予定価格でございます。

それと、その要綱の中に、みなかみ町に本社を置くということを明記してございますので、入札資格、そのほかにも地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものとか、条件付一般競争入札の告示を行っておりますので、その中に明記をして入札を実施しております。

以上です。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

11番島崎栄一君。

11番（島崎栄一君） 予定価格が1億7000万円ということなんですけれども、今回金額を見させてもらおうと、杉木土建だけ1億6500万円で、ほかが須田が1億7000万円、木内が1億7100万円、清滝が1億7200万円で、木村が1億7300万円ということで、100万円ずつきれいにびったり並んでいるんですね。数字を見ると、余り自然な感じじゃない、不自然な印象を受けます。

議長（久保秀雄君） この際、休憩いたします。

（10時07分 休憩）

※休憩中に質疑について確認がされた。

（10時09分 再開）

議長（久保秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（久保秀雄君） 11番島崎栄一君。

11番（島崎栄一君） 予定価格が1億7000万円ということで、見ると落札した杉木土建だけがそれを下回る1億6500万円で、ほかの落札できなかったところは1億7000万円から始まって、100万円、200万円、300万円ということで、不自然に数字がそろっている。これについては、何か非常に疑わしいというんですか、こんなのは偶然起きるような感じじゃないなというのを私は感じました。それに対して町長は、この数字を見てどう思いますか。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸良昌君） 今の島崎議員のご指摘は、予定価格に対して5社の一般競争入札の入札が落札に至る価格を提示したのが2社しかない、3社はそれよりも高い提示があったという

ことだと思います。なお、その数字について、数字が非常に近接しているというご指摘だと思います。

ご存じのとおり、橋梁等の大型工事においては、それぞれの地元業者がこれについては施工実績を一般競争入札の条件にしておりますけれども、その専門的な分野の能力、あるいはそういう技術を一緒にやっていく業者、そういうところと具体的な検討を進めておるという案件だと思いますので、結果的に近い数字がそれぞれの一般競争入札業者から入ってくるということは、あり得ることだろうというふうに思っております。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

11番島崎栄一君。

11番（島崎栄一君） 橋梁の場合は、10トントラックとか20トンのものが乗ったりとか、重量物が通る。それから、そのスパンがある程度あって、構造計算をきちんとしなければならぬものです。非常にはっきりと専門性の高い工事です。この5社の人たちは今までそんな橋の専門業者かという、実際にははっきり言うと橋の専門じゃないような気がするんですね、印象として。

そういう中で、専門でないところに落札させて、そこから下請の感じで専門的に橋をつくれる業者が入ってやるんじゃないかなという感じがします。これだったら普通の一般競争入札にして、本当に橋をつくる専門の業者にその適正な価格で発注したほうが、税金の節約面とかそういうところでは正しかったのではないかと。町の土木業者ができるようなそういう工事については、なるべく町にというのはわかるんですけども、町の業者に発注してもそれから下請にほとんどやってもらうような、そういう間接的になるような、専門性の高いような発注については、普通の一般競争入札にすべきじゃなかったのかなというふうに思います。それについて課長はどう思いますか。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸良昌君） ただいま御指摘がありました。橋梁の荷重検査等々のご指摘がありましたが、これについては設計段階できちとした設計を行って、その設計図書に基づいて施工発注するということですので、第1点の問題についての専門性の問題については1点あるかと思いますが。

次に、なぜ条件付一般競争入札にしたのかと、あるいは条件付にした考え方は何かというご指摘だと思います。これにつきまして、今発言の中にございました適正価格ということについては、先ほどから設計、予定価格、入札価格、ご説明していますように、適正な価格で予定価格を設定し、それについて入札してもらっていますので、適正な価格であろうと思っています。

その次に、専門性の高い業種については、中央であろうが何であろうが専門業者に出すべきだというご指摘につきましては、みなかみ町に本社を置きますという条件をつけたのは、やはり地域の建設業、これらの技術の涵養、技術を高めていくということ、あるいは経験を積む、これも重要な行政だと思っていますので、そういう形で競争入札の条件をつけたということをございます。なぜ一般競争入札ではなくて条件付一般競争入札だったのかというご質問だと思いますので、その点について答えさせていただきます。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 昨年、下部工で6000万円だったと思います。それで、今回は1億6500万円。これで工事が第2期で終わりなのかということと、あと、上と下が同じ業者になる可能性というのは出すとあるわけですね。その場合に、やっぱり上と下を分けて発注するみたいな考えはなかったのかどうか。今回は、だから指名をすれば、上と下が同じになるという可能性はないと思うし、こういうふうな問題が出てこないんじゃないかなと思うんですけども、その辺のところはどうですか。

議長（久保秀雄君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 昨年も条件付一般競争入札でやりまして、条件が、本社がみなかみ町にあるということで付してございますので、あとは同工種とかそういうものの中で会社からの入札の参加申し出に対して審査を行い、やっているものですから、たまたま今回、同じ業者がとったということだと思います。

以上です。

（「2期工事で終わりなの」の声あり）

地域整備課長（増田伸之君） 失礼しました。この上部工で終わるんですけども、その後、取り付けの部分が多少ございます。それで完了いたします。平成23年度中には何とか完了させて、ただ、旧橋梁の撤去がございまして、これがもしかすると24年度に撤去ということで、あと取り付けの関係等がございまして。

以上です。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

12番高橋市郎君。

12番（高橋市郎君） 先ほど来の町長なり課長の答弁の中で、いわゆる施工実績なり地元業者なり、条件を満たしている業者が参加したという話、その中で1つだけお聞きしたいのは、施工実績等々でいうと、そこの徒渉橋を施工している業者も、施工実績なり地元業者なりという条件は満たしていると思うんですけども、ことしの冬期の出水による事故等を起こした、その関係で参加をみずから見合わせたのか、そうでなくて、その条件等によって参加ができなかったのか、その点についてはどういうことでしょうか。

議長（久保秀雄君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 当然、その徒渉橋をやった業者についても参加の申し込みはありましたけれども、同工種の実績がないということで辞退して、辞退といたしますか、入札には参加できませんでした。

（「何のですか」の声あり）

地域整備課長（増田伸之君） 同工種、要は今回つくるものについてはPC橋梁ですけども、PC橋梁の実績がないということで参加をできませんでした。

議長（久保秀雄君） 12番高橋市郎君。

12番（高橋市郎君） その工法の実績がないということで、町側から参加を断ったんじゃないじゃなくて、みずからが、だから参加の申し込みをしなかったということですか。

議長（久保秀雄君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 実績がないということで、結局、その入札資格に該当しないということで、実質的にはおりにいただいたといえますか、参加できなかったということでございます。

議長（久保秀雄君） 12番高橋市郎君。

12番（高橋市郎君） その工法なりが非常にいろいろあるということで、そこでやっている徒渉橋の工法と違う工法で、実績がないという判断をして参加を見合わせてもらったという、町側からのそういう要請という今の答弁に私は聞こえたんですけども、ということになると、ほかの業者はPC工法という工法の実績があるという判断ですか。

議長（久保秀雄君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） 参加資格の中で、結局、条件がありますから、条件が整わない会社については参加できないということしております。要は実績がありません。

以上です。

（「ほかの業者は実際にPCでやってたんですか」の声あり）

地域整備課長（増田伸之君） 橋についてはですね、その業者については、PC橋梁をやった実績がないということで参加できませんでした。この徒渉橋については、下部工を今業者はやっているわけですが、下部工については実績があるのでそれは参加できたんですけども、上部工はまだやっていませんので、それはまたそれなりに条件を出してやっていく予定でございますけれども、一応PC橋梁の実績がないということで、参加辞退といえますか、参加できませんでした。

以上です。

（「だから答弁、ほかの4社は」の声あり）

地域整備課長（増田伸之君） ほかの4社については、PC工法の実績がありますので参加をさせていただきます。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第62号の質疑を終結いたします。

これより議案第62号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第62号の討論を終結いたします。

議案第62号 社会資本整備総合交付金事業町道悪戸関口線関口橋橋梁整備工事（上部

工) 請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

議長(久保秀雄君) 議案第62号 社会資本整備総合交付金事業町道悪戸関口線関口橋橋梁整備工事(上部工) 請負契約の締結についてを、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(久保秀雄君) 起立多数であります。

よって、議案第62号 社会資本整備総合交付金事業町道悪戸関口線関口橋橋梁整備工事(上部工) 請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第63号 平成23年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)

議案第64号 平成23年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第65号 平成23年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第66号 平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第67号 平成23年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第1号)

議長(久保秀雄君) 日程第13、議案第63号、平成23年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)についてから、議案第67号、平成23年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第1号)についてまでは、関連する議題でありますので、以上5件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第63号から議案第67号まで、一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第63号についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億7651万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億2377万1000円とするものであります。

歳出補正の主なものでございますが、2款総務費では、1項総務管理費2億6977万8000円の増額は、公共施設管理基金積立金2億円及びスポーツ・健康まちづくり振興基金積立金5000万円等であります。

3款民生費では、1項社会福祉費2633万2000円の増額は、障害者自立支援給付費等2533万円が主なものでございます。2項児童福祉費131万4000円の増額は、病後児童保育事業を開始するための費用であります。

4款衛生費では、2項清掃費955万6000円の増額は、アメニティパークの電気事業法による指示に対応するための固形燃料化施設運転保守管理業務料641万9000円の増額が主なものであります。

6款農林水産業費では、1項農業費3804万7000円の増額は、豊楽館トイレ及び遊神館ポンプ修繕等の農村公園施設費368万円、小規模土地改良事業2705万円が主なものです。2項林業費1億807万2000円の増額は、有害鳥獣対策基金積立金1億円が主なものであります。

7款商工費では、1項商工費2338万5000円の減額は、エンジョイみなかみ商品券プラン補助金2670万円の減額と住宅新築改修等補助金331万5000円の増額であります。2項観光費1975万円の増額は、町営温泉施設診断業務委託料及び川手山森林公園バンガロー等撤去工事等の観光施設総務費1570万円が主なものであります。

8款土木費では、2項道路橋梁費6900万円の増額は、勝浜2号橋架替工事の橋梁維持費4000万円が主なものです。4項都市計画費9820万円の増額は、悪戸矢瀬線の道整備交付金事業1億100万円の増額と下水道特別会計繰出金280万円の減額であります。

9款消防費では、1項消防費3553万6000円の増額は、公務災害補償の市町村総合事務組合負担金1502万6000円、ハザードマップ作成の災害対策費1000万円が主なものであります。

10款教育費では、6項社会教育費1億2405万7000円の増額は、集会施設整備費3460万円と名胡桃城址史跡用地購入費8875万7000円が主なものであります。

一方、財源となる歳入補正ですが、主な内訳は、地方交付税4億5400万8000円の増額は、普通交付税であります。

分担金及び負担金340万円の増額は、集会施設整備事業分担金240万円が主なものであります。

国庫支出金5157万4000円の増額は、道整備交付金4000万円が主なものであります。

県支出金2396万5000円の増額は、小規模土地改良事業補助金1291万6000円が主なもので、繰入金581万2000円の増額は、介護保険特別会計繰入金であります。

繰越金1億8831万円につきましては、平成22年度の決算の確定に伴う繰越金であります。

諸収入94万1000円の増額は、埋蔵文化財調査費60万円が主なものです。

町債4850万円の増額は、過疎対策事業債1億3520万円及び合併特例債380万円の増額と臨時財政対策債9050万円の減額であります。

以上が一般会計の補正内容でございます。

続きまして、議案第64号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2474万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8374万4000円とするものであります。

歳出の補正につきましては、11款諸支出金2474万4000円の増額は、平成22年度実績に基づき返還する療養給付費及び出産一時金に係る国庫負担金と特定健康診査における国庫負担金及び県支出金の返還金であります。

財源となる歳入補正につきましては、9款繰越金を2474万4000円増額するものであります。

次に、議案第65号についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3790万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2490万1000円とするものであります。

歳出補正の主なものは、3款地域支援事業費の2万円の増額については、介護予防サポーターの有資格者増加に伴う活動のための保険料を増額するものであります。

5款基金積立金3047万6000円及び7款諸支出金1718万円の増額は、平成22年度決算に伴う積立金及び諸支出金の増額であります。

また、8款予備費を977万5000円減額いたしました。

なお、補正財源につきましては、平成22年度決算に伴う繰越金の増額で対応いたしております。

次に、議案第66号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3717万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3217万9000円とするものであります。

歳出補正の主なものは、2款下水道事業費、1項公共下水道費1275万円の増額は、管渠更生工事費及び施設修繕費等維持管理費の増額であります。2項特定環境保全公共下水道費671万円の増額は、施設修繕料及び汚泥の放射性物質検査手数料及び処理費であります。3項流域下水道費1132万9000円の増額は、流域下水道における放射性物質が含まれた汚泥処理に伴う維持管理負担金の増額であります。

3款公債費563万円は、償還元金の増額であります。

財源となる歳入補正の主なものは、3款国庫支出金640万円の減額は、事業費の精査によるものであります。

6款繰入金280万円の減額及び7款繰越金4241万9000円の増額は、平成22年度決算確定に伴うものであり、9款町債400万円の増額は、管渠更生工事の増額によるものであります。

次に、議案第67号についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3850万円とするものであります。

歳出補正につきましては、1款事業費、1項温泉事業費150万円の増額は、温泉引込管移設工事であります。

なお、財源につきましては、4款繰越金を150万円増額で対応いたしました。

以上が特別会計の補正内容でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保秀雄君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第63号、平成23年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）について、質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） アメニティ関係で、昼夜逆転して操業したと。それに対する経費がふえたので補正しますと言うんですけども、この経費に関しては東電に補償請求をするものなんですか。できるものですか。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸良昌君） もし詳細が必要であれば、担当課長から説明させますけれども、あれについては電気事業法に基づく経済産業大臣の指示ということで、各事業者、従前の85%以下で運転するよという電気事業法による指示でございますので、当面、法律に基づく指示とそれに伴う経費だというふうに理解しております。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑ありませんか。

17番森下直君。

17番（森下直君） 商工費のほうで18ページですけども、エンジョイみなかみ商品券の補助金の戻しが2670万円という形で出ていますが、ちょっとこれ資料を忘れちゃったんですけども、当初計画が幾らで、実績で幾らで、それからその計画費が幾らだという点について、まず1点お聞かせ願いたいと思います。

議長（久保秀雄君） 観光商工課長真庭敏君。

（観光商工課長 真庭 敏君登壇）

観光商工課長（真庭 敏君） お答えいたします。

エンジョイみなかみ商品券プランの当初の計画でございますけれども、当初計画では商品券の総額、額面といたしましては3億7500万円、事務費といたしまして150万円、宣伝広告費といたしまして100万円、計4000万円という計画で取り組みました。

それで、実績でございますけれども、商品券の販売率で申し上げますと、予算から申し上げますと28.7%という販売実績でございました。それを額面で言い直しますと1億74万4000円、そのほか印刷費ですとか通信費、消耗品費、宣伝費、あるいは振込手数料等を含めますと1億3300万円という実績になりますので、その差額が今回の補正で減額補正ということになったわけでございます。

以上です。

議長（久保秀雄君） この際、休憩いたします。

（10時37分 休憩）

※休憩中に金額についての確認がされた。

（10時37分 再開）

議長（久保秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（久保秀雄君） 観光商工課長真庭敏君。

観光商工課長（真庭 敏君） 額面で申し上げますと、要するに全体の総額は、事業としては4000万円だということで、そのうち旅館の宿泊費負担があるということで、済みません、要するに予算上の減額の額の差ということでよろしいんですね。

（「ちょっと課長、いいですか、議長」の声あり）

議長（久保秀雄君） この際、休憩いたします。

（10時38分 休憩）

※休憩中に金額についての確認が再度された。

（10時39分 再開）

議長（久保秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（久保秀雄君） 観光商工課長、答弁をお願いします。

観光商工課長（真庭 敏君） 申しわけございません。ちょっと私がかたを間違えて申し上げました。もう一度訂正させていただきます。

当初計画では総額4000万円ということで計画いたしまして、商品券の販売分といたしまして、1074万4000円、そのほか印刷費が108万円、その他通信費、消耗品費、広告費、手数料を合計いたしますと1330万円でございます。先ほど1億3300万円と言ってしまったようでございますけれども、1330万円というのが商品券のこの計画の実績数字になります。その差額が減額補正ということになります。

以上でございます。

（「あと、その27%か何か」の声あり）

観光商工課長（真庭 敏君） 券の販売比率で申し上げますと、枚数で申し上げますと、当初7万5000枚を予算の中では発行する予定でございましたけれども、その販売実績といたしましては、28.7%ということでございます。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

3番中島信義君。

3番（中島信義君） ページで21ページです。消防費の関係でちょっとお伺いします。

2款の非常備消防費という金額、これの内容をちょっと聞かせていただきたいと思えます。と同時に、4款のハザードマップの作成委託料、これはどんな形でどんなところを指すのか、ちょっといただければと思えます。

議長（久保秀雄君） 総務課長篠田朗君。

（総務課長 篠田 朗君登壇）

総務課長（篠田 朗君） お答えいたします。

非常備消防費の需用費の620万円というのは、消防団に預けるホースの充実を図るため、要するにホースの購入です。

それと、負担金で1502万6000円なんですが、これは市町村総合事務組合の負担金でございますけれども、これにつきましては、東日本大震災によって消防団員の死者、行方不明者が251名あったということでございます。それに伴って、要は消防、この共済については全国的にやっておりますので、負担金がもちろん足りないというようなことで、要は1500万円、これは追加された部分でございます。それによって被災された消防団員の遺族だとか、そういうものの補償になるわけなんですけれども、一応今年度限りの措置ということでございます。それで、この負担額の増額については特別掛金になるん

ですけれども、これらについては、市町村の負担部分の増額については、この後において特別交付税で措置されるということでございます。

それと、防災費のハザードマップの作成委託料1000万円なんですけれども、これは今防災計画を見直しております、避難所の見直しだとか今取りかかっているところなんですけれども、一応その地区ごとに今避難所等、防災計画を見直しております。そういうことで、要はハザードマップをつくっていききたいということなんですけれども、原案については町の職員のほうで一応つくるんですが、それを見やすくするために航空写真を使ってそれを張りついたりとか、そういう印刷の技術面もいろいろあると思いますので、ただでき上がったものをコピーするのではなくて、そういう見やすいものにしたいということで、主に印刷になると思うんですけれども、一応1000万円ということで上げさせていただいております。

以上です。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

3番中島信義君。

3番（中島信義君） ホースを購入するという話をいただきました。このホースというのは1本が何メートル、そうするとこれが何本ぐらい購入できるか、ちょっとその辺がわかたらお答え願えればと思います。

議長（久保秀雄君） 総務課長篠田朗君。

（総務課長 篠田 朗君登壇）

総務課長（篠田 朗君） 1本が延長は20メートルです。それと、今分団には29部の部があると思うんですけれども、そこについて5本から7本、値段にもよるんですけれども、一応そのぐらい。そうすると全体で200本前後になると思うんですけれども、一応そのぐらいを追加して整備したいということです。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

12番高橋市郎君。

12番（高橋市郎君） 3点ほど質問をさせていただきます。

第1点につきましては、商工費、先ほど森下議員からも質問があったようですけれども、エンジョイみなかみ商品券プランの補助金の減額について、これについては、さきの6月の初めごろ、全協で、利用率が悪いから期間を7月いっぱい延長してくれというような説明があったように思います。4000万円からの予算を組む、その補正予算の段階においてどのぐらいの集客、これは商品券の事業ということでありますけれども、いわゆる宿泊業者に対しての支援事業というような感覚であったかと思えます。

そういう中で、どの程度の集客のアップをあれしているのかというきちんとした事業計画、数字に基づいた計画があるであろうというような質問をした記憶があるんですけれども、なかなかきちんとした数字をあらわしていただけなかったなという記憶があります。そういう中ではありますけれども、達成率が3割を切っているというようなこと、これは事業を始める段階において、それは早急にやらなければならないというような諸般の事情はあったにせよ、3割に満たない達成率ということに対しての事業評価というものは、ど

のように考えるのか、その点を1点。

もう1点につきましては、先ほど中島議員の質疑にもありましたけれども、21ページの消防費のハザードマップ作成委託料、これに対しては、大分前だったですけれども、避難所等の一覧表の作成図が配付されました。配付をされた時点において、間違いが多々あった表であったというふうに記憶をしています。それはそれとして、新たに1000万円からかけてハザードマップをつくると、これ委託をするということに対して、どの程度の災害を想定して作成するのか。雨量がどの程度だとか、地震がどういう程度であるとか、そういう基本的な災害想定をして、このマップの作成に当たるのだというふうに考えるんですけれども、その点について、どういう想定をなさってこれに当たるのか。そういう点。

もう1点、23ページの社会教育費の公民館費、この集会施設の3460万円、これは多分、間違っていたら申しわけないですけれども、町組の集会施設の関係かと思うんですけれども、これは都市計画道路の用地にかかるということでの移転ということだというふうに理解をしているんですけれども、なぜ教育費で対応するのかと。

この3点についてよろしくお願いたします。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸良昌君） 今ご質問があったうちで何点か答えさせていただいて、残余については担当課長に答えさせます。

まず、エンジョイみなかみ商品券プランについて、3割以下の達成だったと、このお話です。

これについては、一番最初にこの4000万円のエンジョイプランをつくったときには、4月時点で震災の影響で観光客が極めて少ないと、それについてインセンティブを与えていこうということでご説明しましたし、補正を組んだところでございます。一言で言いますと、達成率といいますか、予算の執行率は悪いと。これは何かというと、このときに想定した条件と、その後、5月、6月で実際の観光客の予約が入ったときの動きが違ったので、宿泊業者が商品券プランではなくて、別の形で対応したということです。

一言で申し上げますと、震災直後の観光客の予約が入らないという状況が、エンジョイプランをスタートさせたと同時に予約状況が改善したということで、利用率が低かったということです。これは見通しが悪かったと言えばそれまでですけれども、震災後の条件が大きく変わり、宿泊業のマインドが変わったということだと思っております。このことについて、このぐらいの達成率ならやらなかったほうがいいだろうということではなくて、発行しました枚数については、その間できちんと効果は発揮できたというふうに評価しております。

2点目のハザードマップについてです。

どういう想定をするんだということについては、すべてについて想定いたします。これは、先ほどあいさつの中でも申し述べましたけれども、基本的には60の行政区という単位で、それぞれの避難所について、どういう災害のときに機能するんだ、どういう災害では機能しないんだと、その避難所に行くときに、その地域の人それぞれがどこの道路が冠水したら何人は来られないんだと、個別に職員が全部やらせてもらいます。ですから、そ

それぞれの地区によって違いますが、土砂崩れもあれば洪水もあれば、すべてのことを想定して避難所単位でハザードマップ、この避難所に来るにはここの道路を気をつけなきゃいかん、ここの増水を気をつけなきゃいかんと、それを全部やります。

それが行政区単位ということですから、59ぐらいできると思いますが、例えば12戸しかないところのやつを大々的に印刷するのかどうか、これについてはこれから判断します。だけれども、60のまち全部のことをカバーしてですね、今年度、半分程度できたとして、それぞれについて広く町民の人にお知らせするというためには、印刷費等が必要だということで計上したものでございます。率直に申し上げて、1000万円という丸めていいのかいというご質問でしたら、それは丸めています。率直に答えさせていただきます。

以上です。

議長（久保秀雄君） 総合政策課長宮崎育雄君。

（総合政策課長 宮崎育雄君登壇）

総合政策課長（宮崎育雄君） 集会施設についてお答えします。

予算書を見ていただきますと、財源として地方債が3220万円充当されていると思います。これについては過疎債でございます。過疎債の活用にあたっては、過疎計画に基づきまして、過疎債のメニューに合ったものが適用になるということでございます。それで、集会施設を含めて、過疎債のメニューでは公民館という呼び方をしております。したがって、教育費で予算措置をさせていただきました。

以上です。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

11番島崎栄一君。

11番（島崎栄一君） 18ページの商工振興費のエンジョイみなかみ商品券プラン補助金の2670万円のお金が戻ってくるという話なんですけれども、予算を決めて、消化率が悪いと怒られるということで、無理に使われるというのはまずいというんですか、やってみたら要らない、または返還できるということだったら、こうやって正直にぜひ返還してもらいたい。

それで、達成率が悪いのは悪いではしょうがないですけれども、でも、達成率が悪いと議会で追及されるなんていうんじゃ、使ったほうがいいでなんていうふうな姿勢にはぜひならないでほしい。こうやって戻ってきたお金というのは、またほかに大事なものに使えますので、町当局のほうとしては、無駄遣いしないような姿勢でぜひ取り組んでほしいなというふうに思います。それについて、質疑ですから町長の感想を求めたいと思います。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸良昌君） 今のお話については、予算の考え方はそういうものだと思っています。つまり予算というのは、それぞれの項目、事業内容で説明して議会の承認をいただいているわけですが、その事業に使える最大の金だと。これは当然のことですので、それ以下で執行するということですから、決算にすれば必ず残ると。それで、今ご指摘がありま

したように、達成率というか、その事業の目的が状況の変化によってそこまでいいんだということについては残ると、これは当然のことだと思っていますし、そのように執行を気をつけてやりたいと思っています。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 18ページに住宅の新築と改築の経費が330万円計上されているんですけども、これについてもう少し説明をしてほしいというのと、24ページの名胡桃城の用地を8600万円ですかね、土地開発公社から買い戻すというんですけども、計画みたいなものはあるかどうか。

議長（久保秀雄君） 総合政策課長宮崎育雄君。

（総合政策課長 宮崎育雄君登壇）

総合政策課長（宮崎育雄君） 住宅新築改修等補助金についてお答えします。

これから要綱をつくって執行してまいりたいというふうに思っているんですけども、一応今の時点では、補助金の限度額を20万円としたいと。それから、工事費の5%ということで考えております。それで、対象としましては個人住宅、それから併用住宅と、この2件を対象にしたいと。それから、1回受けた人がまた続けて受けられるのかどうかということになると思うんですけども、これは原則5年を経過したものでなければ駄目と、済みません、原則1回限り、ただし、5年を経過したもので、特別の事情がある場合にはその限りではないというようなことで考えております。いずれにしても、要綱の中で定めて執行してまいりたいというふうに思っています。

議長（久保秀雄君） 教育課長青木寿君。

（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） 名胡桃城址の土地購入についてご説明をさせていただきます。

名胡桃城址のこの土地購入につきましては、もともと旧月夜野のときに土地開発公社が購入し、それを分割して町の土地として購入していたものでございますが、今回8875万7000円という金額を予算措置していただきますと、史跡範囲の土地すべてが町の所有になるということをございまして、これで土地購入は終わりとなります。

なお、この購入代金の中に20筆ございます。それと7232平米という面積でございます。

以上です。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

7番山田庄一君。

7番（山田庄一君） 住宅新築改修等補助金のことでお聞きしたいんですけども、介護保険なんかでも同じような制度で限度額が20万円とか、何点かその制度があるんですけども、併用は可能なんですか。この資金の併用は可能なんですか。

議長（久保秀雄君） 総合政策課長宮崎育雄君。

（総合政策課長 宮崎育雄君登壇）

総合政策課長（宮崎育雄君） 先ほどお答えしましたように、要綱をこれからつくって執行してまい

りたいということで、今おっしゃられたようなことをよく勘案して、要綱を定めていく中で対応していきたいということで、今は決まっています。

以上です。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

12番高橋市郎君。

12番（高橋市郎君） 先ほど説明した関連なんですけれども、ハザードマップの関係で、以前、県の土木事務所のほうで、地域における災害が起こりやすい色分けを図面上でして、各地域での説明会をやったように記憶しているんですけれども、それを加味してのハザードマップの作成になるのは当然だと思うんですけれども、それを見ると、前に中島議員が質問をしたその関連で、住宅の増改築に関係しての防災の関係で質問もあったように思うんですけれども、非常に急傾斜地の近く等に住宅を構えていたり、また、集会施設等があったりしている場所もあると思うんですけれども、その点についての対応はどういうふうにされるのかという点を1点。

もう1点は、先ほど教育費の集会施設の質問をしましたがけれども、これは過疎債等の対応というようなことの中でのこの項目ということ。それについては、利用の条件であるとか、施設を町組が当然使う話になると、修繕なり維持管理費という点についてはどういうふうな対応をするのかという点について。

2点ほどお願いいたします。

議長（久保秀雄君） 地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長 増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君） お答えします。

先ほどの急傾斜地等、ハザードマップの関係ですけれども、当然のことながら今回見直しをやっておりますので、そういうものを含めてハザードマップをつくって町民の方にお配りするという考えだと思います。

それと、町組の公民館といいますか、集会施設でございますけれども、名義は当然のことながら町の名義になります。ある一定期間を過ぎた後は、多分、町組区等に寄贈するものと思うんですけれども、一般的に考えまして町組区が使うものでありますので、当然のことながら大きな修繕とか、そういうものが生じた場合については町でも考えますが、通常の維持管理については、町組区にお願いしたいと考えております。これから地元とよく協議しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（久保秀雄君） 総務課長篠田朗君。

（総務課長 篠田 朗君登壇）

総務課長（篠田 朗君） ハザードマップの件でございますけれども、今ほど地域整備課長のほうで、要は土木事務所が来て説明会をしたり、いろいろと急傾斜地の区域の説明だとか、何年か前にやったと思うんですけれども、実際にそれらの区域の中に今の避難所が入っているというのは事実でございます。それらもちろん見直していかなくちゃならない部分があるかと思えます。

それと、想定する災害はもちろん、先ほど町長おっしゃいましたように、すべての災害を想定するということになってはいますけれども、今現在、要は考え方として59の行政区があります。それらについて一つずつの避難所を見直していこうという考えのもとで、今とちがわず3地区をピックアップして、モデルのハザードマップをつくらうという考えでいます。それを3つほど選定しまして、今その委員を立ち上げて、今実際その作業に取り組んでおります。それが大体今月いっぱいをめどにしてつくっていききたいというふうに思っています。

それをもとにして各地区においていきます。それで、各地区の区長さんを初め、区の役員の方々にいろいろと相談に乗っていただきながら、その中の今まで過去にあった想定された災害だとかそういうものを聞きながら、避難所としてはどういうものか、また、避難路としてはどういうものか、そういうものをいろいろと一緒に考えていただいて、そういう地域に合ったものをつくっていききたいというのが今の構想でございます。

以上です。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

12番高橋市郎君。

12番（高橋市郎君） もう1点、直接この補正とは関係ないですけれども、関連して消防費に関してお伺いをしたいんですけれども、消防団が災害のときなり夜警なりで、消防団の詰所でももちろん夜警をし、また、災害のときにそこに集うわけですね。私、最近までちょっとわかりしていたんですけれども、消防団の詰所に基本的にお湯の出る施設はないのが常識だということを最近聞いたんです。実はこれ、上津の消防団詰所が新しくなった。さて、でき上がってみたらお湯が出ないですね、洗い場に。冬の年末夜警をするあの寒い中で、水で物を洗ったりする。それぞれの対応で、ガスの瞬間湯沸かし器等が地元の対応で設置されているのは当然あるかと思うんですけれども、本来そうでなくて、きちんと町でそういう部分に対応すべきという点を感じたのであります。

また、もう1点、災害のときに消防団が非常招集を受けて詰所に集う、または公民館などで対応しているところもあるかと思えますけれども、そういう中で詰所に情報収集をする機器、防災無線はもちろん設置されるのが当然だと思うんですけれども、テレビの設置基準というのがどうもなさげで、町で補助金を出してテレビぐらいつけてやれやいと言ったら、それはちょっとというような話になっているんですけれども、テレビにおける情報の収集というのは、広域災害なんかになれば当然必要な話となると思うんですけれども、その点についてももう少し、現状の消防団員の欠員が5%強いるような状況の中で、もう少し消防団員のそれぞれの待遇というものを改善する意味からも、町がもう少しその辺を考えていただけないかという点についてお願いいたします。

議長（久保秀雄君） 総務課長篠田朗君。

（総務課長 篠田 朗君登壇）

総務課長（篠田 朗君） 新しいものにつきましては、徐々に考えて、新しく施設をつくっていくものについては、可能な限り消防団員のために、いい条件で環境を整えていきたいというふうに思っています。テレビだとか、情報収集はもちろん大事なことだと思うので、ぜひ考

えていきたいと思ひますし、先ほどのお湯についても確かにそうですね、寒いときもありますし。ただ、現状は今までの分団の運営費の中で、それをつけてもらったりしていたものが過去の歴史の中にあるのかなというふうに思ひていますが、いろいろとご指導を受けながら、可能な限り消防団のために条件整備について検討していきたいと思ひます。

以上です。

議 長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

3 番中島信義君。

3 番（中島信義君） 24 ページの文化財関係のところ、町長にちょっと質問させていただきます。

今回、名胡桃城址のところの土地購入費ということで大金をつけていただきまして、これについては維持管理の面から大変ありがたいと思ひています。しかしながら、このみなかみ町においても、小さな文化財等々が各所に点在していると思ひます。その中で、なかなかそういった維持管理というのが行き届いていない、野ざらし状態というのが各所に見受けられます。ぜひそういった観点から、こういった大金がもし見込めるならば、ぜひその辺を町長の考えとして持っていけるかどうか、ちょっとお伺ひしたいと思ひます。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） 多分、議員のご質問とは違うんでしょうけれども、名胡桃城の整備のときに、文化財保護の観点からは観光客が入らなくていいんだと、草ぼうぼうでもいいんだというのが文化財の保護の考え方と言われて、私は相当、文化財保護というのはいかなものかと思ひたところなんです。

そのような観点から言うと、文化財を保護するためにはそのまま置いときゃいいんだということになるんだと思ひますけれども、中島議員のご質問は多分そうじゃないというふうに思ひます。地域として歴史を伝承するとか、あるいは周辺に知らせるとか、ふるさととして大事なことです、それをどういう活動でどうやっていくかと。活動が先だろうと私は思ひています。つまり、ここに物があるからそこを整備しておくということだけでは、余り意味がないのかなと。地域の方がこれを大事にしよう、これを守り育てていこう、あるいはそれを周りにらせていこうというときに、必要な施設の整備等々については相談しながら進めていくということだと思ひます。

あと1点、この名胡桃城の話について、文化財の視点から教育課長のほうから説明があったので、文化財のための金ということにはなっておりますけれども、現在、土地開発公社のほうで持っている土地が多々ございます。もともとこういう施設をつくるために先行買収ということで土地開発公社が持っているわけですが、いろんな経緯で持っていて、長期保有になっている土地もたくさんあるということです。

先ほどの説明では言いませんでしたが、それらの中で今後とも他の用途に使うことができないもの、名胡桃城については文化財ということで維持するというための土地ですから、他の用途で活用するということはありません。何かといいますと、他の用途で活用するときに、その整備事業費等々で用地費が補てんできるという前提で土地開発公社が持っているのが本来の持ち方ですから、どうしても名胡桃城はそういう読み方ができない

ということで、今回の財政状況の中で、先々に持っていくより現段階で町のほうが買い受けたほうがいいだろうということで買い受けたものでございます。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

3番中島信義君、4回で回数オーバーしていますので、お願いいたします。4回目だから、3回までですから。そういうことですね。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第63号の質疑を終結いたします。

次に、議案第64号、平成23年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第64号の質疑を終結いたします。

次に、議案第65号、平成23年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第65号の質疑を終結いたします。

次に、議案第66号 平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第66号の質疑を終結いたします。

次に、議案第67号、平成23年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第67号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議長（久保秀雄君） お諮りいたします。

議案第63号、平成23年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）についてから、議案第67号、平成23年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてまでは、委員会議案付託表のとおり所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます

よって、議案第63号、平成23年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）についてから、議案第67号、平成23年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてまでは、委員会議案付託表のとおり所管の委員会に付託することに決定いたしました。

議長（久保秀雄君） この際、休憩いたします。１１時２５分から、再開いたします。
（１１時１３分 休憩）

（１１時２５分 再開）

議長（久保秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

- 日程第１４
- 認定第 １号 平成２２年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定
 - 認定第 ２号 平成２２年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
 - 認定第 ３号 平成２２年度みなかみ町老人保健特別会計歳入歳出決算認定
 - 認定第 ４号 平成２２年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
 - 認定第 ５号 平成２２年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
 - 認定第 ６号 平成２２年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定
 - 認定第 ７号 平成２２年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
 - 認定第 ８号 平成２２年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定
 - 認定第 ９号 平成２２年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定
 - 認定第 １０号 平成２２年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定
 - 認定第 １１号 平成２２年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定
 - 認定第 １２号 平成２２年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定

議長（久保秀雄君） 日程第１４、認定第１号、平成２２年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第１２号、平成２２年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでは、関連する議題でありますので、以上１２件を一括議題といたします。
町長より、一括して提案理由の説明を求めます。
町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 認定第１号から認定第１２号まで一括してご説明いたします。

最初に、認定第１号についてご説明申し上げます。

歳入総額は１５７億６１７万３０５円、歳出総額は１４８億３０１万２６１４円で、歳入歳出差引額が８億７５９万７６９１円となりました。

このうち翌年度へ繰り越すべき財源額が２億３７６万６千円ありますので、実質収支は６億３８３万２千円の黒字となりました。

歳入については、町税の総額が３９億２０９万７千円で、歳入の２５％を占めております。その主なものは、町民税８億６４６万３千円、固定資産税２億４４７万７千円でありました。

地方譲与税は2億2046万3000円、各種交付金は合計で3億6763万3000円でありました。地方交付税では、普通交付税が46億2588万9000円、特別交付税が3億1650万2000円でありました。

分担金及び負担金は、総額2億1786万8000円で、保育園保育料負担金3673万9000円、固形化燃料施設経費負担金2903万7000円等でありました。

使用料及び手数料は町営住宅使用料等で、総額2億4654万3000円となりました。

国庫支出金の総額は、21億6987万8000円で、子ども手当国庫負担金2億2409万4000円、地域活性化・公共投資臨時交付金5億5509万8000円、まちづくり交付金1億9000万円、安全安心な学校づくり交付金4億3289万6000円などとなりました。

県支出金の総額は、8億1960万5000円で、障害者自立支援給付費等県負担金5616万3000円、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金5123万3000円、国民健康保険基盤安定県負担金7966万6000円、電源立地地域対策交付金6880万円、福祉医療費県補助金8477万5000円、緊急雇用創出基金事業補助金5559万9000円などでありました。

繰入金は、3946万4000円で、高島牧場災害防止等整備などの目的基金から2552万1000円、老人保健等の特別会計から1394万3000円ありました。

諸収入は、総額1億4785万円でありました。町債の総額は21億9470万円で、内訳は合併特例債が10億3940万円、過疎債が9690万円、これ以外の一般公共事業債等投資的経費に充当した町債が5050万円、地方交付税で交付されるべきところの臨時財政対策債が10億790万円でありました。

歳出について、目的別にご説明申し上げます。

1款議会費は8803万9000円となり、議員報酬及び手当と職員の人件費等でありました。

2款総務費は、総額で18億9153万2000円となり、主な内訳は、総務管理費15億3050万4000円、徴税費2億3888万2000円、戸籍住民基本台帳費6988万3000円、選挙費4193万4000円等であります。総務管理費の主なものは、一般管理費8億3636万8000円、財政管理費5705万3000円、財産管理費1億274万4000円、企画費4億5061万6000円でありました。

3款民生費は、総額で22億5652万6000円の決算となりました。このうち社会福祉費は14億9745万7000円で、主な内訳は、社会福祉総務費1億4325万5000円、老人福祉費1億5161万4000円、福祉医療費1億7433万7000円、障害者福祉費3億1179万9000円、介護保険費3億2535万6000円、後期高齢者医療費3億3145万1000円でありました。また、児童福祉費は7億2315万円であり、児童手当、子ども手当や保育園・こども園及び児童館に係る運営費でありました。

4款衛生費は、総額12億672万9000円の決算となりました。内訳は、保健衛生費が4億9687万1000円、清掃費が6億2674万6000円、水道費が8311

万2000円であります。

6款農林水産業費は、総額8億4601万3000円の決算であり、その内訳は、農業費が7億8951万4000円と林業費が5649万9000円であります。

農業費の主なものは、農地費の利根沼田区域農用地総合整備事業負担金1億1058万5000円を初め、各種土地改良関係事業費であります。

7款商工費は、総額4億500万1000円の決算となり、その内訳は、商工費9247万3000円、観光費3億1252万8000円であります。

観光費では、観光振興費において、DESTINATIONキャンペーンのプレ事業費が4241万6000円となっております。

8款土木費では、総額18億2912万6000円の決算となり、内訳は、土木費2815万7000円、道路橋梁費6億9977万5000円、都市計画費10億945万5000円、住宅費9163万9000円等であります。

道路橋梁費の主なものは、悪戸関口線道路改良工事費5153万2000円や道路除雪委託料7294万6000円などであります。

都市計画費は、都市整備費の後閑地区まちづくり交付金事業3億6127万4000円と公共下水道費の下水道事業特別会計への繰出金4億15万4000円が主なものであります。

住宅費は、9163万9000円で、町営住宅の住宅管理費であります。

9款消防費は、総額で4億3848万8000円の決算で、消防総務費3億4429万1000円、非常備消防費5959万6000円等であります。消防総務費の主なものは、利根沼田広域消防費3億4403万8000円であります。

10款教育費は、総額28億4027万2000円の決算となり、その内訳は、教育総務費2億4487万6000円、小学校費1億7687万6000円、中学校費13億8078万8000円、高等学校費4億8544万4000円、幼稚園費1億345万3000円、社会教育費1億5786万5000円、保健体育費5626万4000円、給食センター費2億3470万6000円であります。

小学校費では、桃野小学校プール改修事業が4748万9000円であります。中学校費では、水上中学校建設事業が13億421万2000円となり、学校教育施設においてはすべての耐震工事を完了することができました。高等学校費は、利根沼田学校組合に対する普通交付税措置分4億8336万7000円の支出が主なものであります。幼稚園費は、月夜野地区の3施設の運営費が主なものであります。社会教育費と保健体育費では、カルチャーセンターや総合体育館等の施設運営費が主なものであります。

11款災害復旧費は、579万6000円で、土木施設の災害復旧費であります。

12款公債費は、総額で28億429万8000円となりました。長期償還元金は25億1359万6000円で、利子分は2億9070万2000円であります。

なお、7億2152万8000円の繰上償還を行ったところであります。

13款諸支出金は、総額で2億224万4000円となりました。そのうち土地開発公社費が2億222万9000円でした。

以上、一般会計についてご説明申し上げます。

次に、認定第2号についてご説明申し上げます。

歳入総額が33億756万7073円、歳出総額は28億5480万9254円となり、歳入歳出差引額は4億5275万7819円となりました。

なお、国民健康保険基金については、利息を含め1億5000万と7円を積み立て、年度末残額は2億2104万7244円となりました。

歳入につきましては、1款国民健康保険税が歳入総額の24.7%、2款国庫支出金が18.2%、4款前期高齢者交付金が23.9%、6款共同事業交付金が8.9%、9款繰越金が9.6%、その他県支出金、繰入金などとなっております。

歳出につきましては、大部分を2款の保険給付費が占めており、歳出総額の62.4%であります。3款の後期高齢者支援金等については11.8%、7款の共同事業拠出金が12.9%となっております、その他として老人保健拠出金、介護納付金となっております。

平成22年度の決算は、前年度からの繰越金に加え、新型インフルエンザなどの蔓延に備えた一般会計からの法定外繰入金、及び国からの交付金の追加交付による収入増があったところです。

一方で、歳出総額につきましては、前年度と比較いたしますと3.2%の伸びとなり、金額では8873万3000円の増となっております。前年にわずかに増加いたしました保険給付費につきましても、平成22年度は2.7%の伸びとなり、増加傾向を示すようになっております。これらの要因により、本決算においては4億5000万円の黒字となりましたが、今年度に引き続き、次年度以降につきましてもさらなる財源等の精査を重ね、国保会計の安定運営を図る所存でございます。

次に、認定第3号についてご説明申し上げます。

歳入総額が311万8963円、歳出総額311万8963円となり、歳入歳出差引額はゼロ円となっております。

歳入の内訳につきましては、5款繰越金が歳入総額の84.9%を占め、その他は繰入金などであります。また、歳出につきましては、月おくれ分の医療費支払いなどによる支出が15.1%を占め、その他一般会計への繰出金が84.9%となっております。

昭和58年施行以降、高齢者医療の根幹をなしてまいりました老人保健法につきましては、平成20年に高齢者の医療に関する法律が施行されたことに伴い、後期高齢者医療保険として位置づけられました。これにより老人保健特別会計につきましても、平成22年度末で未請求事務処理等の残も終了し、会計を閉鎖いたしております。

次に、認定第4号についてご説明申し上げます。

歳入総額が2億3701万6211円、歳出総額が2億2498万5963円となり、歳入歳出差引額は1203万248円となりました。

歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料が歳入総額の58.3%を占めております。また、歳出は、大部分が2款の後期高齢者医療広域連合納付金であり、歳出総額の94.8%を占め、その他は総務費と諸支出金であります。

平成20年度に創設されました後期高齢者医療制度につきましては、広域連合が運営主

体となっており、市町村においては主に保険料の徴収や窓口の業務を行っているところがあります。

次に、認定第5号についてご説明申し上げます。

歳入総額18億6325万5194円、歳出総額18億89万4934円、歳入歳出差引額は6236万260円となりました。

歳入総額では前年度と比較し、2.9%の増加となりましたが、その主な理由としては、歳出における給付費の増額に伴うそれぞれの法定負担分が増加したことによるものであります。同様に、歳出総額では1.2%の増加となりましたが、主な理由としては、2款保険給付費が対前年度比1.7%、3款地域支援事業費が5.6%増加したことによるものであります。

また、要支援1以上の認定者数は、平成22年度末1101名で、うち第1号被保険者の認定者数は1069名であり、第1号被保険者6841名を母数とした認定率は15.6%となりました。前年度と比較すると、認定者数では153名、認定率では2.0%ほど減少となっております。

今年度は介護保険事業計画の見直し年に当たります。事業計画は3年に一度の割合で見直され、今回の第5次計画では、平成24年度から26年度までの介護サービス計画と第1号被保険者の保険料を決定させていただきます。今回の見直しでは、介護保険制度の健全な制度運営を基本として、真に必要な介護サービスの提供が図られるよう制度の拡充に努め、高齢者の皆様が住みなれた地域で、いつまでも安全・安心で元気に暮らせるための施策を盛り込んだ計画策定に努めてまいります。

次に、認定第6号についてご説明申し上げます。

歳入総額が2億6749万2478円、歳出総額が2億5781万23円で、歳入歳出差引額は968万2455円となりました。

次年度、水道事業会計に会計統合するため、平成23年度3月31日をもって打ち切り決算を行いました。

歳入の主なものは、1款使用料及び手数料1億2109万9000円で、打ち切り決算のため、料金収入が対前年度比87.6%と減少し、現年度分収納率も85.2%と低下しております。

3款加入金2352万円は、湯宿・池ノ原簡易水道の加入金等であります。

5款国庫支出金743万9000円は、猿ヶ京簡水統合工事補助金であります。

7款繰入金5994万8000円は、一般会計からの繰入金で、8款繰越金2120万8000円は、前年度繰越金であります。

10款町債3100万円は、簡易水道事業債1670万円、過疎対策事業債1430万円であります。

歳出の主なものは、1款簡易水道費1億116万7000円となり、主に職員人件費と一般管理費であります。

2款施設費6779万7000円は、猿ヶ京簡水統合実施設計と工事費、湯宿簡水改修工事及び塩原地区圧力解消工事が主であります。

3款公債費8884万6000円は、簡易水道事業債の元利償還金であります。

次に、認定第7号についてご説明申し上げます。

歳入歳出総額が10億8287万5377円、歳出総額が10億2745万6530円で、歳入歳出差引額は5541万8847円となりました。

歳入の主なものは、2款使用料及び手数料2億1676万7000円は下水道使用料であり、現年度分収納率は98.4%となっております。

3款国庫支出金3047万8000円及び4款県支出金356万4000円は、公共下水道工事と合併浄化槽設置の補助金であります。

6款繰入金4億15万4000円は、一般会計からの繰入金で、7款繰越金7354万8000円は、前年度からの繰越金であります。

9款町債3億3470万円は、下水道事業債及び過疎対策債であります。

歳出の主なものは、1款総務費7025万円は、人件費及び一般管理費であります。

2款下水道事業費4億23万3000円は、公共下水道費1億6483万3000円、特定環境保全公共下水道費5080万9000円、流域下水道費1億6981万3000円等であります。

3款公債費5億5697万3000円は、下水道事業債の元利償還金であります。

次に、認定第8号についてご説明申し上げます。

利根沼田広域観光センターは、テナント3店舗とみなかみ町観光協会の事務所として使用されております。歳入総額は748万4277円、歳出総額は686万3036円で、歳入歳出差引額は62万1241円となりました。

主な歳入は、テナントの使用料222万8000円と基金繰入金217万1000円、及び雑入としてテナントが支払う維持管理費285万2000円です。

歳出の主なものは、光熱費等の需用費554万1000円と設備管理の保守等の委託料111万2000円であります。各テナントとも売り上げが減少している中で、使用料や管理費を負担することが難しい状況でございます。また、毎年、基金を取り崩して運営しているため、基金残高も少なくなっていることから、施設の空調設備等の修繕も含め、平成23年度内には利根沼田広域市町村圏振興整備組合と協議して、今後のあり方を明確にする時期に来ていると考えておるところです。

次に、認定第9号についてご説明申し上げます。

スキー・スノーボード離れが進み、みなかみ町でも来場者数は平成7年をピークに年々減少している中、赤沢スキー場では平成20年度から、年末年始及び土日祭日を営業するほか、平日を予約制にし、予約のない日は休業して経費の節減に努めてまいりました。平成22年度も前年度と同様に雪が少なく、本格的に営業ができたのは1月8日から2月28日までの間、34日間の営業にとどまったところです。

歳入総額は1319万8091円、歳出総額は1172万2904円で、歳入歳出差引額は147万5187円となりました。

歳入の主なものは、リフト、ロープ塔、貸スキーの使用料418万7000円と食堂、売店の売り上げ216万9000円、及び一般会計繰入金519万4000円であります。

歳出の主なものは、賃金355万円、光熱費等の需用費310万1000円、そして国有林借上料等の264万円であります。

次に、認定第10号についてご説明申し上げます。

歳入歳出総額は588万4518円、歳出総額は515万3274円で、歳入歳出差引額は73万1244円となりました。

歳入の主なものは、1款で使用料収入が343万1000円、2款で県補助金が68万6000円、3款で基金繰入金が109万6000円、4款で前年度繰越金が66万7000円となりました。

歳出の主なものは、1款1項1目の一般管理費において514万9000円で、バスの運行管理費でございます。

今後とも地域住民と観光客の交通の確保のため、安全に注意し運行してまいりたいと考えております。

次に、認定第11号についてご説明いたします。

通常の管理業務のほか、第1配湯所送湯ポンプの交換工事を行いました。

歳入総額は403万68508円、歳出総額は292万53233円で、歳入歳出差引額は111万5275円となりました。

歳入の主なものは、温泉使用料323万1000円、前年度繰越金595万7000円であります。

歳出の主なものは、温泉総務費の職員人件費666万3000円、温泉管理費の賃金199万円、光熱水費等の需用費522万3000円、工事請負費451万5000円、猿ヶ京湯元泉協同組合負担金等602万1000円であります。

次に、認定第12号についてご説明申し上げます。

本会計は、給水戸数5097戸、給水人口13,410人で、年間有収水量は226万7431立方メートルとなりました。

収益的収支では、事業収益2億9381万8933円、事業費用2億5165万7501円となりました。水道未収金のうち破産廃止決定により3559万6630円を特別損失にて処理し、消費税計算後、3918万3934円が当年度純利益となり、前年度繰越決算金が減額され、3億8763万789円が当年度末処理欠損金となりました。

資本的収支では、事業収入9788万9000円で、事業支出1億7785万9296円となり、不足額7997万296円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額297万3858円、過年度分損益勘定留保資金7699万6438円で補てんいたしました。

主な事業ですが、大穴・下牧配水管布設がえ、水道監視システム設置、師地区圧力解消工事等を行い、給水の安定を図ったところです。

以上、認定第1号から認定第12号まで、一括してご説明申し上げます。よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（久保秀雄君） 町長よりの提案理由の説明が終了しました。

議長（久保秀雄君）　ここで、先ほど島崎議員からの質問について、地域整備課長より答弁をさせていただきます。

地域整備課長増田伸之君。

（地域整備課長　増田伸之君登壇）

地域整備課長（増田伸之君）　島崎議員のご質問で、昨年行いました関口橋の下部工の金額でございますが、変更後といたしますか、最終的に決算的なものなんですが、6594万円、下部工にかかっております。

以上です。

議長（久保秀雄君）　引き続き、監査委員の決算報告をいただくところでありますが、ここで休憩をして、午後は13時より再開いたしたいと思います。

この際、休憩いたします。

（11時57分　休憩）

（13時00分　再開）

議長（久保秀雄君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（久保秀雄君）　午前中に町長の提案理由の説明が終了しております。

ここで、みなかみ町代表監査委員より決算審査の報告を求めます。

代表監査委員渋谷正誼君。

（代表監査委員　渋谷正誼君登壇）

代表監査委員（渋谷正誼君）　監査委員の渋谷でございます。

監査委員を代表いたしまして、私のほうから先般行われました平成22年度の町の決算審査に対しまして、意見を報告させていただきます。

なお、この決算審査におきましては、去る8月29日に岸良昌みなかみ町長に提出してございます。

それでは、資料につきましては、お手元の議事日程の後ろのほうにございます平成22年度決算審査意見書というところでございますが、よろしくお願いをいたします。

平成 22 年度

決算審査意見書

利根郡みなかみ町

み監委発第 1 号

平成23年8月29日

みなかみ町長 岸 良 昌 様

みなかみ町監査委員 渋谷 正 誼

同 中 村 正

平成22年度みなかみ町各会計決算及び

各基金の運用状況の審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により審査に付された、平成22年度みなかみ町各会計決算及び証書類、その他政令で定める書類並びに同法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況を示す書類について審査した結果、次のとおり意見を付します。

記

◎審査の対象

- 1 平成22年度みなかみ町一般会計決算
- 2 平成22年度みなかみ町国民健康保険特別会計決算
- 3 平成22年度みなかみ町老人保健特別会計決算
- 4 平成22年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計決算
- 5 平成22年度みなかみ町介護保険特別会計決算
- 6 平成22年度みなかみ町簡易水道事業特別会計決算
- 7 平成22年度みなかみ町下水道事業特別会計決算
- 8 平成22年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計決算
- 9 平成22年度みなかみ町スキー場事業特別会計決算
- 10 平成22年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計決算
- 11 平成22年度みなかみ町温泉事業特別会計決算
- 12 平成22年度みなかみ町水道事業会計決算

◎審査の期間

平成23年7月28日から8月12日まで

◎審査補助者

総合政策課長 宮崎育雄 総合政策課財政グループ長 桑原孝治 総合政策課財政グループ 新井英美子

会計課長 永井泰一

第 1 一 般 会 計

I 総 説

平成 22 年度における一般会計の決算額は次のとおりである。

(単位：円)

区 分	21年度	22年度	比 較 増 減	
			増 減 額	増 減 率
歳 入	15,171,293,343	15,706,170,305	534,876,962	103.5%
歳 出	14,492,961,500	14,830,192,614	337,231,114	102.3%
差し引き残額	678,331,843	875,977,691	197,645,848	129.1%

歳入構成

(単位：円)

区 分	21年度		22年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比
自主財源	5,211,279,945	34.3%	4,991,500,280	31.8%
依存財源	9,960,013,398	65.7%	10,714,670,025	68.2%
計	15,171,293,343		15,706,170,305	

1 財政収支の状況

平成 22 年度の歳入総額は 15,706,170,305 円で、予算額に対して 97.02%、調定額に対しては 93.52% である。

また、自主財源である町税は、3,920,966,604 円であり、歳入に占める割合は 24.96% で、35,973,319 円の不納欠損額と 1,018,757,906 円の収入未済額がある。

歳出については、総額 14,830,192,614 円で、歳入歳出の差引額は、875,977,691 円である。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源 237,667,398 円を差し引いた、実質収支額は、638,310,293 円であり、350,000,000 円が基金繰入の予定となっている。

2 財政運営の状況

歳入については、町税における収入未済額は、1,018,757,906 円であり、調定額に対しての収納率は 78.80% である。

税収入以外の収入未済額では、12 款分担金及び負担金の 1 項 1 目農林水産業費

分担金 6,188,066円、2項2目民生費負担金において、882,000円、2項5目教育費負担金 10,535,066円、13款使用料及び手数料では1項5目商工使用料 5,260円、1項6目土木使用料 13,946,540円、1項7目教育使用料 109,000円、16款財産収入の1項1目財産貸付収入 18,980円、20款諸収入の5項1目雑入 1,925,165円である。

歳出については予算額 16,188,256,000円、支出済額 14,830,192,614円であるが、不用額 516,658,688円と翌年度繰越額 841,404,698円があり、予算の執行率は96.63%となっている。

3 基金の状況

基金は、それぞれ条例に基づく積立と運用利子、その他積立を行った。

なお、平成22年度決算により生じた余剰金のうち 350,000,000円は、平成23年度に積み立てる予定である。

◎みなかみ町基金の状況

(単位：円)

基金名	前期末残高	決算年度中 増高(利子等)	決算年度中 取り崩し額	決算年度末 現在高
財政調整基金	2,443,359,361	302,827,414	0	2,746,186,775
減債基金	432,289,863	261,995	0	432,551,858
特殊車等維持購入基金	32,081,120	36,900	0	32,118,020
教育環境整備基金	28,730,151	27,553	10,000,000	18,757,704
奨学基金	20,000,000	4,160,000	4,160,000	20,000,000
種畜貸付譲渡基金	18,000,000	3,603,395	3,603,395	18,000,000
土地開発基金	10,469,336	15,201	0	10,484,537
高鳥獣被害防止等整備基金	57,271,512	122,812	15,521,249	41,873,075
地域福祉基金	89,459,652	89,572	0	89,549,224
ふるさと農村活性化基金	19,508,934	22,611	0	19,531,545
奥利根アメニティー維持管理基金	68,649,672	86,889	0	68,736,541
合併振興基金	1,216,443,730	310,646,059	0	1,527,089,789
地場産業振興基金	0	10,000,000	0	10,000,000
みなかみ・水・「環境力」基金	1,262,615	975,883	0	2,238,498
教育基金	0	37,000,000	0	37,000,000
協賛のまちづくり活動貸付基金	10,000,000	0	0	10,000,000
計	4,447,525,946	669,476,264	33,284,644	5,083,717,566

II 各 説

1 歳 入

歳入の個別審査にあたっては、次の諸点に留意した。

- (1) 地方自治法第231条に基づく適法な収入であるか否か。
- (2) 収入の実績と収入未済額の処理方法。
- (3) 地方税法第18条又は地方自治法第236条の規定による時効の関係。
- (4) 予算現額に対し、著しい増減の理由。

◎歳入の各款ごとの状況は、次のとおりである。

1 款 町 税

町税は、調定額 4,975,697,829円に対し収入済額は 3,920,966,604円であった。これは、21年度に対して 32,328,853円の減額であり、1項町民税、5項入湯税、6項都市計画税が前年を下回った。町税の収入額のうち固定資産税が68.97%、町民税が20.57%であった。

収納率の状況は次のとおりであるが、22年度は、78.80%にとどまった。経済情勢が厳しい中ではあるものの、徴税についてより一層の努力を望むものである。

◎収納率調

(単位：円)

年度 \ 区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H21	4,916,028,945	3,953,295,457	13,422,841	949,310,647	80.42%
H22	4,975,697,829	3,920,966,604	35,973,319	1,018,757,906	78.80%

2款、3款、4款、5款、6款、7款、8款、9款、11款の状況は次表のとおりである。

(単位：円)

款	項	科 目	21年度収入済額	22年度収入済額
2		地方譲与税	226,522,731	220,463,156
	1	地方揮発油譲与税	36,565,000	64,886,000
	2	自動車重量譲与税	164,851,000	155,577,000
	3	地方道路譲与税	25,106,731	156
3	1	利子割交付金	7,786,000	7,130,000
4	1	配当割交付金	2,472,000	3,012,000
5	1	株式等譲渡所得割交付金	1,124,000	923,000
6	1	地方消費税交付金	214,851,000	214,482,000
7	1	ゴルフ場利用税交付金	28,955,605	27,130,005
8	1	自動車取得税交付金	70,340,000	60,393,000
9	1	地方特例交付金	38,416,000	49,530,000
11	1	交通安全対策特別交付金	5,340,000	5,033,000

10款 地方交付税

地方交付税 4,942,391,000円は、利根商業高等学校分として 483,367,000円が含まれており、その状況は次表のとおりである。

(単位：円)

年度区分 配分	21年交付税額		22年交付税額	
	金額	構成比	金額	構成比
A 総 額	4,747,677,000	100.00	4,942,391,000	100.00
内 普通交付税 特別交付税	4,449,569,000	93.72	4,625,889,000	93.60
	298,108,000	6.28	316,502,000	6.40
B 利根商分	470,229,000	9.90	483,367,000	9.78
C(A-B)差 引	4,277,448,000	90.10	4,459,024,000	90.22

12款 分担金及び負担金

分担金において 6,188,066円の未収金、負担金において11,417,066円の未収金があり、分担金については、畜産基地建設事業分担金である。

負担金については、保育園保育料 846,000円、学童保育所保育料 36,000円、学校給

食費負担金 10,535,066円であるが、未納の内容によっては制度維持の観点から法的措置をふまえての徴収を望むものである。

1 3 款 使用料及び手数料

使用料において、観光会館使用料 5,260円、町営住宅使用料 13,946,540円、スクールバス使用料 109,000円の未収金があり、分担金及び負担金と同様の措置を望むものである。

なお、1 4 款国庫支出金から 2 1 款町債までについては特記事項はなく、決算書のとおりである。

2 歳 出

歳出の個別の審査に当たっては、次の諸点に留意した。

- (1) 予算の目的に合致しない支出の有無。
- (2) 支出手続きの適正性。
- (3) 各種契約の適正性。
- (4) 委託費の有用性と積算単価の妥当性。

1 款 議 会 費

議会費では、本年度の歳出は 88,039,380円である。主なものは議員報酬・議員手当・職員人件費である。

2 款 総 務 費

総務費では、本年度の歳出は 1,891,531,693円である。

1 項総務管理費は 1,530,503,629円で、主なものは一般管理費 836,367,836円 財政管理費 57,053,000円 財産管理費 102,744,103円 企画費 450,616,305円 支所費 17,648,111円等となっており、2 項徴税费は 238,881,649円で、税務総務費 154,943,482円が主である。3 項戸籍住民基本台帳費は 69,883,161円であった。

行政改革については、みなかみ町職員の早期退職実施要綱による早期退職が引き続き推進されており 9 人の職員が早期退職に協力し、その他の退職者とあわせて 1 1 人が退職した結果、平成 2 3 年 4 月 1 日現在の職員総数は 2 8 8 人となった。

3 款 民 生 費

民生費では、本年度の歳出は 2,256,526,385円である。

1 項社会福祉費は 1,497,457,256円で、主なものでは、3 目老人福祉費 151,614,311円、4 目福祉医療費 174,336,799円、5 目障害者福祉費の障害者自立支援給付費等 226,861,829円、6 目介護保険費の介護保険特別会計繰出金 254,417,000円、8 目後期高齢者医療費が 331,450,954円となっている。

2 項児童福祉費は 723,149,667円となり、主なものでは、2 目児童措置費の子ども手当費 286,013,000円、4 目保育園費 322,068,313円である。第一・第二保育園を閉園し、民設民営によるわかくりこども園が開園され、児童福祉費は前年より減額となった。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の支援のため、3 項災害救助費が 35,919,462円で大幅に増額となっている。

4 款 衛 生 費

衛生費の歳出総額は、1,206,728,719円である。

1 項保健衛生費は 496,870,898円で、主なものでは保健衛生総務費 82,724,215円、予防費 98,119,325円、国民健康保険費 205,227,059円である。なお、国民健康保険特別会計に対する繰出金 188,460,640円の内、法定外繰出金として 37,818,961円が支出されている。

2 項清掃費 626,745,821円は、清掃総務費 114,613,983円、塵芥処理費 77,728,840円、アメニティパーク管理費 434,402,998円である。

3 項水道費は上水道・簡易水道会計への繰出金 83,112,000円である。

アメニティパークについては、施設老朽化が進んでいることから維持管理費の突発的な支出に備え、長期計画に沿った事業の運営が望まれる。

5 款 労 働 費

労働費の歳出総額は 16,127,950円で、貸付金の勤労者生活資金融資預託金 16,000,000円が主なものである。

6 款 農 林 水 産 業 費

農林水産業費の歳出総額は 846,013,179円である。

1 項農業費は 789,513,848円で、主なものは、農業委員会費 40,256,198円、農

業総務費 104,402,250円、農業振興費 130,042,823円、畜産業費 39,388,961円、農地費 436,264,088円、地籍調査費 29,159,587円である。

2項林業費は 56,499,331円で、林業振興費 40,597,201円が主なものである。

第3セクター等関係団体については、引き続き出資、債務保証、補助金、委託契約の徹底した見直しと早期の完全撤退に向けた取り組みが望まれるとともに、指定管理制度の運用に当たっては、公募の方法を厳格に運営するなどにより公平性の確保が望まれる。

7 款 商 工 費

商工費の歳出総額は 405,000,768円である。

1項商工費は 92,472,728円で、商工総務費 29,843,125円、商工振興費 62,629,603円である。

2項観光費は 312,528,040円で、観光総務費 113,954,636円、観光振興費 89,352,464円、観光施設費 109,220,940円である。

観光施設等の維持管理においては、老朽化の進む中、特に安全面において的確な判断に基づく対応が望まれる。また、指定管理制度の運用に当たっては、公募の方法を厳格に運営するなどにより公平性の確保が望まれる。

観光宣伝においては、町商工会・観光協会などと連携を密にしながらデスティネーションキャンペーンを活用し、イベント等についても一層の増客が望めるような効果のあるものとして展開されたい。

また、地域そのものを観光資源とすることを意識し、町民が「美しいまち」づくりへの関心を深め、自然豊かな町の景観をより生かせるような施策の展開を望みたい。

8 款 土 木 費

土木費の歳出総額は 1,829,126,247円である。

1項土木管理費は 28,157,393円であり、2項道路橋梁費は 699,774,706円で、主に道路維持費 137,550,208円、道路新設改良費 167,990,095円、除雪費 248,147,250円である。3項河川費 100,462円は河川維持費である。4項都市計画費は 1,009,454,728円で、主なものでは都市計画総務費 86,858,595円、まちづくり交付金事業等の都市整備費 493,368,739円、下水道特別会計繰出金 400,154,000円である。

5項住宅費 91,638,958円は、町営住宅管理費である。

除雪対応については、年による積雪量の変動が大きく万全の体勢を見込んだ車両・機械・人員の配置には無理がある。地域の人たちとの協力を図るモデル地区の状況を充分検証するとともに、類似団体の実態を更に把握しながら、効率的な対応の確立を望みたい。

9 款 消 防 費

消防費の歳出総額は 438,487,844円で、主なものは広域消防負担金の 344,037,500円である。

10 款 教 育 費

教育費の歳出総額は 2,840,272,455円である。

1 項教育総務費 244,875,772円は、主に事務局費 243,673,058円である。

2 項小学校費 176,876,100円は、小学校総務費 95,407,239円と小学校費 81,468,861円であり、3 項中学校費 1,380,788,387円は中学校総務費 1,334,366,684円と中学校費 46,421,703円である。また、4 項高等学校費は、利根商交付税負担分 483,367,000円が主なものであり、5 項幼稚園費は 103,452,686円である。6 項社会教育費の 157,865,379円は、社会教育総務費 80,804,987円、公民館費 27,305,518円、カルチャーセンター費 33,313,771円、文化財保護費 12,917,109円等であり、7 項保健体育費は 56,264,536円、8 項給食センター費は 234,705,895円である。

学校施設においては、すべての施設について、耐震化が図られた。

なお、今後の教育施設については、現在の少子化の状況を見据え、より計画的な統合・整備が必要と思われる。

11 款 災 害 復 旧 費

災害復旧費の歳出は、土木施設災害復旧費の 5,796,000円である。

12 款 公 債 費

公債費においては 2,804,298,172円で、元金償還額 2,513,596,083円、利子償還額 290,702,089円である。なお、元金の内 721,527,823円は繰上償還分であり、地方債残高の縮減に向けた取り組みが行われた。

1 3款 諸支出金

諸支出金においては 202,243,822円であり、土地開発公社費 202,228,621円が主なものである。

第 2 特 別 会 計

I 総 説

平成 22 年度における各特別会計収支の状況は、次のとおりである。

◎特別会計歳入・歳出決算額

(単位：円)

会 計 名	歳 入	歳 出	差 引 額
国民健康保険	3,307,567,073	2,854,809,254	452,757,819
老人保健	3,118,963	3,118,963	0
後期高齢者医療	237,016,211	224,935,963	12,030,248
介護保険	1,863,255,194	1,800,894,934	62,360,260
簡易水道事業	267,492,478	257,810,023	9,682,455
下水道事業	1,082,875,377	1,027,456,530	55,418,847
利根沼田広域観光センター	7,484,277	6,863,036	621,241
スキー場事業	13,198,091	11,722,904	1,475,187
自家用有償バス事業	5,884,518	5,153,274	731,244
温泉事業	40,368,508	29,253,233	11,115,275
合 計	6,828,260,690	6,222,068,114	606,192,576

平成 22 年度みなかみ町各特別会計の歳入総額 6,828,260,690円に対し、歳出総額は 6,222,068,114円で、歳入歳出差引残額 606,192,576円となり、自家用有償バス特別会計 500,000円、温泉事業特別会計 6,000,000円の決算剰余金処分積立金の合計額 6,500,000円を差し引いた 599,692,576円を翌年度に繰越すものである。

◎一般会計からの繰入金の状況

(単位：円)

会 計 名	本年度繰入金
国民健康保険	188,460,640
老人保健	460,819
後期高齢者医療	90,515,000
介護保険	254,417,000
簡易水道事業	53,166,000
下水道事業	400,154,000
スキー場事業	5,194,000
水道事業	29,946,000
合 計	1,022,313,459

◎歳入関係執行状況

(単位：%)

会 計 名	調定/予算	収入済/調定	備 考
国民健康保険	114.93	93.39	
老人保健	92.22	100.00	
後期高齢者医療	104.96	97.84	
介護保険	100.56	99.41	
簡易水道事業	117.32	84.54	
下水道事業	102.62	97.39	
利根沼田広域観光センター	118.76	85.98	
スキー場事業	103.76	100.00	
自家用有償バス事業	106.07	100.00	
温泉事業	166.75	68.67	

◎歳出関係執行状況

(単位：%)

会計名	支出済/予算額	不用額/予算額	備考
国民健康保険	92.64	7.36	
老人保健	92.22	7.78	
後期高齢者医療	97.48	2.52	
介護保険	96.62	3.38	
簡易水道事業	95.60	4.40	
下水道事業	94.83	5.17	
利根沼田広域観光センター	93.63	6.37	
スキー場事業	92.16	7.84	
自家用有償バス事業	92.89	7.11	
温泉事業	82.98	17.02	

◎滞納繰越未収金残高の内訳

(単位：円)

科目等	平成21年度未収金額	平成22年度未収金額
国民健康保険税	208,743,338	225,852,818
後期高齢者医療	4,881,700	5,228,700
介護保険料	9,264,893	10,560,300
簡易水道使用料	32,027,890	47,629,410
下水道使用料	29,122,796	27,601,727
利根沼田広域観光センター	394,080	1,220,630
温泉使用料	18,483,550	18,414,700
合計	302,988,247	336,508,285

II 各会計状況

1 国民健康保険特別会計

歳入における主なものは、1 款国民健康保険税の調定額 1,051,400,638円に対する収入済額 817,275,061円で、77.73%の収納率であった。また、不納欠損額は 8,272,759円となった。今後も徴収について、より一層の努力を望むものである。

次に、2 款国庫支出金 600,715,152円、3 款療養給付費交付金 111,799,247円、4 款前期高齢者交付金 790,567,572円、5 款県支出金 173,939,116円、6 款共同事業交付金 295,348,911円、8 款繰入金 188,460,640円で、歳入総額は 3,307,567,073円である。

歳出における主なものは、2 款保険給付費 1,781,763,416円、3 款後期高齢者支援金等 336,636,954円、6 款介護納付金 159,743,138円、7 款共同事業拠出金 367,410,374円で、歳出総額は 2,854,809,254円であり、歳入歳出差引額は 452,757,819円である。

保険給付費等の増嵩が懸念される中で、国民健康保険制度は非常に厳しい運営を強いられることが予想される。こうした現状にあって、公平性等の観点からも収納対策のより一層の効果を図り、収納率の向上と税収の確保に引き続き努めることが望まれる。

2 老人保健特別会計

歳入における主なものは、4 款繰入金 460,819円、5 款繰越金 2,648,627円で、歳入総額は 3,118,963円である。

歳出における主なものは、4 款諸支出金 3,118,870円で、過年度分の国・県・支基金への戻しと一般会計繰出金であり、歳出総額は 3,118,963円で、歳入歳出差引額は 0円である。

本会計は、22年度で終了となった。

3 後期高齢者医療特別会計

歳入における主なものは、1 款後期高齢者医療保険料 138,174,600円、2 款繰入金 90,515,000円で、歳入総額は 237,016,211円である。

歳出における主なものは、2 款後期高齢者医療広域連合納付金 213,361,032円で歳出総額 224,985,963円の94.83%を占めている。

4 介護保険特別会計

歳入における主なものでは、1款介護保険料の調定額 285,813,093円に対する収入済額は 274,687,493円で、96.11%の収納率である。今後、保険料の徴収については制度の健全な運営を行うためにも、より一層の収納率向上を望むものである。

次に4款国庫支出金 459,347,650円、5款支払基金交付金 527,442,652円、6款県支出金 263,771,815円、9款繰入金 305,411,850円、10款繰越金 31,884,349円で、歳入総額は 1,863,255,194円である。

歳出における主なものは、1款総務費 27,455,829円、2款保険給付費 1,720,874,508円、3款地域支援事業費 20,578,212円、4款財政安定化基金処出金 1,695,000円、5款基金積立金 13,359,246円、7款諸支出金 16,932,139円であり、歳出総額は、1,800,894,934円、歳入歳出差引額は、62,360,260円である。

平成18年度から地域支援事業費による要介護認定者以外の介護予防事業が保険事業の中に位置づけられ、予防事業が開始された。被保険者が介護を必要とせず、いつまでも在宅で居続けられるよう施策の充実と事業展開が望まれる。

5 簡易水道事業特別会計

歳入総額は 267,492,478円（前年対比103.13%）で、主なものは1款使用料及び手数料 121,099,190円、3款加入金 23,520,000円、7款繰入金 59,948,120円、8款繰越金 21,207,737円、10款町債 31,000,000円である。収入未済額については水道使用料で 47,629,410円（前年対比148.71%）があり適切な徴収を実施されたい。

歳出総額は、257,810,023円（前年対比108.25%）で主なものは1款簡易水道費 101,167,032円、2款施設費 67,797,249円、3款公債費 88,845,742円であり、歳入歳出差引額は 9,682,455円となった。

簡易水道事業は、平成23年4月1日に水道事業に移管された。

6 下水道事業特別会計

歳入総額は 1,082,875,377円（前年対比81.45%）で主なものは、2款使用料及び手数料 216,766,999円、3款国庫支出金 30,478,000円、6款繰入金 400,154,000円、9款町債 334,700,000円である。

収入未済額については、下水道使用料で 26,577,517円（前年対比94.72%）、受益者負担金で 1,024,210円（前年対比96.36%）があり適切な徴収を実施されたい。

歳出総額は 1,027,456,530円（前年対比81.81%）で主なものは、1款総務費

70,249,688円、2款下水道事業費 400,233,435円、3款公債費 556,973,407円で、歳入歳出差引額は 55,418,847円である。町財政の圧迫要因となることの無いよう、効率性を重視した特段の対応が望まれる。

7 利根沼田広域観光センター特別会計

歳入総額は 7,484,277円で、その主なものは1款使用料及び手数料 2,227,720円、4款繰入金 2,171,000円、6款諸収入で 2,851,972円である。

歳出総額は 6,863,036円で、維持管理費が主な支出となっており、歳入歳出差引額は 621,241円となっている。収入未済額が 1,220,630円あり、適切な徴収を実施されたい。また、建物維持のために莫大な補修費が想定されることなどから、早急に将来を見据えた対策が望まれる。

8 スキー場事業特別会計

歳入総額は、13,198,091円で、主なものは、1款事業収入 6,356,830円、3款繰越金 1,645,691円、6款繰入金 5,194,000円である。

歳出総額は、11,722,904円で、スキー場としての運営管理費が主なものであり、歳入歳出差引額は 1,475,187円である。

平成20年度から年末年始、土日祭日は通常営業、平日は貸切予約制を実施している。

安全面の確保や経営において限界に近く、スキー場までの道路事情や近年のウィンタースポーツ人口の動向等も十分考慮する中で、事業継続の可否を含めた更なる検討が望まれる。

9 自家用有償バス事業特別会計

歳入総額は、5,884,518円で、主なものは1款使用料及び手数料 3,431,293円、3款繰入金 1,096,000円、4款繰越金で 667,450円である。

歳出総額は、5,153,274円で主として、1款総務費の一般管理費であり、歳入歳出差引額は 731,244円となっている。

今後も地域住民の利便性を図るとともに、安全に十分な注意を払った運行が望まれる。

10 温泉事業特別会計

歳入総額は、40,368,508円で、主なものは、1款事業収入 32,331,150円、4款繰越金 5,957,440円である。収入未済額については、使用料で 15,716,160円、メーター管理料で 910,540円、分担金及び負担金で 1,788,000円があり、適切な徴収が強く望まれる。

歳出総額は、29,253,233円で、主なものは温泉の維持管理である1款事業費 29,173,315円であり、歳入歳出差引額は 11,115,275円となっている。

第3 企業会計

1 水道事業会計

(1) 収益的収入及び支出

- ① 営業収益 284,609,398円には仮受消費税の 13,401,752円が含まれており、これを除いた損益計算書の営業収益は 271,207,646円となった。
営業収益中の98.4%を、給水収益が占めている。
- ② 損益計算書の営業外収益は他会計補助金 9,209,535円となった。
- ③ 営業費用 182,115,631円には、仮払消費税の 2,402,858円が含まれており、これを除いた損益計算書の営業費用は 179,712,773円となった。営業費用の主な経費は、減価償却費が営業費用の約5割を占め、次に人件費・動力費で約3割を占めている。
- ④ 損益計算書の営業外費用は、25,923,844円であった。営業外費用の殆どは、企業債の償還利子分となっている。
- ⑤ 損益計算書の特別損失は 35,596,630円で、水道未収金の徴収不納分を処理した過年度損益修正損である。
以上①から⑤の結果により 39,183,934円の純利益となり、当年度末処理欠損金は 387,630,789円となった。

(2) 資本的収入及び支出

- ① 収入は 97,889,000円で、内訳は企業債 60,300,000円、工事負担金 1,869,000

円、国庫補助金 14,558,000円、他会計補助金として一般会計より上水道分 14,981,000円と簡易水道分 6,181,000円となっている。

- ② 支出は、水道監視システム設置工事、大穴配水管布設替工事等 92,619,800円であり、仮払消費税の 4,407,000円が含まれている。
- ③ 企業債償還金 85,239,496円は、貸借対照表中企業債に対する償還額であり、平成23年3月31日現在の未償還元金額は 867,451,293円である。償還方法については元金及び利息合計額の均等返済と元金均等返済である。

(3) その他

- ① 未収金 74,851,343円のうち、平成23年3月末現在の水道料金収入未済額は、73,608,082円である。この未収金は累積額であり適正な処理が強く望まれる。
- ② 経営成績については、営業収益営業利益率（営業収益に対する営業利益の割合であり、この比率が高いほど効率の良い営業がされている。）が33.74%（前年33.16%）となった。

営業資本回転率（営業資本に対する営業収益の割合であり、期間中に営業資本の何倍の営業収益があったかを示すもので、この数値が高いほど経営資本の収益性が高いとされている。）は0.124回（前年0.127回）となった。

また、経営資本営業利益率（経営活動のための投下資本がどれだけ利益を上げたかを示すもので、この数値が高いほど収益性が良好とされている。）は4.20%（前年4.23%）になった。

ア、営業収益では給水収益 266,986,970円、その他営業収益 4,220,676円となった。

イ、営業費用は施設管理の経費 44,161,488円、人件費等の総係費 51,057,750円、減価償却費 84,493,535円となり、営業利益は 91,494,873円となった。

ウ、営業外収益では、他会計補助金 9,209,535円となった。

エ、営業外費用は 企業債及び一時借入金の利子分 25,155,740円、雑支出 768,104円となった。

オ、特別損失として過年度損益修正損 35,596,630円となった。

以上により、本年度の純利益は 39,183,934円となった。

- ③ 年度末一時借入金が0円となる改善が図られた。

(4) 事業運営

今後、事業統合に伴う設備投資や水道施設の基盤整備・既存設備の維持管理に多額の経費を要するものと考えられるが、収益の根幹である給水収益は、観光客の減少や節水意識の高まりの中にあつて、大幅な増加は期待できず、経営は非常に厳しさが推測される。

料金改定により収益の増加が見込まれる反面、未収金が増加するということがないよう今後も料金徴収や未収金の回収に努めるとともに、事業面では引き続き経費の削減や石綿管の更新を計画的に行うと同時に、漏水調査を継続し有収率の向上に努めることが望まれる。

また、平成19年度の「みなかみ町上下水道改善検討委員会の答申」を基に長期的な展望にたった業務改革を行い、最小の経費で最大の効果が得られるよう、健全で効率的な運営と良質な水の安定供給に期待するものである。

第4 審査結果の総括意見

平成22年度の決算審査は、町議会・町当局が一体となって取り組んだ総合計画に沿った、町づくり施策や合併に伴う諸課題を中心に審査した。

今後、克服すべき課題の一助として捉えていただければ幸いである。

- 1 歳入では、町税・公共料金の滞納・収入未済額の処理に町当局の総力を挙げた対応により、今後の方向性が示されつつあるものの、町税・公共料金は、町を支える礎であり、その滞納・収入未済額を許すことは、地域住民に不公平感を募らせる結果となる。大型法人の倒産等による滞納繰越分の収納の困難性はさりながら、滞納となって日の浅い現年度分に更に力を入れ滞納繰越額を増やさない対応が重要と思われる。

町当局としては、毅然とした厳しい対応により住民間の公平と財源の確保に努めることが、今後厳しさを増すと予想される財政運営のうえからも強く望まれる。

町税・公共料金滞納・収入未済額合計表

(単位：円)

項目	22.3.31 現在	23.3.31 現在	増 減
町 税	949,310,647	1,018,757,906	69,447,259
国民健康保険税	208,743,338	225,852,818	17,109,480
後期高齢者医療	4,881,700	5,228,700	347,000
介護保険料	9,264,893	10,560,300	1,295,407
上 水 道	112,964,443	73,608,082	△39,356,361
簡 易 水 道	32,027,890	47,629,410	15,601,520
公共下水道使用料	28,059,916	26,577,517	△1,482,399
受益者負担金	1,062,880	1,024,210	△38,670
町営住宅家賃	18,301,320	13,946,540	△4,354,780
保 育 料	881,141	882,000	859
給 食 費	8,880,001	10,535,066	1,655,065
温泉使用料	15,660,370	15,716,160	55,790
分担金負担金	1,884,000	1,788,000	△96,000
管 理 料	939,180	910,540	△28,640
合 計	1,392,861,719	1,453,017,249	60,155,530

- 2 歳出では、健全財政に向けた配慮・努力を第一義とし鋭意努力されていることが認められる。さらに、予算の執行に当たっては、国の経済対策を活用し事業の効率的執行が図られ、また支出を極力抑えるなど効率化を徹底した努力も評価される。

しかしながら、合併特例法の期限が切れる時を想定し、さらなる経常経費の削減が望まれる。

	21年度	22年度
経常収支比率	89.3%	85.6%

- 3 施設等の統廃合及び町有財産の管理について

旧三町村でそれぞれに保有していた各種公共施設等について、「みなかみ町公共施設の統廃合等検討委員会」で示された意見に真摯に対処し、実施できる事項から実行していくとともに、不要資産の処分等、全体的な見直しについて積極的な対応を望むところである。また、賃貸借されている固定資産についても、その必要性の再検討と賃貸借価額の適正について常に見直しを行うことが望まれる。

- 4 第3セクター等関係団体について

民営事業に対する行政の介入は、今後強く求められる行政サービスのあるべき姿や財政運営のスリム化に逆行するものであることを念頭に、これまで補助金・委託契約の全面的な見直しを進めてきたが引き続き取り組んでいく必要がある。

- 5 企業会計について

水道事業については、「みなかみ町水道料金審議会」の答申を受け、平成19年4月から段階的な水道料金の引き上げが行われ、新料金を基に「水道事業将来推計(計画)」を策定した。

この将来推計(計画)を基に「上下水道経営改善検討委員会」が平成19年8月に立ち上げられ、平成19年11月にはその答申があり、料金改定を含む今後のあるべき姿「公営企業上好ましくない一時借入金 140,000,000円と繰越未収金 143,888,623円の処理」についての意見が示された。

平成19年度より段階的に料金改定を行い平成21年4月に料金統一がなされた。

また、今年度決算で一時借入金 0円と改善されている。今後も未収金の徴収強化を含めた会計の改善対策を望むところである。

6 業務の効率化等について

平成22年4月1日現在の職員総数は297人で、平成16年4月1日の職員数407人に対して110人減少した。行財政改革行動指針では、平成27年度当初までに職員総数を240人以下まで削減する方針が示されており、職員数の漸減に対応した組織機構の改革や業務の効率化が必要不可欠となっている。

こうした中で組織機構の見直しを行い、21年度は「子育て健康課」を新設して子育て支援を充実させるとともに、22年度においては、施設毎の行政効率を高めるために生活環境課を環境課と上下水道課へ見直すなど、職員の減少とサービスの向上に向けた取り組みがみられてきた。

職員数の減少に対応するためには、行政と町民の役割分担の見直しや事務事業の取捨選択が必要となり、その手段として行政評価制度と人事評価制度を導入している。今後は、これらの制度を効果的に機能させ、想定される職員数240名体勢に向けて、住民サービスの維持を図りつつ、効率的な行政運営をどう進めていくかについて、更なる啓発と研鑽に努められたい。

7 住民参加によるまちづくりについて

「まちづくり基本条例」を制定して積極的にまちづくりに取り組んでいこうという本町の姿勢に対して合併直後からみると町民に徐々にその意識が浸透されつつある。

これには、独自のまちづくり協議会への交付金を始め、自分たちの地域を整備するための原材料支給等も一つの核となっているものと評価できる。

今後も、自主的なまちづくり団体への活動やボランティア組織、あるいはNPO法人等も視野に入れた更なる活性化に対する支援を図りつつ、きめ細かい施策の取り組みにより住民参加の底辺拡大を望むものである。

以上、要望事項を含め意見を記したところであるが、みなかみ町の将来に向けての対応を望むものである。

平成22年度決算について、出納関係帳票及び証書類を照合しその内容を試算の方法により審査した結果、一般会計・特別会計・企業会計を通じ会計処理は適法適正であると認めたので報告する。

平成22年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成22年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	—	13.35(%)	
② 連結実質赤字比率	—	18.35(%)	
③ 実質公債費比率	15.4(%)	25.0(%)	
④ 将来負担比率	75.6(%)	350.0(%)	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成22年度の実質収支は黒字であり、問題ない。

② 連結実質赤字比率について

平成22年度の連結実質収支は黒字であり、問題ない。

③ 実質公債費比率について

平成22年度の実質公債費比率は15.4%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④ 将来負担比率について

平成22年度の将来負担比率は75.6%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

実質公債費比率については、平成22年度決算において15.4%となり、地方債の許可基準である18%を下回ったため特になし。

平成22年度 経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成22年度	経営健全化基準	備考
① 資金不足比率	—	20.0 (%)	

代表監査委員（渋谷正誼君） 以上、一般会計決算をもとに財政健全化についても若干触れましたけれども、報告させていただきました。

今、町の財政というのは、着実に改善の方向を歩みつつあるというふうに感じております。これもひとえに議員諸兄並びに町当局者の関係者の皆様方のご尽力による、そういうものと考えておまして、心から謝意を申し上げまして報告を終わらせていただきます。

議長（久保秀雄君） 以上で決算審査の報告を終わります。大変ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。質疑は簡明に願います。

まず、認定第1号、平成22年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて認定第1号の質疑を終結いたします。

次に、認定第2号、平成22年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

11番島崎栄一君。

11番（島崎栄一君） 国民健康保険特別会計の歳入歳出差引額が2億5000万円あるんですけども、これはどういうふうに会計上これからするんですか。

（「済みません、もう一度ちょっと質問をお願いします」の声あり）

11番（島崎栄一君） だから、歳入に対して歳出のほうが4億5000万円少ないわけですから、私なんかはどう思うかという、基金に積み立てて、その4億円なら4億円を基金に入れて、将来に備えて積んでおけばと思うんですけども、そういうふうにしていないのは何でなんですか。

議長（久保秀雄君） 町民福祉課長関章二君。

（町民福祉課長 関 章二君登壇）

町民福祉課長（関 章二君） 今の収入から支出を引いた残りの4億5000万円が今回、この差し引きで計上してあって、基金に積み上げていないのはどうかというお話なんですけれども、こちらの考えとすれば、精査した後、予算計上して基金に積む場合には基金積み立てとして、予算を上げた上で基金のほうに積みたいと思っておりますので、この段階では差し引きの額を出させていただきました。

議長（久保秀雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて認定第2号の質疑を終結いたします。

次に、認定第3号、平成22年度みなかみ町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて認定第3号の質疑を終結いたします。

次に、認定第4号、平成22年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて認定第4号の質疑を終結いたします。

次に、認定第5号、平成22年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて認定第5号の質疑を終結いたします。

次に、認定第6号、平成22年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて認定第6号の質疑を終結いたします。

次に、認定第7号、平成22年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて認定第7号の質疑を終結いたします。

次に、認定第8号、平成22年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて認定第8号の質疑を終結いたします。

次に、認定第9号、平成22年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて認定第9号の質疑を終結いたします。

次に、認定第10号、平成22年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて認定第10号の質疑を終結いたします。

次に、認定第11号、平成22年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて認定第11号の質疑を終結いたします。

次に、認定第12号、平成22年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 決算報告書の一番最後のページの前の18ページなんですけれども、起債の一覧表があるんですけれども、中ほどに上水道小計というのがあって、その下に61年度、62年度、平成3年度の財務省財政融資資金が3つあるんですけれども、これの利率が5.2%、5.0%、5.5%になっているんですけれども、5%以上については繰上償還をしたというふうに思っていたんですけれども、その辺の事情がわかれば教えてください。

議長（久保秀雄君） 上下水道課長杉木清一君。

(上下水道課長 杉木清一君登壇)

上下水道課長(杉木清一君) お答えいたします。

5%以上が今あるわけですがけれども、それにつきましてはまだしておりませんで、今回申請をしまして、来年度以降、繰上償還をする予定であります。

(「申請中ということですか」の声あり)

上下水道課長(杉木清一君) そうです。これはする予定であります。5%以上のものについては、繰上償還をやる予定です。

議長(久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて認定第12号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認定第1号、平成22年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第12号、平成22年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定については、委員会議案付託表のとおり所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号、平成22年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第12号、平成22年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定については、委員会議案付託表のとおり所管の委員会に付託することに決定いたしました。

議長(久保秀雄君) この際、休憩いたします。14時10分から、再開いたします。

(13時53分 休憩)

(14時10分 再開)

議長(久保秀雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 15 一般質問

通告順序 1 6番 林 一彦 1. 7月26日付上毛新聞掲載の原発・使用済み核燃料など最終処分場の立地を求められた場合の対応についての真意について

議長(久保秀雄君) 日程第15、一般質問を行います。

一般質問については、6名の議員より通告がありました。

本日は、時間の許す範囲で質問を順次許可いたします。

最初に、6番林一彦君の質問を許可いたします。

(6番 林 一彦君質問席)

6番(林 一彦君) 6番林一彦です。

議長より許可をいただきましたので、通告によりまして一般質問をさせていただきます。質問につきましては、7月26日付上毛新聞掲載の原発・使用済み核燃料などの最終処分場の立地を求められた場合の対応についての真意についてであります。

3月11日に発生いたしました東日本大震災、それに伴う大津波によりまして福島原発事故が起き、多くの国民が驚きと恐怖と不安を感じて生活をしております。住民の心配は、被害をこうむった地域の復興はもとより、事故による放射能汚染問題であり、毎日空中放射線量の発表に不安を感じているところであります。

また、事故発生から約半年が経過いたしまして、将来的には脱原発との世論が高まりを見せている折、7月26日の上毛新聞に掲載されました記事、「エネルギー政策のゆくえ(自治体トップアンケート)」におきまして、岸町長は、原発・使用済み核燃料など最終処分場の立地を求められた場合の対応について、賛成の見解をあらわしました。町民はもとより、県民、または近隣の市町村の方々に驚きと不安を与えました。ここで町長の回答の真意を聞きたいと思っております。

まず、1問目の質問ですが、7月26日付の上毛新聞のアンケートとは、一体どういった内容であったのか。恐らく新聞に掲載された内容だけではないと推測いたしますので、ここで聞きしたいと思っております。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） ただいまのご質問でございます。

7月26日、上毛新聞に掲載された記事についてでございますが、アンケート内容の確認がございました。あるいは回答についても確認がございましたので、経緯を追って説明させていただきたいと思っております。

まず、7月15日付で、上毛新聞社から、東日本大震災と福島第一原発事故により、菅首相が脱原発を表明した。これを受けて群馬県知事及び県内35市町村長が対象でございますが、住民生活と密接な関係があるエネルギー問題全般について考え方を聞きたいという趣旨のアンケートの依頼があったところでございます。

このアンケートにつきましては、まず、原子力発電から撤退すべきかという設問に始まりまして、今後のエネルギーとしてどのようなものが有望か、また、市町村で現実的に検討しているものがあるか等、さらにそのための予算確保の有無に至るまで、エネルギー問題全般にわたって首長の考えを聞いたものでございました。今ご指摘のありました部分につきましては、このアンケート結果の一部が記事として報道されたものでございまして、まず、そのアンケートでの回答でございます。

まず、原子力発電から撤退すべきか否か、これにつきましては、「撤退すべきではない」というふうに答えました。その理由としては、「安定的なベース電力を確保するためには原子力発電が必要と考えるため」、これはアンケートの中に1行書いた文章をそのまま今お答えさせていただいております。

記事全体、既に皆さんご存じでございますけれども、長野原と玉村の町長は賛否を明らかにしなかったほか、22名の首長さんが「撤退すべきだ」と答え、逆に11人の首長が

安定的な電力の確保を理由に「反対だ」と答えたというふうに言われています。

そしてまた、次には、現状における主要電力発電の割合、これが原子力発電所は30%、これについては、ふやすべきか減らすべきかという問いがございましたので、「現状維持」と答えたところでございます。

その後、地元への原子力発電所または使用済み核燃料などの最終処分場の立地を求められた場合、これにつきましては、賛否については「賛成」と答えました。その理由のところには、「立地要請があるということは、国民的視点から適地と判断されたことになろう。必要なものは責任を果たすべきと考える」と書いてございます。したがって、上毛新聞が括弧書きで引用された部分、これについては、私がアンケートに書いた2行そのものでございます。

アンケートはその後も続きましてですね、日本全体を考えたとき、今後のエネルギーとして最も有望なものは何かというものにつきましては、「太陽光発電」というお答えをさせていただきましたし、その中で町で推進すべき発電としては、「太陽光発電と水力発電」というふうに回答いたしました。

なお、市町村独自で太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及・推進に向けた施設の建設、誘致計画についてはという質問に対しましては、「ソフトバンク構想の候補地として町内用地を群馬県に情報提供した」というふうに回答したところでございます。アンケートの流れ、趣旨と回答した内容、今ご質問のありました範囲で申し上げますと、以上がアンケートの骨子、流れであり、それについての私の回答でございました。

議長（久保秀雄君） 6番林一彦君。

（6番 林 一彦君質問席）

6番（林 一彦君） 今、どのような質問があったのか、それに対してどういう回答をしたのかという答弁をいただきましたけれども、記事にあった原発や使用済み核燃料などの最終処分場の立地を求められた場合の対応に、要請があるということは国民的視点から適地と判断されたこと、必要なものならば責任を果たすべきだと理由を挙げられておりますけれども、これにつきましては、こういった意図があってそういう理由を述べたのか、これをお答えいただきたいと思えます。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸 良昌君） ただいまの質問でございます。

繰り返しますが、賛否については賛成と答え、その真意でございます。まさに立地の要請があるということは、国民的視点から適地と判断されたことになろうと、必要なものは責任を果たすべきと考え、これは答えています。行数の関係もございまして、みなかみ町についてはそんな要請はないだろうといったようなことは書いていませんので、気持ちにはありましたけれども、そのところはアンケートが正確に反映されて記事になっているということです。

この真意でございます。これにつきましては、まず、みなかみ町、利根川源流の町として、我がみなかみ町は、利根川水系に建設されております8つのダムのうち、矢木沢、奈良俣、藤原、相俣、この4つのダムがございまして、首都圏3000万人の命と財産、あ

るいは首都圏の生産のための水というものを我がみなかみ町が担っておりまして、日本の主要産業に必要な分担をしておるという自負を持っております。これはもう議員を初め、町民各位全員同じだろうと思っています。

まさに国民的視点から、国家的視点から必要とされ、ダムが建設され、ダムがこの町にあるということで、みなかみ町としてはそのような意味での適地であることがございますが、ダムをしっかりと守り、水源を守り、使命を果たしていると、この自負はございます。翻って考えてみますと、原子力発電によるエネルギーの確保、これはこの間、今どういう議論がされているかはありますけれども、この間必要だということで、現実と同様のことが言えるのではないかと思います。

すなわち、例えば福島県沿岸、それ以外の地域にもございますけれども、原子力発電所が現実的に建設され、あるいはご存じのとおり、青森県の下北半島には使用済み核燃料の最終処分場が建設されつつあります。まさにそれらの地域においては、国家的観点からその地が適地と判断されたというふうに理解しておりますし、そしてそれぞれの自治体が国民を代表してその役割を果たしているというふうに考えております。

このことを考えてみますと、観光地にふさわしくない、あるいは住民に理解が得られないということだけを理由にしてやみくもに反対するというのは、ある意味、現にそのような施設が建設されている自治体、それらが大変な苦悩の中で判断し、国民的責任を果たしている、その自治体を愚弄することにもなりかねないというふうにも考えました。したがって、そのような回答をしたところでございます。

あえて言わせていただきますと、その場限りで場当たりに脱原発を宣言すると、その後満足な議論もなくと言えはいいんでしょうか、どのように安定した代替エネルギーを確保していくのだと、その議論がないだけで一方的に原子力発電から撤退するという議論だけには乗るべきではない、あるいは賛成すべきではないということで、別の方の回答になっていますけれども、そういうふうに考えています。

したがって、為政者と言えはいいんでしょうか、総理大臣もイメージで包んでおりますから為政者と言わせていただきますけれども、行政の責任者なり、あるいは私のような末端の行政の責任者であっても、やはり正々堂々と原子力発電あるいは最終処分場をどうしていくんだと、今あるやつをどうするんだ、最終処分場がなくてどうするんだという議論をきちっと国民に説明し、それに対しましては、現在議論されておりますように、我が国の持つ技術力を結集して安全の確保に努めていく、安全対策に万全を期すと、そういう前提に立つのが国や自治体の、あえて言うと責任者の役割だろうというふうに思っています。

今いろいろ申し述べましたけれども、真意は、繰り返しになりますが、ひとえに我がみなかみ町が4つのダムを有しまして水源地として役割を果たしているということ、そのことが常日ごろ、多くの首都圏の住民、企業、そういう方々に理解していただきたいと思っておりますので、そのような思いで要請があった国民的視点間の必要なものについては、対応を考えてみるということが当然のことであろうというふうに思ったところで、先ほどから繰り返しておりますアンケートの回答になったものでございます。すべてみなかみ町

が水源の町として、多くの国民のために機能を果たしておると、その自負が前提でございます。

議長（久保秀雄君） 6番林一彦君。

（6番 林 一彦君質問席）

6番（林 一彦君） 今回の町長の答弁で、水源の町、このみなかみ町の自負ということであいつた回答をして理由を述べたという、この真意がわかりましたけれども、この新聞発表によって、いたずらに住民の気持ちを逆なでしたような結果になってしまったことも、これは事実であります。

今回のこの新聞報道によりまして、一部の方々から投書や抗議が寄せられていると伺っておりますけれども、また、原発町長は要らないということで、某政党の何とか読者ニュースということで各戸配布されて、そういったふうにならわっております。それらによりまして一連のこの物議をかんがみ、町民に対して町長のほうからメッセージ等ございましたらお願いします。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸 良昌君） 具体的に申し上げます。

記事の出ました7月26日当日、夕刻、日本共産党から抗議がございました。そのときにも、今ご説明したような真意についてはご説明したつもりですけれども、やはり立場上、納得いただけないということではございました。そのときにも、日本共産党がこの記事に対して抗議に来られたということについては、それはスタンスでございますので、それはどなたにも説明するというだけではお約束しました。

続きまして、それ以降、30代の女性、そして60前後の男性、それぞれの方から、会って真意が聞きたいというご連絡がありましたので、時間をとって来てもらって会わせていただきました。それぞれ30分、あるいはもうちょっと長く話しさせていただきました。あと、もう1人は区長さんのお1人でございます。区長さんは、周辺から町長の真意を確認したいということでお見えになりましたので、これまたご説明させていただきました。アンケートの内容、ほぼ今答弁申し上げた趣旨で真意を説明させていただきました。

それ以外にも、現在のみなかみ町の空中放射線量の問題、あるいは国内における放射線量の分布の問題、あるいはそれを踏まえての食の安全をどうするんだと、あるいは学校の校庭の放射線量等が話題になっておりましたので、そのことを含めて学校教育一般の話であるとか、非常に幅広く説明もし、意見交換もさせていただきました。それ以外の子育て支援等についてのご意見もいただくなど、意見交換させていただいて非常に有意義だったと率直に思っております。

今、林一彦議員のご質問の一つといたしまして、その前に、町長の前に形容詞をつけるのは一向に構わないと思っております。パワハラ町長だとか、それは形容詞になっていますからいいですけれども、私に言ってもらうんだしたら、しょっちゅうたばこを吸っているの、機関車町長と言ってもらえば町長の形容詞になっていますけれども、原発というのは何の形容詞にもなっていません。なおかつ、原発を誘致するなんて一言も言っていないのを、あえてそういう言い方をするというのは、町民の不安をあおろうとしているとしか

思えないというふうに思っています。

とは言いながら、実態のないものについて、つまり原発の誘致であるとか最終処分場としての要請だとか、そういうのが全くないものについて町民が不安に感じられたと、それについては大変申しわけなく思っております。

これでやめればいいんですけれども、もう一つ。ある先輩方からですね、新聞社のアンケートなんて書いときゃいいんだから、一番角の立たないやつを並べときゃいいんだよというご指導がありましたけれども、それはやはりどう考え、何をどう展開していくかというときにはやはり真剣に考え、どんなものであっても真剣に対応していくという前提から立つと、きちっと考え、きちっと回答していきたいという線は崩したくないと思っております。

繰り返しになります。今、一彦議員からご指摘がありましたように、多くの町民が、理解が違ふかもしれませんが、大変心配をされたということについては申しわけなく思っておりますし、ただいまの一彦議員からのご質問のように、いろんな機会に真意をご説明したいと。

そしてまた、原発の立地であるとか放射性物質の最終処分場だとか、そういう話については全くありませんし、そういうものを積極的に誘致しようというつもりで言っているわけではございません。国民的責任を果たすということにつきましては、我がみなかみ町として相当部分、水源地ということで国民的要請の相当部分を果たしているというふうに思っているところでございます。

議長（久保秀雄君） 6番林一彦君。

（6番 林 一彦君質問席）

6番（林 一彦君） 町長の答弁で真意がわかりまして、ほっとしているところであります。岸町長が町長選に出るときのマニフェストの中で、愛・勇気・力の中で「子供たちがのびのびと育つまちをつくります」、「町民の安全・安心な暮らしを守ります」、「自然を保全し、環境にやさしいまちをつくります」と宣言しておりますので、「谷川連峰・水と森林防人」宣言、そして、「みなかみ・水・『環境力』宣言」がなされている利根川源流のまち、このみなかみ、この町のかじ取りを住民の不安や心配のないように町長にお願いを申し上げまして、今回の質問を終わりとさせていただきます。

議長（久保秀雄君） これにて、6番林一彦君の質問を終わります。

通告順序2 5番 阿部 賢 一 1. 臨時雇用（緊急雇用対策事業等）とその後の対応について

議長（久保秀雄君） 次に、5番阿部賢一君の質問を許可いたします。

5番阿部賢一君。

（5番 阿部賢一君質問席）

5番（阿部賢一君） 久保議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

きます。

先ほどは原発の林一彦議員の質問から、一転して今度は臨時雇用の質問をさせていただきます。

国の政策によりまして、緊急雇用対策事業等によって現在、町の教育施設、そしてまた観光施設、また町道等の管理をしていただいております。このそれぞれの臨時雇用の事業が本年度、来年3月31日末をもって廃止になるというふうなお話を聞いております。

まだその時期を迎えておりませんので、確定ではありませんけれども、これが仮に廃止ということをご前提で一般質問させていただきます。廃止になったときにはその後、数多くある町有施設、町道を含めたそれぞれの管理、そしてまたその管理を含めたいろいろな整備等をどのように町は考えているのか、町長の所信をお尋ねいたします。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） ただいま臨時雇用でいろいろやっている事業、なくなったときにはどうするんだというご質問だと思います。少し長くなりますけれども、緊急雇用対策、幾つかの事業で成り立っておりますのでご説明させていただきます。

まず、臨時雇用対策事業というものが始まりましたのは、特に地方・地域において雇用が厳しく、失業がふえているというふうなことから、平成20年の12月に国のほうで「ふるさと雇用再生特別基金事業」、そしてまた「緊急雇用創出事業」と、この2つの計画を打ち出したものでございます。

この事業につきましては、都道府県がそのための基金を造成する。その基金に対して国が都道府県に対し、費用を交付金として交付するという仕組みで成り立っております。当初より平成21年度、22年度、23年度の3年に限った形でスタートさせるということで、21年4月にスタートしたものでございます。

みなかみ町では、平成21年の緊急雇用創出事業で、直接雇用する、あるいは委託という形で雇用するというふうなことで計41人の雇用をし、事業費の合計は3億629万4000円というのが21年度でございました。

なお、緊急雇用ということでございますので、この緊急雇用創出事業による雇用の期間は6カ月以内ということが制度上なっております。

今申し上げた41名でございますけれども、町有施設の管理、道路の安全パトロール、あるいは公園管理、教育関係施設の管理と清掃、あるいは観光施設の維持管理、公有財産のデータベース化、子育て支援対策と子育て保健相談、あるいは町有林、民有林の整備等を行いました。また、雇用を委託した形で実施したのは、スキー場連絡協議会に対してスキー場のアクセスサポート、そしてみなかみ町インバウンド推進協議会へインバウンドの受け入れ対策といったようなものをこの事業で行ってきたところでございます。

ちなみに、群馬県全体の規模で申し上げますと、3076人が雇用され、23億8790万円事業費がかかったというふうなままとっております。

そしてまた、もう一つのふるさと雇用再生事業でございます。これにつきましては、平成21年度でみなかみ町商工会へ事業委託しまして、地域資源活性化事業、新治農村公園

公社へ事業委託いたしました「たくみの里活性化事業」、ここで6人、その部分の事業費は1131万1000円というのが実績でございます。

今のが21年度ですが、22年度におきましても緊急雇用創出事業は、基本的にはほぼ21年度と同じ内容で行いました。それに加えて、町の直接雇用として、一ノ倉沢交通対策事業を追加し、人数としては44名を雇用し、事業費として4289万4000円という規模で実施しております。余分ですが、そのときの22年度の群馬県の緊急雇用創出事業の実績は、雇用創出人数が3945人、事業費の合計は35億368万円というふうになっております。

長くなって申しわけないですが、まず、22年から重点分野雇用創出事業が追加されました。これは後にかかりますので、ちょっと説明させていただきますが、武尊山観光開発株式会社に委託いたしました、藤原地区の花と自然と文化を解説するアテンダント事業、観光協会へ委託しました観光産業マーケティング調査などで7人の雇用、事業費としては1270万円ということになっております。

現在進行中ですが、23年度の緊急雇用創出事業につきましては、繰り返しになりますでしょうか、教育関係の整備、清掃等々、合計33人を雇用して事業費は3938万円を想定しております。また、もう1本のふるさと雇用再生事業では、事業費2255万円というものを想定しております。

そして、重点分野雇用創出事業です。これについては22年度から継続しておりますほか、特別支援学級、町の特産物のPR、一ノ倉の観光おもてなし事業、有害鳥獣対策などが加わりまして、31名、事業費は4675万5000円を予定しているところでございます。

これでいよいよ答えに入らせていただきますけれども、今申し上げたような形で、非常に幅広い分野で公共施設の管理であるとか福祉、あるいは観光の振興等々で非常に有効に活用させていただいている、働いている人にとってみると活躍いただいているということでございます。この間、数字を間に挟みましたように、その事業費というのは非常に大きくなってございます。今のご質問でございますが、今ご説明した総体の事業費が来年度もしなくなった場合に、右から左に確保できるのかというのは、非常に苦しいものがあるというのが率直なところでございます。

なお、来年からなくなったらということでしたので、そのところについてもちょっと説明させていただきますけれども、来年の見通しとして一応県から聞いておりますのは、県のほうに基金が積み立ててありますから、基金が残っている範囲で先ほど申し上げました3種類の事業のうち、重点分野雇用創出事業については継続できるのではないかという説明でございます。ところが、重点分野という部分以外の緊急雇用創出とふるさと雇用再生事業は廃止が見込まれるということになりますので、町民の雇用の確保、これは大きく1つあります。

そして、先ほどから申しております公共施設、福祉分野、観光振興というようなことを考えたときに、ぜひとも継続していただきたいと思っておりますので、まず1点、全国知事会の動きでございますが、国に対しまして緊急雇用創出事業あるいはふるさと雇用再生

事業、このような地方の実態に沿った弾力的かつ機動的な基金活用が可能となるような制度への再構築、再構築ということは、再度基金をつくってくれという要望でございますけれども、これらの要望が出ておりますし、みなかみ町としても、引き続き群馬県へ強く要望していきたいというふうに思っているところでございます。ひとまず制度並びに現在の雇用数といったようなことを答えさせていただきました。

議長（久保秀雄君） 5番阿部賢一君。

（5番 阿部賢一君質問席）

5番（阿部賢一君） いろいろ事業について実態を説明していただきました。

実際に群馬県の基金が残っていれば、重点のその事業については継続が可能だと。あくまでも、それもだからそんなに長い期間じゃないというちょっと認識を持ちちゃうんですけども、それと全国知事会等を通じて、こういう地方の首長さんからそういう働きかけをするということは、やはりすごく大切なことがありますし、ましてこういう中山間地だと民間の企業もすごく、早期退職じゃないですけども、要は早い時期に職を失う人も、拝見しているとそういう臨時雇用なんか申し込んでいる方が結構多いという、そういう実態もぜひ町長、知事会のほうに行ったときにはこういう実態をぜひ強く訴えていただきたいと思います。

やっぱりこれだけ広くて、これだけいろいろな公共施設がある、そしてまた観光の町だということで、お客様を迎えるこういう町としても、やはり施設が1年ほうっておいてしまえばもう草ぼうぼう、そして観光地が上にある県道にしろ町道にしろ、ガードレールが見えないほど草ぼうぼうという、逆の立場で私たちが例えばそういう観光地に行ったときも、印象としては、これは迎えてくれるおもてなしだとか何とかときれい事は言っても、やはり実際には「これでいいのかい」というようなイメージを持ってしまいますので、やはりそういう目に入る部分については、しっかりとやっぱり同じに来年も管理をしていただくことが必要ではないかと思います。

デスクワークについては、私思うんですけども、それもやっぱり忙しいときというのは集中して手が要るかもしれませんが、それは現場は汗をかく、デスクワークもそれは忙しいときは集中する期間があるんだと思うんですけども、やはりそれは行政の役所の職員の方々でも、3人でやっていた仕事を何とか2人で頑張ろうじゃないかという、そういう意識の改革もやっぱり必要ではないかというふうに思います。

いろいろ見通し等について伺ったんですけども、具体的に今回の補正予算で公共施設管理基本条例2億円を、まだ本会議で議決をいただけていませんから認めてもらっているわけじゃないですけども、その基金をそういう形で使うために今回この上程、金額を補正予算に上げているんだと思うんですけども、その2億円の基金をいろいろ運用するのにかと思うんですけども、具体的にこの2億円の基金を積み立てたときに、どのような規模でどのぐらいの雇用を予定しているのか。まだ具体的に数字がないかもしれませんが、町の考えをお聞かせ願えればと思います。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸良昌君） この制度が始まったのはもともと、今ご指摘のように、地方の経済が非常に

疲弊していると、雇用の機会が非常に減っているという認識で国のほうも始めたわけですから、ご指摘のように、その状況何ら変わっていないじゃないかと。これについては、先ほど知事会という言い方をしましたけれども、いろんな機会に引き続き伝えていきたい、上げていきたいと思っています。

今お話しのありました雇用の確保という点からいくと、非常に規模も大きいものですから、国の制度がなくなったときに、これがそっくり町で肩がわりできるかということに対しては、非常に不安を感じております。先ほどご説明した事業費を町の単費で出すというのは相当にきついというのはご理解願えると思います。

もう1点、今道路の草刈り等々の話がありました。これにつきましては、議員さんをご存じですけれども、一般町民等で気づかない部分はですね、道路の維持管理費のほうが事業仕分け等で相当削減されておって、従前に比べて管理の密度が落ちておると。その部分についても、この臨時雇用の形で間に町が入って整備していたというのがある程度実態がございます。この辺も継続していかなきゃいけないだろうと。

そしてまた、デスクワークというご指摘がありましたけれども、サービスについては、我がみなかみ町の観光として必要な部分、新しい部分を展開するというにこれを活用しておりますので、そこのところをどういう制度でどういう予算を用意するのか、また引き続き検討し、当然予算として議会にご相談するということになろうかと思います。

今ご指摘のありました公共施設管理の基金でございます。これについては、先ほどご説明いたしましたように、公共施設を今後取り壊したり、あるいは適正に管理しなきゃいけないということで額2億円と、さっき総合政策課長がご答弁したような数字を載せておりますけれども、申し上げましたように、施設を壊すとき、何かの事業を使ったときの裏負担分をきちっと計上しておこうじゃないかというのが本旨でございますけれども、適正な管理というのはこれは必ず必要でございますので、やらなければいけないときには、今ご質問のありました基金をお認めいただいて、それを活用するということも施設管理ですからあろうと思います。それについて、どういう規模でどのぐらいということについては、まだ今のところ想定しておりません。

同じく一部でございますけれども、有害鳥獣の基金についてもご相談をかけております。その中で、例えば今猿のパトロールだとか、臨時雇用を使っている部分を鳥獣害対策というところで基金なり事業費の中、それで支弁させていただくということも当然想定できることだと思っております。

いずれにしても、まだ決まった形ではございません。今の規模で臨時雇用にそっくり続けられるかということについては、大変疑問には思っておりますけれども、整備、施設管理等々どうしてもやらなければいけないところ、今ご指摘のありました2つの基金、あるいはその他の予算も考えながら、適切な管理ができるようにさらに検討していきたいと思っております。

議長（久保秀雄君） 5番阿部賢一君。

（5番 阿部賢一君質問席）

5番（阿部賢一君） 雇用の確保も含めて、やはり管理をしなければならないところがあるという

ことは、町長も十分認識を持っていただいていると思いますので、廃止になっても同じまま来年度というのはなかなか厳しいかもしれませんが、やはり限りなく今までの体制に近い形で引き続き、このいろいろな制度がなくなったときも同じに何とか引き続けるように、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

あともう1点なんですけれども、雇用もそうなんですけれども、やはり現場で働いてくれている人というのは、今その臨時雇用だと一日幾らでしたっけ、自分が聞いてもあれですけれども、そういう金額で7000円で働いてもらっているわけなんですけれども、やはり皆さん、本当に早い時期に仕事を失った方とかもたくさん申し込んでいるわけでありまして、やはりそういう部分も含めてですね、継続して次年度もお願ひしたいと思います。それについて町長ちょっと、もし考えがあったら。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） まさに臨時雇用ということで始まっておりますので、その一日ごとの日給ですか、職種によっては多少違うようございませぬけれども、大体今、議員のおっしゃったぐらいの数字だろうと思っております。この金はあくまでも臨時的に雇用を何とか継続すると。しかも、最初に申しあげましたように、6カ月ということで最初運用していたしましたので、いろんな意味で制限のある制度であります。とは言いながら、それについても雇用の面でも相当期待されているという地域の状況はよくわかっておりますので、また十分検討しながら、今の管理なり雇用なりというのをできる限り多く確保できるような形でいろいろ検討していきたいと思っております。

議 長（久保秀雄君） 5番阿部賢一君。

（5番 阿部賢一君質問席）

5 番（阿部賢一君） 町民の皆様もそういう方向を期待しておりますので、ぜひそういう形で取り組んでいただきたいと思ひます。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

議 長（久保秀雄君） これにて、5番阿部賢一君の質問を終わります。

通告順序3 11番 島 崎 栄 一 1. 来年度の国民健康保険税について
2. 健康な人には

議 長（久保秀雄君） 次に、11番島崎栄一君の質問を許可いたします。

11番島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君質問席）

11番（島崎栄一君） 11番島崎栄一です。一般質問をいたします。

この20年間、日本人の所得は横ばい、または下降してきました。20年前のアルバイトが一日8000円ぐらいだったとしたら、今では6000円、7000円です。みなかみ町民の所得もどう見ても下降ぎみです。

生活でよく使うガソリン価格は、15年前のリッター1000円から150円に上がり、

小麦やコーヒーなどの価格も上がっており、暮らしが苦しくなっている人がふえている気がします。月に所得が数万円しかない、涙を流しながら苦しんでいる人もいます。税金は6年ほど前に高齢者控除がなくなり、また、恒久減税もなくなり、じわじわと負担がふえています。固定資産税も平成6年に国の指示に変更があり、地方では実質的にこの15年間上がり続けてきました。大部分の税金は国の法律で決められ、地方自治体独自に引き下げするのはほとんど不可能です。

そういった中、国民健康保険税は、町が決められる数少ない税金ですが、2年前、28%値上げされ、非常に負担が重くなったと感じている人たちがたくさんいます。上毛新聞の発表では、みなかみ町が県下で一番高いものでした。町民の生活を考えると、国民健康保険税をもし引き下げられるなら、引き下げたほうがどんなに喜ばれるでしょう。

2年前に議会に説明された国民健康保険税の見通しは、保険税を56%値上げしないと回らない。しかし、幾ら何でも56%値上げしたら町民がまいってしまうということで、一般会計から28%分を投入し、値上げを28%にするというものでした。しかしながら、その後の経過は、一般会計からの投入もそれほど、3000万とかということで予定ほどではなく、1億5000万円は繰り入れると予測していたものからはかけ離れています。

さらに言えば、黒字が4億5000万円もの金額になっています。医療費もそれほど上がらず、国から来るお金も2億円ほど予定していたものより多かったです。はっきり言ってうれしい誤算と言えるでしょう。町民から集める保険税の総額は7億5000万円ほどですから、もし15%値下げしたとしても基金は毎年ふえていく状況です。

今現在、国民健康保険については、県に統一して運用すべきだとかいろいろな改革案が出ており、将来どうなるか予想はできません。そんな中、基金だけをどんどん積み増していっても意味はないと思います。制度の変更のリスクは町が引き受け、今現在の生活が苦しい町民を助けるべきでしょう。私は本当に強くそう思います。

また、次の項目なんですけれども、国民健康保険税をまじめに毎年納めている上に、健康で余り医療費を使わない人たちもいます。そういった人たちに町から御礼として町内で使える商品券を年に5000円ほどプレゼントしてはどうでしょうか。そのことをきっかけに健康に気をつけ、みんなで病気を減らす励みになれば、プレゼントに使った商品券代を上回る医療費の削減もできるかもしれません。

例えば、民間の車の任意保険は、事故を起こさなければ保険料がだんだん値下げされ、事故を起こさないようにしようという気にさせるように制度設計されています。それと全く同じというわけにはいかないでしょうが、商品券のプレゼント程度のことはやってみたらいいと思います。町長の返答を聞きたいと思います。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） もうこの国民健康保険税の話については、何度か答弁させていただいておりますのでよくご存じのとおりでございますが、繰り返しになりますが、平成20年度決算時点において実質収支が赤字の運営状況に陥っていたという事実がありまして、その時点では基金も枯渇していたという中で、21年度から適正な運営を確保するというところで、

みなかみ町国民健康保険運営協議会において検討をしていただき、それを踏まえまして議会でもご議論願った後、税率改定をやらせていただき、そのことが税源の確保につながってきたということでございます。

先ほど、そのときの経緯についてお話がありましたけれども、改めて資料を確認いたしましたして、国民健康保険を安定的に運用していくためには、いわゆる国保料、国保税という言い方をしておりますが、それとして約10億円をちょっと切るぐらい、9億8000万円ぐらい無いと適正に回っていかないということでご議論が始まっております。このことが20年の額に比べて約9億8000万円を国保税として集めるということになると、それが従前に比べて56%上がっているというご議論があったというふうに思っています。

それに比べて、今まさに島崎議員の認識どおりだと思いますけれども、幾ら何でもそれだけを国保料、すなわち国保税として負担してもらうのは難しいだろうと、その背景といったしましては、ご指摘のありましたような、経年的に見ると収入が減っておる、あるいは町内において特に収入の減っている人がふえているというような状況を勘案して、やむを得ず、国保税の目標として設定するのを8億円規模にしようという結論を皆さんで出していたというふうに理解しております。

そうすると何が起きるかということ、予想した医療給付等々を考えると、毎年1億二、三千万円の赤字が出てくる。これはどうするんだということについて、国保会計としては赤字を積み上げていくことになる。それについては、まさにおっしゃったように、そのリスク、想定されるリスクですけれども、それについては負担ができないのであるから町が肩がわりせざるを得ないだろうということで、計算上、年間1億二、三千万円の赤字補てんを一般会計からせざるを得ないだろうというのがそのときの議論だったんだろうと思います。そのことを逆の言い方をしますと、56%上げなければいけないけれども28%上げにしておいて、残りの28%に相当する分は町が出すんだというご理解になっているという点だと思います。

今改めて、国保会計を回していくのにはどういう収入がなければいけなかったのかという議論をさせていただいたのは、国保が続かないわけにはいけないので、国保税として集めるもの、それが国の交付金等々を想定しても毎年赤字が出てくる。にもかかわらず、国保税を今決定している水準に決めたのはなぜかという話をさせていただいたところでございます。

それで、それがどういう状況で残っておるとか、これは何でなんだというのは、この間何度でもご説明してまいりましたように、21年度の実績においては、保険給付料が前年より98%ということでちょっと下がったと。そして22年度、先ほどもご説明しましたけれども、21年度に比べて2.7%という上昇であったと。これはその検討のときに想定していた、毎年医療給付が4%程度伸びるであろうというものよりは低かったというのが現実でございますし、ご指摘がありましたように、国の交付金等についても想定より多かったと、これはそのとおりでございます。

しかし、今後、医療費の推移がどうなるかということについては、必ずしも楽観視はできないということでございますし、前回、法定外繰り入れをやりました新型インフルエン

ザの蔓延に対するために入れておくと。それは新型インフルエンザの発生はなかったわけですけれども、今後もないとは限りません。このようなことで、適切に対処することを考えますと、保険の主体としましては、歳出予算等につきましては、常に余裕を見る必要があるというふうに思っております。

それで、引き下げのことについては、この間議論もございましたし、お答えしてまいりましたとおり、3年間を一つの区切りとして税率を定めさせていただいたということもございます。

したがって、このたび、平成24年度が次の3年間の初年度に当たるということになりますので、今後の医療費の推移、これは推計になります。従前より緻密にやれというご指摘があると思います。そういうところで議論しながら、そして基金が20年度のときはほぼゼロでしたけれども、今は基金もあるということもございますので、その辺を総合的に勘案して、税率について幅広くご議論願ひ、その後決定していきたいというふうに思っているところでございます。

差引残高の話、もう既にご説明しましたけれども、歳入歳出差引残高としては約4億5000万円の黒字でございます。数字でご説明したとおりです。その中には3500万円の法定外繰り入れ、そして前年度からの繰越金が3億1700万円、そしてこの3億1700万円については、その前からの法定外の繰入金が残っているという部分もございます。

そのようなことで、今回、基金につきましては、1億5000万円を積み立てまして、平成22年度単年度の収支としては2億5000万円という形になります。どちらの数字でご説明するかはありますけれども、30億円規模の会計において2億5000万円、10%を切る、8.3%程度になりますので、この辺については適切な範囲ではないかというふうに理解しているところでございます。

制度変更のリスクについては町が負うべきだということについては、前回の決定のときの基本的考え方もご説明しましたようにそうですし、次の改定に当たっても、予想外の制度上のリスクというものについては、全町民の理解を得て一般会計から繰り入れざるを得ないという事態も、これはあることだと思っています。

さて、新聞でどうのこうのというのがありましたけれども、ここから外れますので答弁はやめます。

それで、健康な人については商品券を配ったらどうかということでございます。先ほど自動車保険の例等がありました。あれは保険制度の設定の中に、保険料率の中に、事故を起こさなかった人に幾ら戻すというのが当然計算上、損益計算で入っておりますので、そういう制度設計になっています。先ほどのご説明で言うと、毎年10億円集めなきゃいけないところを11億円集めておいて、1億円は還付に充てるという制度設計をやっていればそのとおりだと思いますけれども、この場合適切ではないというふうに思っています。

もう一つ、この黒字が、先ほど言いました額が多いと。これについて何か戻す方法がないかということもございますけれども、先ほど申し上げましたように、今後の料率改定において現在の基金がある、それを前提で料率の検討がなされます。すなわち現在、国民健康保険に加入している人のほとんど、願わくばすべての方が次の3年間も保険者、被保険

者になりますので、きちっと引き継げるということだと思っています。

それからまた、制度が変わって全県1区になったときに、基金なんか持っていれば持っているだけ損だろうと、ゼロにしてしまったほうが得だろうと、それはそのとおりだと思います。よそのところにぶら下がったほうが得だというご指摘だと思います。それについては、これから検討が始まり、実際にそうなるかどうかということについては、5年、さらに6年先が想定されますので、少なくとも次の3カ年の料率決定のときには、適切な基金量はあるべきだという前提で議論すべきだと思っています。

なお、町民の方々に健康を維持してもらって病気にならないということについては、各種の施策で展開していきますし、新しい施策といたしましては、先ほど基金をつくりたいということでご説明しましたように、スポーツ・健康ということをテーマにいたしまして、食の健康であるとか、健康に向けてのスポーツであるとか、町民としてのトータルの運動を展開していくという中で、ご指摘のとおり、医療費がかからないということは病気にならないということで、個別の町民にとっても非常に幸せなことでございますので、その辺の施策については数々、さらに強化していきたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（久保秀雄君） 11番島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君質問席）

11番（島崎栄一君） 去年度からの繰り越しが3億1700万円で、今年度が4億5000万円の黒字で、しかもその黒字以外に1億5000万円の基金の積み立てもあるわけですから、実質的に6億円の黒字、3億円を繰り越してことし6億円の黒字になっているということは、大体年間3億円黒字になるわけです。そういう中で、県に統一するんだから基金がゼロでいいとか、そこまで極端なことは私も思っていなくて、ある程度の常識の範囲の基金が必要だとは思っています。

ある程度の余裕も必要なんですけれども、やっぱりそれはある程度であって、やたらと毎年3億円ずつ積み増していくようなほどでもないんじゃないかと。7億5000万円のうち15%下げても、3億円の黒字の中からどうですかね、大体1億円ぐらいたるかどうかですから、今の状態でいえば2億円の黒字にそれでもなるわけですから、来年度ちょうど改定の年ですから、そういうのをよく考えて、また議会のほうに案が出てくると思いますけれども、ある程度この住民の生活状況のこと、それから負担が、払うほうからすればやっぱり負担が少ないほうがいいですから、その辺もある程度ぎりぎりまで考えて案を出してもらえればなと思います。

あともう一つ、何でこれほど見通しが狂ってしまったかということなんなんですけれども、保険給付が毎年4%ずつ上がるというふうに予測したとは思いますが、考えてみれば保険給付費は下がるものだと思います。理由は人口が減っているからです。だから、人口が減っているということは、患者さんの数も減るわけですから、考えてみたら毎年400人も500人も人口の減る町で、毎年医療費がふえ続けるなんてことはあり得ないので、その辺の予測が間違っただけじゃないかなと思います。

あと、後期高齢者医療制度とか新しい制度が始まりましたので、いろんな混乱があって

国からのお金等もなかなか難しかったとは思いますが、ここもう何年か過ぎましたので、次の3年間の予測は余り狂わないですね。またはその基金もある程度、今度は積み増しできているわけですから、それほどせっぱ詰まって集めなくてもいいんじゃないかと思うので、黒字になるんでもいいですけども、ある程度で済むような案を出してもらえればと思います。

それで今、町長のほうでスポーツ・健康で健康増進を進めて保険給付費を下げるのは努力したいということで言っていました。これはまたすごくいいことだと思いますし、ぜひそれは進めてもらいたいと思います。さらに保険給付費を下げるということの中では、医薬品のジェネリック品ですね、新しく高い薬品も年数が過ぎると、安い金額のもので同じ効用のものが出てきますから、それらの転換を進めればやはりその分で保険給付費が下がります。それに対して、今みなかみ町はそういう医薬品等のジェネリック品への転換を町民の方に呼びかけたり、医療機関に呼びかけたりとか、そういう努力は今しているんですか。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸良昌君） 今幾つかの数字がございました。おおむねその4%アップのときの検討に、当然高齢化率がどんどん上がっているという部分が配慮されていたわけですけども、それが人数としては減っているだろうというご指摘です。それは保険料を払う人も減り、なおかつということですから、それは検討の中の各種の数字だと思います。今のご指摘は、諸々の数字をきちっと検討して、次の料率を決めろというご指摘ですから、それは先ほどお答えしたとおり、それらを配慮しながらやっていくということでございます。

1つ、これは非常に重要だと思っております。これはなかなか保険料を払うのが大変だというご指摘と同じなんですけれども、みなかみ町の国保について、加入している人の中で軽減世帯が全加入世帯の45%を占めているということでもありますので、これは収入等が総体的に我がみなかみ町で低くなっているということだろうと思っておりますし、それらを反映してある程度、保険料率的に高くなっているという事態もあります。

そしてまた、先ほどお話のありました基金がどのぐらいが適正なのかと。これは数字の判断の問題でございますので、また次のときにきちっと検討しながらやっていくということでございます。

ジェネリック医薬品を使うということにつきましては、子育て健康課のほうでそういうパンフレットもつくっておりますし、各保険者に働きかけもやっておりますし、医療機関についてもその働きかけをやっているところでございます。

議長（久保秀雄君） 町民福祉課長。

町民福祉課長（関章二君） ジェネリック医薬品の関係の啓蒙関係なんですけれども、これは私たちが医療費の削減という中で、諮問機関であります国保運営協議会のほうからも提言がありまして、皆さんに周知ということで保険証の送付時だとか、いろいろな機会に今それを推進しています。近々その結果、各個人個人がどのぐらい使った場合に、どのぐらい減るかというような数値も出せるような格好で推進していきたいと思っておりますので、この点はこちらを進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（久保秀雄君） 11番島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君質問席）

11番（島崎栄一君） 医薬品の節約等も、ぜひ継続的に努力してもらえればと思います。

ちょっと先ほどに戻るんですけども、国民健康保険税を納めているけれども、健康でほとんど医療費を使わない人に商品券を御礼として、そのぐらいのプレゼントをということ言っていて、町長のほうは余り考えていないような返答だったんですけども、この間、いろいろみなかみ町は商品券をプレゼントしていますよね。みなかみ町に来た旅行客にプレゼントしていますし、何千万円もやっていますし、いろんなことでほかにも何かやったような気がします。そういう中で、これは全町民の4割か5割ぐらいがこの国民健康保険なので、実際に町民にメリットの行く話ですから、ほかにもいろいろやっているんでしたらぜひこういうことも考えてもらいたい。「おれって健康でやっぱよかったんだ」という励みになるようなことでしてもらえればと思いますけれども、どうでしょうか。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸良昌君） 先ほどのエンジョイプランの話については、施策目的が別ですので、その議論と切り離しましてですね、この国民健康保険の金の中から商品券を配布するというような活動ができるのかということについては、制度上は確認してみました。できないわけではないけれども、余りやっているところはないというのが実態でございます。

となりますと、ほかの施策として一般財源、わかりやすく言うと、一般財源の中から制度として町民に配布するという制度になろうかと思えますけれども、そのときに病院に1回もかからない人、あるいは国民健康保険に加入している中で病院にかからなかった人というような選別の仕方というのは、非常におかしなことになってしまうというふうに思います。

そうしますと、一般的に町民に対して健康増進と、健康増進じゃなくても商品券とおっしゃいましたけれども、すべての町民に例えば1000円の商品券を配るという施策は、ほとんど無意味な施策になってしまうと思います。そうしてきますと、先ほど申し上げたように、町民にぜひ健康に留意して元気に過ごしてもらいたいという施策に金をかけると、先ほどお話ししたところに戻ってきってしまうのかなというふうに、私としては理解します。

議長（久保秀雄君） 11番島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君質問席）

11番（島崎栄一君） では、来年4月に向けて、これから国民健康保険税の次の3年間の保険料ですか、その案をつくるとしますので、ぜひいろいろ考慮してですね、また、予測も過去の3年間の実績もありますから、その数字もよく見て、また将来、それもなるべく正確にやっていますね、余り余裕を持ち過ぎないで、ある程度のところで、適当なところでぜひ町民が喜ぶ案を出してもらえればと思います。ぜひよろしくお願いします。

以上です。

議長（久保秀雄君） これにて、11番島崎栄一君の質問を終わります。

この際、休憩いたします。15時25分から、再開いたします。

(1 5 時 1 4 分 休憩)

(1 5 時 2 5 分 再開)

議 長 (久保秀雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

- 通告順序 4 1 2 番 高 橋 市 郎
1. 小中学校の不登校といじめについて
 2. 町有の遊休施設の利用と契約について
 3. 指定管理制度について
 4. 町税及び公共料金の滞納について

議 長 (久保秀雄君) 次に、1 2 番高橋市郎君の質問を許可いたします。

1 2 番高橋市郎君。

(1 2 番 高橋市郎君質問席)

1 2 番 (高橋市郎君) 本来、明日かと思っていたものですから、準備不足で大変失礼かとは思いますが、すけれどもやらせていただきます。

初めに、小中学校の不登校といじめの問題につきまして、教育長にお尋ねをしたいと思います。

県の学校基本調査によりますと、2 0 1 0 年度の不登校の中学生は、県内において 1 5 9 9 人と、3 年ぶりに増加に転じたとのことであります。小学生につきましては、前年度から 2 9 人減少し、3 0 5 人となっているようでありすけれども、全中学生に占める不登校の生徒は 2 . 6 9 % で、3 7 名に 1 人、1 校当たり 8 . 8 人が不登校の計算となっておるようで、極めて深刻な状況であると思われすますが、町の小・中学校における現状はどのようなになっておられるのか、また、その対応策はどのようにとられておられるのかお聞きをいたします。

また、いじめ問題につきましては、2 0 1 0 年度のいじめの認知件数は、小学校で前年度比 1 6 . 8 倍の 1 2 9 1 件、中学校では 5 . 4 倍の 6 9 6 件であり、学校単位で見ますと、小学校が前年度比 4 . 2 倍の 1 9 3 校、中学校が 2 . 6 倍の 1 2 6 校となっているようでありす。町内における小・中学校の現状はどのようなになっているのか、また、その対応策についてはどのようになさっておられるのか、教育長にお尋ねをしたいと思います。

そこで切らせていただいて、あとの 3 項目については、また後でということによりすお願いいたします。

議 長 (久保秀雄君) 教育長牧野堯彦君。

(教育長 牧野堯彦君登壇)

教育長 (牧野堯彦君) それでは、高橋議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、不登校の状況と対応についてご説明をさせていただきます。

現在、文部科学省では、不登校という定義がございますが、児童・生徒をこのように定義をさせていただきます。ちょっと専門的な言葉になりますが、「何らかの心理的、情緒的、身

体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」というふうに定義しております。簡単に言いますと、30日以上欠席をしている者のうち、はっきり病気だとか家庭の経済的な事情だとか、そういうもので登校できないというふうな子供以外をですね、一応、大体不登校というふうな扱いで考えております。

それで、この定義によりまして、先ほど議員さんからお話がありました先日の新聞報道の数字でございますけれども、あれは学校基本調査による報告でございます。それとあわせて文科省の生徒指導の問題行動調査というのがございまして、その行動調査のほうが1つ、数年の統計を使いましたので、それをちょっと使わせていただきたいと思っておりますけれども、平成22年度の全国の小・中学校における不登校児童・生徒数、約11万5000人でございます。不登校児童・生徒の割合は、全児童・生徒に対する1.14%でございます。これは平成20年度が約12万7000人、平成21年度が約12万2000人であったことから、全国的に減少傾向にあるというふうな数字でございます。

それから、平成22年度の群馬県の小・中学校における不登校児童・生徒数、1884人で、不登校児童・生徒の割合は1.08%であります。これは平成20年度が2024人、平成21年度が1853人であったことから、群馬県では21年から22年度にかけてやや増加しておりますけれども、おおむね横ばいの傾向と言えらると思っております。

そして、我が町でございますけれども、平成22年度については17名、不登校児童・生徒の割合は1.01%でございます。内訳といたしましては、小学生が4名、中学生が13名ということでございます。これは平成20年度が15名、平成21年度が17名であったことから、みなかみ町もややふえているというふうに言えらると思っておりますが、横ばいの傾向であろうというふうな状況でございます。

このように、平成22年度の全小・中学校に占める不登校児童・生徒の割合、先ほど議員のお話しになりました中学生37人に1人、小学生379名に1人という割合でいきますと、本町は大体20名程度が不登校の数として出てまいりますけれども、これを下回っているというふうなことでございまして、この数字で保っておられるのも、日ごろから各校の先生方が当該児童・生徒への家庭訪問、それから電話連絡、登校時の出迎え、それから、学校へ来たら別室登校等々への対応を行っている、やはり成果ではないかというふうなことで、大変手がかかりますけれども、このような対応をしっかりとやっただいてるので、余りふえないのではないかというふうな考えております。

ただ、横ばい傾向とはいえ、不登校の児童・生徒がいるということは、やはりまずいこととございまして、これを何とかなくしていかなきゃなりません。そこで、不登校ゼロを目標に、子供たちにしっかりと学習させたいという願いから、平成23年度より、みなかみ町の不登校児童・生徒を支援するため、適応指導教室、リエントリールームと呼んでおりますが、みなかみ町中央公民館内に開設させていただきました。適応指導教室といいます。それで、この教室の担当者として、校長経験者1名を町費嘱託の専任指導員として任用させていただいております。

適応指導教室とは、長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学習の支援をした

り相談をしたりして、本籍校に復帰できることを目標に運営している教室のことです。ここに参加している児童・生徒は、本籍校の出席として扱いますということです。

また、適応指導教室を中央公民館に開設した関係から、水上地区からはやや通いにくいという部分がございます。

それとまた、数年にわたって不登校傾向の生徒が続いて見られる水上中学校に、不登校対策の担当者として、校長経験者1名を町費囑託の生徒指導補助教員として配置させていただいております。そして現在、取り組んでもらっております。

さらに、臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラー1名、これが県教委の不登校対策として、おおむね週1回、各中学校を訪問して該当生徒、保護者に対するカウンセリング等を行っております。このカウンセラーは、各中学校において不登校対策委員会、あるいは生徒指導委員会に同席するなどして、管理職、担任等の教員、スクールカウンセラーが一緒になって不登校生徒に対応できるように活動していただいております。

小学校におきましては、県教委によるスクールカウンセラーの定期的訪問がありませんので、不登校傾向を示す児童等がある場合には、利根教育事務所に臨床心理士の資格を持つスーパーバイザーという先生が配置されておまして、この先生に必要なに応じて来ていただき、ご指導、面接等をしていただくというふうな体制に現在なっております。

このように、町費負担、県費負担の先生方のマンパワーを生かしての不登校対策でもって、現在対応しております。しかし、これらはいくまでも発生した折の対応であります。何より大切なことは、不登校児童・生徒の発生を未然に防ぐことだということでございます。したがって、その第一は、何といたっても日ごろの学校生活、あるいは家庭での生活が充実したものになるように取り組ませなくてはならない、こういう環境をつくり出すことが大きな使命だというふうに考えております。

したがって、学校生活でよく学校に適應する、勉強がよくわかる、友達と仲よくできる、そういうことが大切だと思いますが、その基本は、やはり勉強がよくわかって、学力をしっかりとつけること、そういうことが大事になってくるとは思います。そのためにきめ細かな指導、あるいは少人数指導、充実した生徒指導などを行うことができますように、群馬県教育委員会と協議をして、教職員の配当基準に対して加配、特配という形で県費教職員を配置していただいておりますが、現在、町内小・中学校で20名ほど先生がおります。加配をいただいております。

また、町費では、補助教員、それから特別支援を中心とした支援員さんの先生を11名配置していただいております。子供たちが学ぶ喜びを感じながら友達と充実した学校生活を送れるように一生懸命配慮していただき、また、努力をしているところでございます。

このような対策を現在講じてございます。

平成23年度の途中経過でございますが、4月から7月までの状況で、30日まだ計算できませんので、月に6日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるもの以外の生徒数で不登校傾向にあると思われる子供たちの数ですが、小学校5年生が1名、中学1年生が3人、中学2年生が3名、中学3年生が6名、合計13名でございます。

ただ、現在、各学校から上がってきます様子を聞きますと、学校へ登校して、学校での

別室登校ですけれども、日数はふえてきているという報告が入っておりますので、今後30日に到達するかどうか、非常に先生方に今期待をしているところでございますけれども、現状このような形でございます。

これが不登校に対する現在の状況でございます。

続きまして、いじめの現状と対応についてご説明いたします。

これも文部科学省で定義がございまして、いじめとは何かというふうにございますが、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」、なお、「起こった場所は学校の内外を問わない」というふうに定義しております。

簡単に言いますと、「おれはやられた」と、「いじめられた」と言われると、いじめみたいな扱いをしなくちゃならないというふうな状況でございます。相手の人がそういうふうな思いでなくても、受けたほうが「あ、いじめられた」というふうに思えば、1つはいじめというふうな扱いで対応しなくちゃならないと、こういうふうな考えで進んでおります。「表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って」というふうに書かれております。そういうことでございます。

それで、平成22年度の全国の小・中学校におけるいじめの認知件数、約6万8000件です。また、平成20年度が約7万8000件、21年度が6万7000件でございまして、全国的にやはり横ばいの傾向でございます。しかし、平成22年度の群馬県の小・中学校におけるいじめの認知件数は1987件、これは平成20年度が282件、平成21年度が207件であったことから、群馬県においては著しく認知件数が増加したことになります。

平成22年度の我が町でも、小・中学校におけるいじめの認知件数については17件でございます。これは平成20年度が1件、平成21年度はゼロ件に比べますと、これも認知件数が大変ふえた数でございました。これは平成22年度に、ご存じのとおり、桐生市の小学生が自殺をするという不幸な事件が発生したことを契機として、いじめに対する考え方が非常に細かくなったといえますか、非常にシビアになってまいりまして、各学校でもその意味で非常に確認を丁寧にするようになったことがございます。あわせて、平成18年にいじめに対する考え方が変わりました。定義を変えたんですね。そこらのずれがございまして、急に増加したというふうに考えております。

いずれにいたしましても、いじめの問題への取り組みの基本は、早期発見、早期対応の実態把握でございます。したがって、各学校は、いじめはどの学校でも、どの子供にも起こり得るということを再確認して、定期的に児童・生徒から直接状況を聞く機会を設けております。手法としましては、子供の少ない学校では直接面接をやっております。また、毎月アンケート調査を実施しております。そしてまた、個人面接、個別面談、個人ノート、生活ノートといった教職員と児童・生徒との間における日記等の活用、保護者等の面談などをして、いじめの把握に一生懸命努めているということでございます。

それで、各学校においていじめを把握した場合には、適切な対応を心がけることはもちろんですけれども、学校のみで解決することに固執することなく、速やかに保護者及び教

育委員会等に報告し、適切な連携を図ることとしております。さらに、いじめは人間として絶対に許されないと意識を学校教育全体を通じて、児童・生徒一人一人に徹底すること、いじめる児童・生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導をもって取り組んでいるところであります。

このように、各校においていじめの早期発見、早期対応を心がけておりますが、一方で、未然防止を図ることが極めて大切であります。本当に求められる対応というのは、被害者を守るという意味だけの未然防止ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止策が求められております。そのためには、児童・生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、児童・生徒のよさが発揮され、互いに認め合う学級集団、あるいは子供の自発性、自主性を保証してあげながら、規律と活気のある学校集団、そういうものをつくり上げていくことが極めて大切だと思います。そして、道徳等を通していじめを許さない心情を深める授業、人権意識の高揚を図っていくことが今非常に大切であろうというふうに考えられ、それに一生懸命取り組んでいるところだと思います。

また、昨今では、インターネットサイトや携帯電話のメールなどを端緒としたいじめも発生しております。これには教職員の研修、あるいは保護者、児童・生徒を対象とする講演会等、各学校で積極的に開いて勉強会をしておりますし、特に保護者によくわかってもらいたいというふうな思いでの啓発を行っております。

以上、大変雑駁でございますけれども、いじめについての現状と対応ということでお話しさせていただきました。

最後に、平成22年度に各小・中学校において、学校評価というのがございますけれども、その際に児童・生徒に対して「学校が楽しいと感じていますか」という趣旨のアンケートを行ったところ、小学校では95%、中学校では88%もの児童・生徒が「楽しいと感じている」と答えております。私たちは、こういうふうなことをまた力にしながら、さらに充実した学校生活、一人一人が生き生きとする学校生活をつくり上げていくこと、これがいじめをなくし、不登校をなくしていくものというふうに考えて努力をしていきたいというふうに思います。これをもちまして答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（久保秀雄君） 12番高橋市郎君。

（12番 高橋市郎君質問席）

12番（高橋市郎君） 大変きめ細やかな対応をなされているということで、安心をしたということだと思います。学校施設については、耐震化が水上中学校の改築ですべておしまい、次は本当に、先ほど教育長のお話の中に学校が楽しい学校であるように、それは中にいて学校を運営する関係者の皆さんの努力だなというふうに思うわけです。

そこで、もう1点だけお尋ねをしたいのは、いじめの問題を把握するのは学校で努力をして、アンケートを毎月やるというような細やかな対応をされて、数的に非常に数が多くなっているというのは、本当にささやかな、早期発見という観点からか、ささやかな問題からそういうことに対応するという報告が上がってきているために、実質そのいじめの件数の数字が統計としてふえているのかなと私も思うわけです。

ただ、いろいろな事案がある中で、通告の文章の中にはいじめの相談が1.5倍にふえていると。これは県総合教育センターいじめ対策室への相談ということだと思えるんですけども、私も何年前にいじめの問題で関係者から相談を受けて、対応に当たったことがあるわけですが、その事例を1つ申し上げますと、学校のだれに相談していいのかなど。本来なら担任がすべてであると思うんですけども、なかなか保護者も相談をすぐできるような方でなかったために、非常に困ったなという状況があったわけです。

そういう中で、やはり学校に相談をすることができないような状況に、例えば教育委員会のどこに電話をすればそのことに相談に乗っていただけるであるとか、県までというとなかなかだれもできないわけですが、それはすべてが学校で対応してくれている現状でありますけれども、事例としていろいろな場合が生じたときに、教育委員会でもこういう相談は受けますよとか、そういうことは今後あると、よりその保護者は安心をするのかなというふうに思うわけです。その点についてはいかがでしょうか。

議長（久保秀雄君） 教育長牧野堯彦君。

教育長（牧野堯彦君） 議員指摘のとおり、相談の窓口というのは県レベルではいろいろございます。

先ほど出ました総合教育センターもそうでございます。それから、警察もいじめの相談に乗っていただいております。さらに人権擁護委員会みたいなのもやっております。いろいろございますけれども、いずれも何か遠いような感覚のところがございますですね、教育センターにも聞きましたけれども、匿名でやっているの、こちらのほうから来た相談かどうか分からないというふうなことで、件数は分からないというお話もございまして、大体今、匿名で聞いております。

そんなふうなことであれば、なおさら身近なところで聞ける相手がいることが大事だろうというふうに思いますが、学校の先生が私は一番いいと思いますし、家庭の中での親もいいと思いますが、調査をしますとなかなかそういう人たちのランクが低くて、なかなか相談の相手になっていないというふうな状況で、ちょっとがっかりすることもございますが、今出ましたように、教育委員会ももちろん相談に乗りますし、先ほど出ました適応指導教室の先生ももちろんそうでございます。事務所のカウンセラーの先生も乗っていただけます。いろんなところで相談をする体制はございますので、どうぞ活用していただければというふうに思っております。ただ、そこができるというふうに知っているかどうかの問題があると思いますので、極力、また宣伝はしていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（久保秀雄君） 12番高橋市郎君。

（12番 高橋市郎君質問席）

12番（高橋市郎君） ぜひとも子供たちが安心して学べる環境にさらにご尽力いただけるようお願いを申し上げます。

それでは、次に移らせていただきます。

町有の遊休施設の利用と契約ということでお願いをしてあるわけですが、町有遊休施設を民間の方々や団体が利用している例があるわけでありまして、その契約に

ついて、安定して長期に利用したい意向がある場合における地元との調整、また地域貢献を踏まえ、町等とも協力し合える、そのようなことが必要かなというふうを考えるわけですけれども、町の考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 一言で申し上げますと、そのとおり、ぜひそうしたいというふうに思っています。

ちょっとしゃべらせていただきますが、ある意味、役割を終えた町有施設、遊休の町有施設、これのあり方については、基本的には公共的あるいは公益的に利用されるということが望ましいと、これは原則ではあります。ところが、町が使わない限り、なかなか利用されないと、今言ったような制限をかけていますとすね。

そんなことになりますので、そこで、具体的には民間が利用する場合には、その施設の運転経費、ランニングコスト、これについては、その利用する者に出してもらわなきゃいけないということがあります。ですから、ある意味、公益性を持っているけれども、一方では収益性のある事業も展開できるという形でない、なかなか利活用は難しいのかなというふうに思っております。これらの案件については、積極的に対応していきたいと思っています。

それで、今の質問ずばりですけれども、施設の貸し付けについては、みなかみ町の財産交換、譲与、無償貸与等に関する条例に基づいて決定するということになってますが、これについては、公的な団体が使用して公益事業の用に供する場合は、無償で貸し出すことが可能だということになっております。収益事業ばかりだということになると、ある程度使用料を徴収するというのは原則ですけれども、実態的にそういうのはなかなかございませんので、特例で無償で使っていただくというほうが好ましいのかなと、踏み込みますがそう思っています。

具体的な事例でご説明するのがわかりやすいと思うので、ご存じのやつを申し述べてみますけれども、旧にはる幼稚園猿ヶ京分園、平成22年4月1日より有限会社新治スピリットに無償で貸し出しておりまして、サッカーを中心とした総合的な体験活動の推進、あるいは足健康村ということで、足からの健康づくりの活動、あるいは家づくり教室などの場として活用されておりますし、あと、旧猿ヶ京小学校につきましては、平成23年4月1日から一般社団法人日本プロ野球OB支援センター、現在、名称変更によりまして、一般社団法人猿ヶ京小学校スポーツアカデミーという名前になっておりますけれども、その団体に無償で貸し出し、借り受けた者によりまして合宿が可能な施設に改修されまして、野球を中心としたスポーツ活動の拠点として活用されようという動きが始まっております。

もう1点、須川地区にあります旧にはる保育園ですが、これにつきましては、平成23年7月1日からみなかみ町商工会に無償で貸し出しまして、町内木製品の展示場、あるいはその販路拡大の活動の場、たくみの里物産の展示など、そしてあわせて、たくみの里総合予約センターという形で活用されています。

今申し上げました3つとも、維持管理費については借り主側の負担で運営されております。

すが、今の質問のポイントです。契約については、特に借り主または貸し主から申し出がない限り、同一条件で継続されるという取り扱いになっておりますので、今ご質問のありました長期的に利用できるということについては、当初の想定と変わらず、それで展開していくことができるということであれば、同一条件で更新できるというのが原則でございますので、問題なく長く使っていただいているということについては、途中で打ち切るとか条件が変わるとかというのは、原則としてないということでございます。

議長（久保秀雄君） 12番高橋市郎君。

（12番 高橋市郎君質問席）

12番（高橋市郎君） 今、町長から具体的事例ということで、旧にはる幼稚園の跡地の利用の話が出ました。私も、実はその事例の中での今回の質問になるわけなんですけれども、いわゆるあの場所、非常に環境のいい場所だと。収益性を持ちながら公益性の事業展開をしたい。あその場所でやるのは公益性を持ってやって事業展開をしたいんだと。収益性を持たない企業では、なかなか公益性のみでは修繕なり維持管理の経費というものは生まれにくいから、それは当然収益性を持っていることだと。

しかしながら、事業の計画性を持って事業展開を図る中で、無償で借りているということになると、いわゆる権利関係、そこにいるという契約の継続性に対する、極端なことを言うと、賃貸契約なら居住権なりそういう権利が生じるわけなんですけれども、無償でのということになると、その辺の不安があると。町がやることだから、そんなに自分自身がしっかりやっていたら追い出されるようなことはないだろうという、そんなざっくばらんな話ではあるんですけれども、その場所を利用して長期の計画を策定するに当たって、それなりの保証といいますか、長期安定した契約が結べるような状況がないと計画が策定できないんだというようなことがあるわけです。

ですので、そういった安定した事業運営ができるように、ぜひともその辺を考慮した次回の契約、3年間で今借りている途中ですけれども、来年度、新年度が始まるまでにはきちっとした契約が結べないと、その方が事業の計画を組むのに困っているというようなこともありますので、その辺を考慮してお考えをいただければありがたいというふうに思います。

次に、指定管理の問題についてお尋ねをします。

昨年、遊神館が年度途中において、客数減少による赤字を理由に指定管理から町直営となりました。そのときの町長の全協での説明に、指定管理者の選定等の問題について、今後検討する必要があるというような表現をされたように私は理解をしているんですけれども、どのような組織において、どのように検討をされておるのかという点について、お尋ねをいたしたいと思います。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸良昌君） 指定管理、特に遊神館が年度途中において町直営にしたと、そのときにもいろいろご説明しましたので、その経緯についてはご理解いただいているということで省略させていただきます。

今どういう形で検討しているかということについては、遊神館の問題に限らず、町有施

設、これが200以上あるようですけれども、その中で150施設程度について、指定管理が適切なのかどうかということで、全部の網をかけています。その中で、指定管理を検討したほうがいだろうというのは、150の中で半分もいかないわけですけれども、例えば区のほうで自発的に管理してもらおうとか、できれば譲渡したいとか、先ほどもお話がありましたように、民間で使ってくれないだろうかといったようないろいろありますけれども、それを現在検討しています。

どこでやっているかといえば、今は事務作業ですから総合政策課の中の企画グループのほうでやっております。これについては、その素案ができた段階で、この指定管理につきましては指定管理者選定委員会に付議して、さらに議論を進めていただくということです。指定管理者選定委員会、これは指定管理者の選定のために設けられておりますけれども、事前の指定管理のあり方、こういうものについてはこういう指定管理です、こういうものはそれに適さないだろうといったようなことについても、その組織を活用してなるべく早目にご相談するのがいいのかなというふうに、今のところ私は思っております。

先ほど申し上げました150の施設の整理、累計と今、鋭意やっておるところですので、その辺についてはもうしばらく待っていただきたいと思えますし、率直に申し上げて、議員さん方にはどこかの段階で、こういう方向で議論が進んでいますというのを早い機会にご説明したいというふうに思っています。

議長（久保秀雄君） 12番高橋市郎君。

（12番 高橋市郎君質問席）

12番（高橋市郎君） 町民感覚とすると、いわゆる赤字だからお返ししますということが、端的に、単純な話、そういうふうなことが許されるようなことが行われている感じがしていて、何なのと。経費節減を理由に、いろいろな指定管理も出したりしているわけです。ところが、指定管理者選定委員会での選定の中で、条件が合ったからその業者を選定したと。しかしながら、途中で投げ出しても何のペナルティーもないんだというようなことが行われて、そんなことで果たしていいのかなというのが町民感情であります。その辺のことに對して、きちっとした説明等がなされないと理解を得られないと思うんですけれども、その点についてはいかがですか。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸良昌君） 今の点について、ご理解いただいていると思っておりましたので、説明しませんでした。改めてこの場で説明させていただきます。

農村交流公園遊神館についてでございますが、ご存じのとおり、平成20年度までについては、新治農村公園公社が管理運営をしていたところでございます。ただし、運営状況、利用者の減少ということから、21年度以降については、指定管理料を前提にして管理を継続したいという申し出が新治農村公園公社からあったところです。それに対しまして、指定管理、21年度以降については、指定管理料を設定して支払うという前提で指定管理者を公募で選定するというので、公募をかけたわけです。

そのときに3社から申請がありました。具体的には、月夜野振興公社、新治農村公園公社、それに加えて東邦産業というふうに理解しておりますが、その3社から申請がありま

した。それについて、指定管理料を不要として管理運営計画を提出したのが月夜野振興公社でありました。これについては、先ほど申しました選定委員会に付議した中で評価し、月夜野振興公社、指定管理料が不要という管理運営計画でしたので、それが適当ということで答申をいただきまして、3年間の予定で月夜野振興公社を指定管理者として指定したという経緯でございます。

そのときの評価におきましても、月夜野振興公社が経営状態が余りよい状態ではなく危惧されたという評価もあったと聞いておりますけれども、民間の方を経営に招いて、既に指定管理を受けておりました真沢の湯において、立て直しが軌道に乗っておるという実績がありましたので、その経営手腕を期待して評価されたということでございます。

しかしながら、これはご説明したと思いますが、実際の月夜野振興公社による遊神館の管理運営が始まった時点で、従前の予想以上に各種の要因によりまして入館者が激減し、赤字が発生してきた。その状況で1年半、月夜野振興公社に指定管理をやっているにもかかわらずでございますけれども、ご存じのとおり、月夜野振興公社自体が町が出資した第三セクターでございまして、累積赤字を放置していくことができないということと、同じ者が運営しております真沢の湯の管理運営が順調にしているところでございますけれども、そちらまで影響を及ぼすということがありました。

そういうような前提条件の中で、月夜野振興公社から申し出のあった指定管理の辞退と申しますか、町としては指定管理の指定の取り消し、これを22年の9月30日に行ったところでございます。この辺についてはご説明したとは思ってございましたけれども、改めてそういう経緯であったということでご説明させていただきます。

そしてなお、その教訓を生かすことを含めて、指定管理の制度の運用を検討するということについて、3月の議会で述べさせていただきました。その前提に立ってですね、現在、先ほど申し上げた総合政策課のほうで検討を進めているというのが現況でございます。

議長（久保秀雄君） 12番高橋市郎君。

（12番 高橋市郎君質問席）

12番（高橋市郎君） 月夜野振興公社が同じ町が出資しているということで、どっちもどっちだと、そういうのがあれなんですけれども、この月夜野振興公社に副町長が取締役で入っているんですよね。それで、監査役が会計管理者が入っている。何の経営に携わらない、どうのこうのと言っても、一般的な感覚からいうと、役員として入っていればこれは無報酬だというのは別問題として、やはり経営に携わっているというふうに見られるのが普通の話だと思うんです。やはりそういう中で、経営努力をいかにされていってほしいというのが私の考えなんですけれども、それはそれで、そういうことでぜひとも指定管理、今後は町になるだけ損害を与えないような方向でやっていただきたいというふうに思います。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸 良昌君） ただいま月夜野振興公社の役員構成のお話がありました。先ほど、一番最初に、各株式会社の経営状況等についてこの議会でご報告しているということで、幾つかの公社なり株式会社というものが、町が責任を持たざるを得ないという状況で運営しています。それについては地域おこし、あるいは設定されたときの経緯等々から、町としても関

与せざるを得ないという形で進んできているところです。そういうものが今後ともあるということはご理解願いたいと思っております。

そしてまた、指定管理につきましては、適切な指定管理料を設定し、その中で公募の中で競争してもらおうということでございます。その判断のときに、例えばこっちが800万円だと言っていると、こちらは900万円要ると言っているときに、本当にゼロ円でできるのかいということの審査というのを慎重にやらなきゃいけないというのが、今回で勉強したことということになるかと思えます。指定管理については必要な経費は計上する、その中で競争してもらって、最もサービスがよくて最も効率的な者を選択していくと、これについては意を配って決定していかなくちゃいけない、ご指摘のとおりだと思っております。

議長（久保秀雄君） 12番高橋市郎君。

（12番 高橋市郎君質問席）

12番（高橋市郎君） 限られた時間ですので、次に入ります。

町税及び公共料金の滞納についてということで通告をしてあるわけですがけれども、これにつきましては、先ほど監査委員の方からきめ細かく報告がありました。ですので、この内容についてはそのとおりですので省略をさせていただきますけれども、いわゆる滞納の現状とその対策ということで、いかに滞納整理室の職員の皆さん、誠心誠意やられておられる。これは非常に気を使う、精神的に疲れる仕事だと思うんですね。取れないところから取らなきゃならないという非常に厳しい状況、それにはやはり町長がきちっとした、毅然とした態度で臨むという姿勢をこの場において表明をしていただいて、議会でも何年か前に滞納をきちんと整理をしてほしいという決議はしてあるわけですがけれども、やはり職員ではそれなりの限界を感じる部分があるというお話も聞くわけです。

やはりそこに後ろ盾になる町長、副町長があつてこそ、職員も毅然とした対応ができるのかなというような考えがあるわけですがけれども、その点について、監査報告を踏まえて町長はどのようにお考えか、お聞かせをいただければありがたいと思います。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸良昌君） 滞納整理室を中心として非常に頑張ってくれていると、ご指摘のとおりでございます。そのときに具体的に滞納整理を強化しているということで、1つの事例としては、よくご存じの上下水道料については滞納整理の徹底、その中で給水停止については、相当、給水停止ということを前提に納入していただくように働きかけていますし、あるいは支払い督促で裁判所に申し立てを行うというようなことについてもやっております。逆の言い方になりますけれども、どうしてもやむを得ないというものについては、不納欠損を行うというようなことについては適切にやっているところでございます。つまり、公的手段等も含めていろいろやっております。

今は上下水道料の話で申し上げましたけれども、町営住宅の家賃につきましても、文書督促、電話督促、訪問徴収、呼び出しといったようなことを担当、つまり滞納整理室でやるだけではなくて、退去について裁判所に申し立てる等々の公的な手続もやるようにしておりますし、相当積極的に、あるいはできる限り公平に、滞納がないようにということで進めさせていただいているところでございます。

額の大きい固定資産税等につきましては、裁判との絡み、あるいは公的な手続というのを前提にやっておりますし、逆に分納の約束等で払ってもらえるというものについては、できるだけ配慮する中で少しでも税収を上げていこうという対応でやってきております。

先ほどのきちとした対応で、実際の窓口でやっている職員だけが苦勞することのないようにというご指摘については、手続的にもやっていると思いますし、具体的にそのように、今ご指摘のあったような点で配慮しながら進めていくように気をつけたいというふうに思っております。

議長（久保秀雄君） 12番高橋市郎君。

（12番 高橋市郎君質問席）

12番（高橋市郎君） たまたま今回の町報に、不動産の公売情報が掲載されているようです。ほかにインターネット公売もされているというようなお話です。やはり法的手段をとるからには、それなりの調査、またはきめ細やかな調査というのがきちんできてこそ初めてそういう対応がとれることだと。非常に職員の方、精神的に疲れる部分があるのかなと。上下水道にしる家賃にしる、すべての公共料金と税の問題だとは思いますが、すけれども。

やはりそういう中で、1つ懸念をされることが、先ほど来、監査委員の報告にもあったように、職員数の減少を240人体制まで持っていくという中で、職員の数が減るわけですね。そういう中で、そういう対応をしなければならぬ人たちが限られてくるということの厳しさというのが出てくると思いますけれども、その辺を考慮しながらも、職員も町に損害を与えないように誠心誠意努力をしているというようなお話であるようですので、ぜひとも町長、副町長は後ろ盾となって、職員に安心して職務に当たれるような対応をとっていただきたいと思っております。

以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（久保秀雄君） これにて、12番高橋市郎君の質問を終わります。

一般質問については、6名の議員より通告がありましたが、本日4名の議員の一般質問を実施いたしました。残り2名の一般質問については、明日実施をしたいと思います。

散会

議長（久保秀雄君） 以上で、本日の議事日程第1号に付された案件はすべて終了いたしました。

明日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

（16時16分 散会）